

鹿児島国際大学看護学部
設置の趣旨等を記載した書類
資 料

学校法人 津曲学園

鹿児島国際大学看護学部設置の趣旨等を記載した書類

資料目次

資料1	鹿児島医療センターと鹿児島国際大学の包括連携協定書	4
資料2	日本の人口の推移予測	5
資料3	2025年度の看護職職員の需要推計	6
資料4	鹿児島県の現状	7
資料5	鹿児島県の看護職就業・養成の状況	9
資料6	要望書：鹿児島国際大学看護学部設置の必要性 (鹿児島県知事、鹿児島看護協会長、鹿児島市長、鹿児島県医師 会長)	13
資料7	主要概念の定義及びその知識・スキル・態度を基にした全開設科 目と『看護学教育モデル・コア・カリキュラム』の学修目標との 照合	17
資料8	看護学部看護学科カリキュラムマップ	24
資料9	看護学部看護学科開設科目一覧	25
資料10	看護学部履修規程	26
資料11	看護学部看護学科履修モデル	35
資料12	4年間で行う実習の時期	36
資料13	科目別実習計画概要	37
資料14	実習施設一覧	49
資料15	実習施設所在図	52
資料16	実習承諾書の写し	53
資料17	年次別実習計画表	57
資料18	実習担当教員配置概要表及び実習科目別指導体制	61
資料19	個人情報取り扱い	74
資料20	実習誓約書	76
資料21	実習説明書・同意書	77
資料22	インシデント・アクシデントレポート	79
資料23	事故発生時の報告ルート	81
資料24	感染症への対応	82
資料25	実習委託契約書	84
資料26	令和元年度海外インターンシップ及び海外語学研修受入先等一覧	86
資料27	教育課程と指定規則との対比表	87
資料28	鹿児島国際大学教育職員の定年の特例に関する規程	91
資料29	鹿児島国際大学看護学部顧問規程	92
資料30	鹿児島国際大学看護学部顧問就任承諾書	93

資料31	法令上必要な校地面積及び校舎面積（看護学部完成年度次）令和8年度	94
資料32	定期建物賃貸借契約書	96
資料33	事業用定期借地権設定契約公正証書	107
資料34	売買契約書	130
資料35	伊敷キャンパス校舎図面	145
資料36	図書・雑誌・データベース・視聴覚資料等の一覧	146
資料37	看護学部看護学科時間割（案）	151
資料38	鹿児島国際大学自己点検・評価規程	153
資料39	学生支援に関する方針	156
資料40	鹿児島国際大学就職キャリア委員会規程	158
資料41	令和4年度就職支援行事年間予定表	159

独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センターと学校法人津曲学園鹿児島国際大学 との看護学部設立・運営に関する包括連携協定書

独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター（以下「甲」という。）と学校法人津曲学園鹿児島国際大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、包括的な連携の下、それぞれの人的・知的資源、機能及び施設設備等教育環境の活用を図りながら、看護職育成に係る、教育・研究における交流及び連携を推進し、相互の教育・研究の一層の進展と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 看護職育成に係る、教育・研究に関する相互支援に関すること
- (2) 教職員の派遣及び研修等相互交流に関すること
- (3) 社会貢献に関すること
- (4) 学生の実習の推進に関すること
- (5) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

（協議会の設置）

第3条 甲と乙は、前条に掲げる各項目の具体的な取組について協議するため、甲乙双方の代表者から構成される連絡協議会（仮称）（以下「協議会」という。）を設置する。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日より、2026（令和8）年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から特段の申立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に5年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要な事項は、第3条で規定する協議会で協議の上定めるものとする。

上記の協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印して、各1通を保有するものとする。

2020（令和2）年11月27日

甲 鹿児島県鹿児島市城山町8番1号
独立行政法人国立病院機構
鹿児島医療センター

院長

田中康博



乙 鹿児島市坂之上8丁目34番1号
学校法人津曲学園
鹿児島国際大学

学長

大久保幸夫

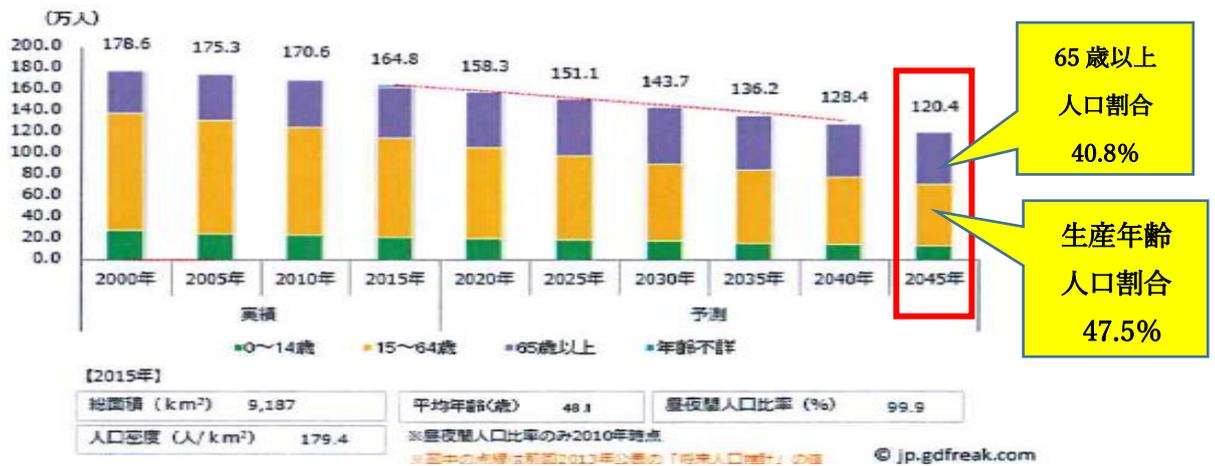


日本の人口の推移



(グラフで見る！日本の人口推移 2000-2045) : <https://jp.gdfreak.com/public/detail/jp010050000001000000/1> より

鹿児島県の人口の推移



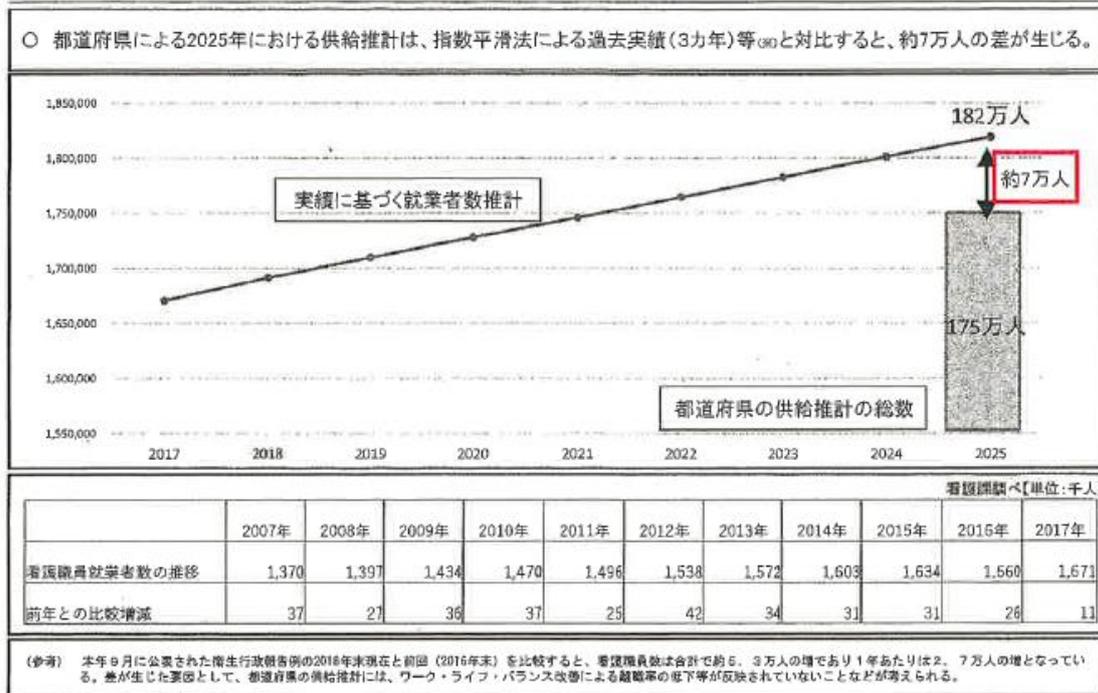
(グラフで見る！鹿児島県の人口推移 2000-2045) : <https://jp.gdfreak.com/public/detail/jp010050000001046000/1> より

垂水市の人口の推移



(グラフで見る！垂水市の人口推移 2000-2045) : <https://jp.gdfreak.com/public/detail/jp010050000001046000/1> より

【全国の 2025 年の看護職員の需給推計】



(令和元年11月 医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ(概要) p.3 より)

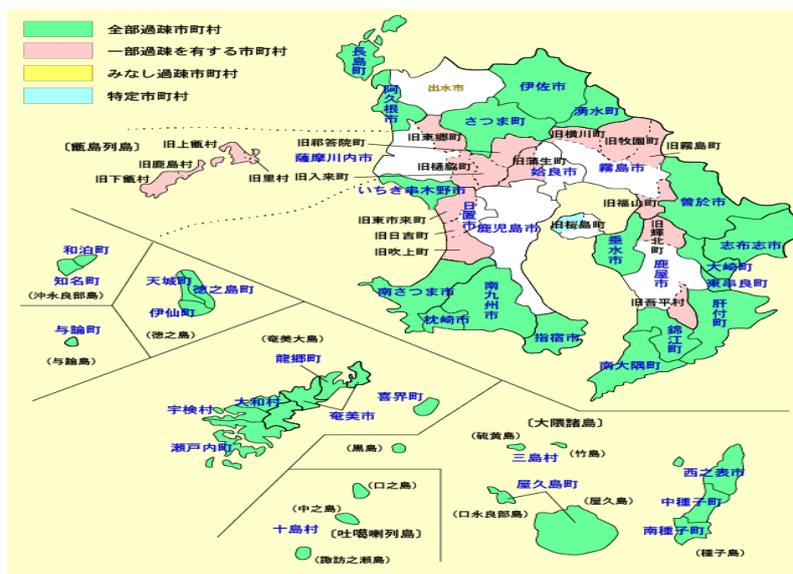
【鹿児島県の 2025 年の看護職の需給推計】

- 令和7年(2025年)の県全体の需要数31,131人に対して、2,346人の不足との推計
- 二次保健医療圏では、南薩以外で119人~736人の不足との推計

	平成26年 (2014年)	平成28年 (2016年)	平成30年 (2018年)	令和7年 (2025年)			
	従事者数	従事者数	従事者数	需要数 (A)	供給数 (B)	差引 (B-A)	
県全体	31,866	32,550	32,951	31,131	28,785	△ 2,346	
二次医療圏	鹿児島	14,002	14,602	14,874	13,808	13,072	△ 736
	南薩	3,108	3,129	3,075	2,577	2,701	124
	川薩	2,155	2,174	2,210	2,183	1,861	△ 322
	出水	1,447	1,466	1,483	1,397	1,234	△ 163
	姶良・伊佐	4,531	4,629	4,660	4,275	3,986	△ 289
	曾於	1,090	1,082	1,065	1,260	960	△ 300
	肝属	2,932	2,888	2,971	2,827	2,708	△ 119
	熊毛	540	567	590	797	514	△ 283
奄美	2,061	2,013	2,023	2,004	1,748	△ 256	

(令和3年3月鹿児島県看護人材確保計画, p.28 より)

【鹿児島県の過疎地域】



(鹿児島県過疎地域自立促進方針：平成 28 年度～平成 32 年度，資料 1-p 1，より)

【鹿児島県の高齢者世帯の割合】

区分	一般世帯総数	高齢夫婦世帯 ※1			高齢（65歳以上）単身世帯			
		世帯数	割合	全国順位	世帯数	割合	全国順位	
鹿児島県	22年	727,237	81,652	11.2%	2位	102,443	14.1%	1位
	27年	722,372	85,893	11.9%	6位	110,741	15.3%	2位
全国	22年	51,842,307	4,339,235	8.4%	-	4,790,768	9.2%	-
	27年	53,331,797	5,247,936	9.8%	-	5,927,686	11.1%	-

※1 高齢夫婦世帯(夫婦とも65歳以上の一般世帯)

[平成 22 年・平成 27 年国勢調査]

【鹿児島県の常駐医師のいない有人離島での看護職配置】

市町村名	島名	看護職配置	主な医療状況（定期分）	人口
鹿児島市	新島	なし	鹿児島市内の医療機関を利用	2
出水市	桂島	なし	出水市内の医療機関を利用	8
長島町	獅子島	なし	国保鷹巣診療所医師 週2回	689
三島村	竹島	1人	鹿児島赤十字病院医師 診療 月2回	87
	硫黄島	2人		130
	黒島	3人 (2診療所)		190
十島村	口之島	2人	※ 十島村南部三島は、県立大島病院医師 診療 月2回	159
	中之島	2人		171
	平島	1人		71
	諏訪之瀬島	2人		73
	悉石島	2人		79
	小宝島	2人		55
屋久島町	宝島	2人	栗生診療所医師 月3回	148
	口永良部島	1人		109
	加計呂麻島	なし		瀬戸内徳洲会病院、町へき地診療所の巡回診療
瀬戸内町	請島	1人	82	
	与路島	1人	町へき地診療所医師 2週1回	84

※看護職配置人数は、島内の診療所への配置人数

出典：保健医療福祉課調べ

(令和 3 年版鹿児島県看護人材確保計画：p 10-11 より)

【日本のへき地で働く看護師が直面する問題】

地域特性に沿った看護実践への困難	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の不便さに伴う対応の遅れ ・高齢者が多いために生じる健康課題への戸惑い ・医療・看護に関する住民の理解不足 ・地域の習慣や土地柄に対する戸惑い
プライバシー確保の困難	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間外の対応 ・看護師が公私の区別がつけにくいこと ・住民のプライバシーを守れないこと
高い質の医療確保が困難	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療福祉資源の不足 ・専門的な治療や処置の限界 ・多忙で丁寧な対応が困難経営状態による医療環境の不備
マンパワーの不足	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な休みの不足 ・多様な業務の同時実践 ・庶務的な業務の兼任 ・薬剤師業務の兼任 ・保健師業務の兼任 ・医師不足によるストレス
緊急時の対応へのストレス	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の判断や処置への困難感やストレス ・緊急時の連絡体制の不備
他職種との連携における困難	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の医師が長期的に駐在しないことへのストレス ・行政や支援機関との連携や理解不足在宅看護との連携不足
学習活動の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の実践機会が少ないことによる実践能力の低下 ・幅広い知識の不足新しい ・医療・看護に関する知識獲得機会の少なさ

中川早紀子他、日本におけるへき地で働く看護師が直面する看護上の問題
日本看護研究学会雑誌 Vol. 39 No. 4 2016

【災害時の看護活動における課題】

1. 中長期支援の必要性

1週間、10日間交替の応援が一般的だが、仮設住宅に移行が完了する時期になると通常業務の再開や支援計画立案の時期であり、長期的視点に立って相談に乗ってもらえるなどの中長期で派遣してくれる人材が必要。

2. 柔軟な派遣システム

協力関係を築いている自治体間の協定などがあれば、状況に応じて柔軟な対応の依頼もしやすい。

3. 終了時期の見極め、調整の困難さ

現場の状況を踏まえ、全国からの派遣保健師の支援を受けることを注視し、退職保健師や臨時看護職を活用する支援に切り替えたが、支援を縮小、中止していく経過について調整に配慮が必要であった。派遣の終了の判断は難しい。

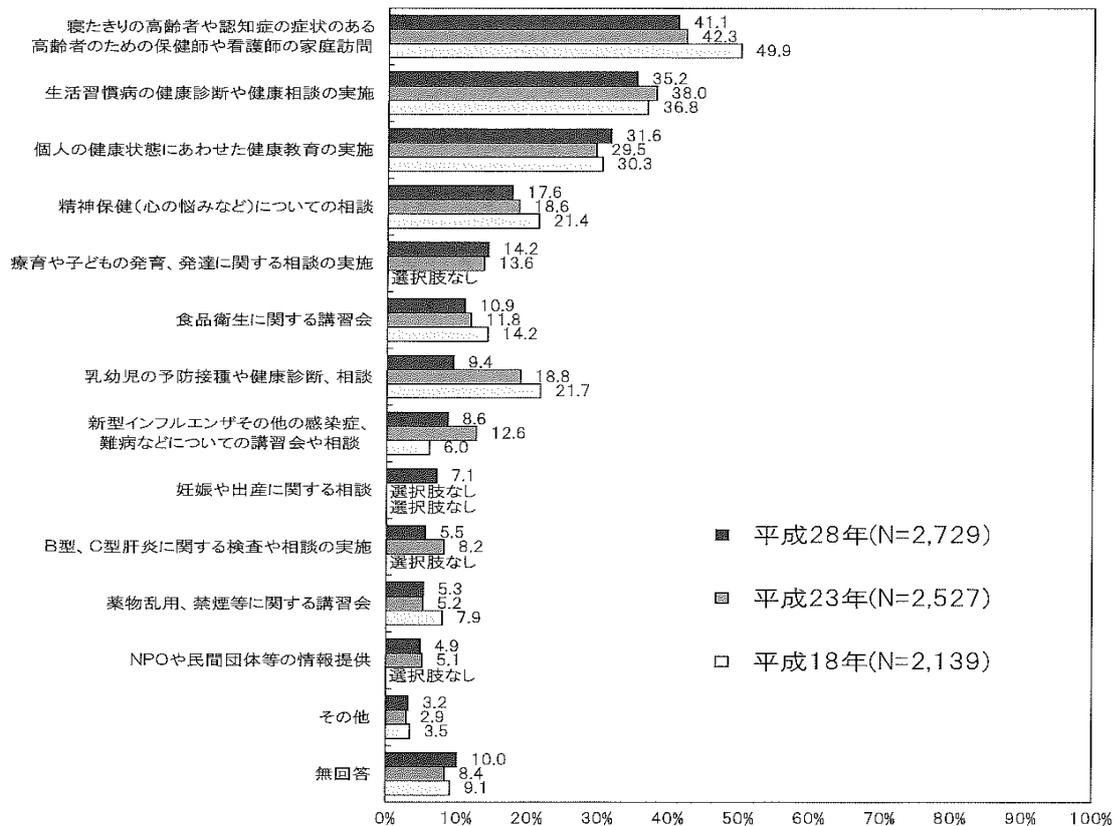
4. 絶対数の不足

被災自治体で継続した保健師のマンパワー確保は課題である。

チーム撤退後のマンパワー確保で緊急雇用予算を活用し、保健師、看護職を募集したが予定数が集まらなかった。

平成24年度 地域保健総合推進事業
東日本大震災における保健師活動の実態とその課題報告書から
(平成25年3月 日本公衆衛生協会)

【鹿児島県民の保健衛生サービスへの希望（重複回答）】



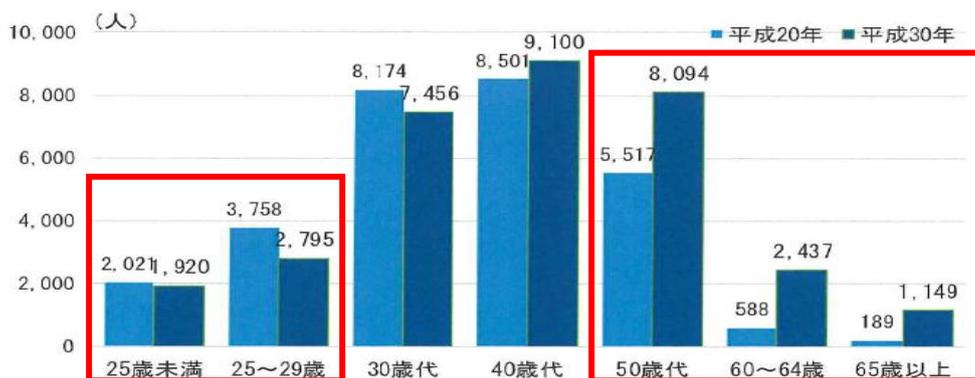
【鹿児島県の看護職員の人口10万対就業者数】

(単位:人)

	鹿 児 島 県			全 国	
	就業者数(人)	人口10万対	全国順位	就業者数(人)	人口10万対
総 数	32,951	2,041.6	2	1,612,951	1,275.6
保 健 師	941	58.3	15	52,955	41.9
助 産 師	626	38.8	5	36,911	29.2
看 護 師	22,504	1,394.3	2	1,218,606	963.8
准 看 護 師	8,880	550.2	4	304,479	240.8

鹿児島県看護人材確保計画（鹿児島県， p.11， 令和3年3月）より

【鹿児島県の看護職員就業者の年齢構成（平成20年と30年の比較）】



鹿児島県看護関係者の現状（鹿児島県くらし保健福祉部，p.1，令和元年）より

【都道府県別の大学における看護師養成定員数（令和2年度）】

都道府県	学校数	1学年定員	総定員	都道府県	学校数	1学年定員	総定員
全養成定員	861	54,440	189,146	24三重県	4	360	1,440
全国:大学	288	24,695	98,730	25滋賀県	3	210	840
01北海道	13	1,017	4,008	26京都府	9	685	2,740
02青森県	6	460	1,840	27大阪府	18	1,590	6,420
03岩手県	3	260	1,040	28兵庫県	15	1,330	5,320
04宮城県	4	325	1,300	29奈良県	4	329	1,304
05秋田県	3	220	880	30和歌山県	2	170	680
06山形県	2	123	492	31鳥取県	2	160	640
07福島県	2	164	656	32島根県	2	140	560
08茨城県	5	360	1,440	33岡山県	6	460	1,840
09栃木県	4	390	1,560	34広島県	8	795	3,180
10群馬県	7	600	2,400	35山口県	3	215	860
11埼玉県	11	1,075	4,300	36徳島県	3	260	1,040
12千葉県	18	1,745	6,980	37香川県	2	130	520
13東京都	26	2,511	9,964	38愛媛県	4	295	1,180
14神奈川県	12	1,090	4,360	39高知県	2	140	560
15新潟県	6	452	1,808	40福岡県	13	1,228	4,914
16富山県	2	200	800	41佐賀県	2	150	600
17石川県	5	360	1,440	42長崎県	3	205	820
18福井県	4	220	880	43熊本県	3	270	1,100
19山梨県	3	240	960	44大分県	2	140	560
20長野県	5	396	1,604	45宮崎県	2	160	640
21岐阜県	10	740	2,960	46鹿児島県	2	125	500
22静岡県	5	530	2,120	47沖縄県	3	220	880
23愛知県	15	1,450	5,800				

令和2年 『看護関係統計資料集』日本看護協会出版会編集より

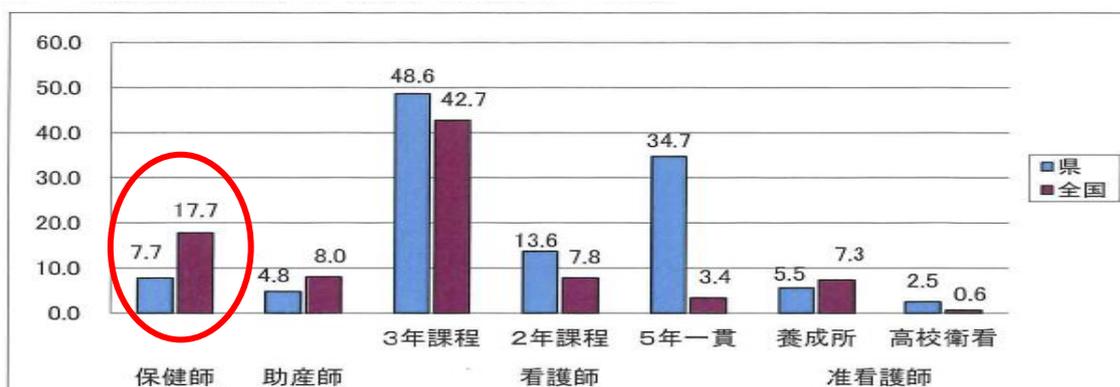
【鹿児島県の看護師の養成状況（令和2年度）】（単位：人）

区分		施設数	課程数	1 学年定員
大学		2	5	125
保健師		2	2	選択可能定員：79
助産師		2	2	32
看護師	3 年課程	14	14	700
	2 年課程	3	(1) 3	(150) 220
	5 年一貫	6	6	560
	小計	22	23	1480
准看護師		5	(1) 5	(40) 169
合計		29	(2) 35	(190) 1806

※「施設数」の「小計」「合計」は、複数課程を有する養成施設分を調整しているため、積上げ数値とは一致しない。()：通信制で内数

鹿児島県看護人材確保計画，令和3年3月，鹿児島県，p15 を一部改変して作成

【鹿児島県の看護職員養成数（1 学年定員）の比較（人口10万対）】



(注) 人口は平成30年10月現在

(令和元年鹿児島県看護関係者の現状Ⅱ養成・確保の状況，p.23より)

【鹿児島県の看護系大学進学者の県外入学者推計】



鹿児島から福岡への流出は約4.8%、熊本へは約6.7%（学校基本調査より）。
競合校の志願者数と掛け合わせた、各大学の鹿児島県からの流出数の推計値は以下の通り。

偏差値	福岡県	鹿児島からの流出	熊本県	鹿児島からの流出	鹿児島県	鹿児島の残留
50	福岡 産業医科	73 13				
47.5	国際医療福祉	27			鹿児島	100
45	久留米	151名	九州看護福祉 熊本保健科学	80名	44 36	
42.5	福岡女学院看護	17			鹿児島純心女子	59
40	福岡看護 西南女学院 聖マリア学院	20 18 14				
37.5	日本赤十字九州国際看護 純真学園	17 23				
	合計	264	合計	80	合計	159

RECRUIT

Copyright©Recruit Marketing Partners Co., Ltd.

35

【鹿児島県の看護系学校の卒業生の就業状況】

(単位:人,%)

区分	平成28年3月卒			平成29年3月卒			平成30年3月卒			平成31年3月卒			令和2年3月卒			
	卒業 者数	県内就 業者数	県内 就業													
大学	135	67	54.0	131	68	60.2	127	64	58.2	126	67	58.3	147	75	59.1	
助産師	24	17	73.9	22	16	76.2	27	19	70.4	29	14	48.3	26	16	61.5	
看護師	3年課程	557	345	69.3	511	338	72.5	535	390	78.5	545	361	71.6	536	362	74.8
	2年課程	223	104	69.8	184	99	71.7	200	133	80.1	196	79	66.4	174	73	56.2
	5年一貫	540	153	31.0	530	165	32.9	552	170	32.4	558	174	32.5	536	167	32.8
准看護師	131	85	85.9	110	59	78.7	94	64	86.5	94	54	87.1	53	28	84.8	
合計	1,610	771	55.6	1,488	745	56.7	1,535	840	60.0	1,548	749	54.9	1,472	721	55.1	

令和2年度
全卒業生の
5%

令和3年 「鹿児島県看護人材確保計画」 p.16 より

医 看 第 1 9 6 号
令和 3 年 1 1 月 8 日
(医師・看護人材課扱い)

文部科学大臣 末松 信介 様

鹿児島県知事 塩田 康一



学校法人津曲学園鹿児島国際大学看護学部の新設について（副申）

2025年には、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる超高齢化社会を迎えるため、国民一人ひとりが医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことが喫緊の課題となっています。

特に、全国に先行する形で高齢化が進んでいることに加え、南北600kmにわたる広大な県域に離島・へき地を多く有している当県においては、医療や介護などの必要なサービスを誰もが安心して受けられる環境づくりが求められており、医療・介護ニーズが増加・多様化する中、その担い手となる質の高い看護職員の養成・育成は極めて重要です。

こうした状況を踏まえ、当県においては、令和3年3月に「鹿児島県看護人材確保計画」を策定し、関係機関と連携して、看護職員の養成や看護の質の向上などに取り組んでいますが、学校法人津曲学園が設置する鹿児島国際大学において、地域で活躍する看護実践能力の高い看護職員の育成に資する質の高い看護教育がなされることを期待します。

つきましては、この度の学校法人津曲学園鹿児島国際大学看護学部設置認可の申請につきまして、御高配賜りますよう副申いたします。

鹿看協発第333号

令和3年11月18日

文部科学大臣
末松 信介 様

公益社団法人鹿児島県看護協会

会 長 田畑 千穂子



学校法人津曲学園鹿児島国際大学看護学部の新設について（副申）

鹿児島県は全国に先駆けて高齢化、人口減少が進展しており、今後ますます医療機関、介護福祉施設をはじめ、在宅においても質の高い看護が求められ、看護職の果たす役割はさらに拡大していくものと考えられます。

本県の大学における看護職養成の現状は、看護系の学部学科は現在2大学（総養成数125名）であり、大学進学率40%の中での看護職を目指す多くの若者が進学のために県外に流出せざるを得ない構造になっています。

鹿児島国際大学において、地域で活躍する看護実践能力の高い看護職の育成に資する質の高い看護教育がなされることを期待します。

つきましては、この度の学校法人津曲学園鹿児島国際大学看護学部設置認可の申請に、ご高配賜りますよう副申致します。

保政 第 188 号
令和3年11月15日

文部科学大臣 末松 信介 様

鹿児島市長 下鶴 隆央



学校法人津曲学園鹿児島国際大学看護学部設置について

日ごろから本市の市政推進にご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市所在の学校法人津曲学園鹿児島国際大学では、看護師・保健師の養成を目的として、看護学部の設置について、貴省に対し申請を行うべく準備を進めておられます。

近年、少子高齢化の一層の進行や、不適切な食生活や運動不足などに起因する生活習慣病、心の病に悩む人々の増加等により、市民の保健医療へのニーズも多様化・高度化しています。

また、東日本大震災や熊本地震のような大規模な自然災害発生時の医療体制の確保とともに、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる2025年以降の超高齢社会を踏まえた「地域包括ケアシステム」の構築が求められており、看護師等はこれまで以上に高い能力が求められるものと考えております。

この度、鹿児島国際大学において看護学部設置を計画されることは、今後の本市の在宅医療・介護連携の推進に寄与するものと考えており、本市としても実習など協力していく予定です。

つきましては、同大学による看護学部の設置認可にあたり、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

鹿県医発第257号
令和3年10月26日
(地域医療課扱い)

文部科学大臣
末松 信介 殿

鹿児島県医師会
会長 池田 琢哉



学校法人津曲学園 鹿児島国際大学看護学部の新設について (副申)

鹿児島県は、全国平均と比べ人口減少、高齢化が進行しており、今後ますます医療機関、福祉機関、在宅において質の高い医療・看護・福祉サービスが求められ、看護職の役割もさらに増大していくものと考えられます。しかしながら、本県では看護職の地域偏在並びに年齢構成の変化(20歳代の減少と40～50歳代の増加)により、看護職員の確保が課題となっております。

一方、本県の看護師養成の現状は、全国の看護師等学校養成所の入学者の4割が大学へ進学しているなかで、看護系の学部学科は現在2大学(1学年定員125名)であり、県内の全看護師等学校養成所の定員(1学年定員1,806名)の1割にも満たない状況です。大学進学により看護職を目指す多くの若者が、県外大学に流出している実態があり、これは若者の流出とともに本県からの看護職の流出に拍車をかけることになっています。

このことから学校法人津曲学園が設置する鹿児島国際大学において、離島やへき地を含め地域で活躍する看護実践能力の高い看護職の育成に資する高い看護教育がなされることを期待します。

つきましては、この度の学校法人津曲学園鹿児島国際大学看護学部設置認可の申請につきまして、ご高配を賜りますよう副申いたします。

■主要概念の定義及びその知識・スキル・態度を基にした全開設科目と『看護学教育モデル・コア・カリキュラム』の学修目標との照合

資料7

主要概念	定義	知識	スキル	態度	開設科目	モデル・コア・カリキュラム
いのち	地球に生息するあらゆるいのちは、生態系システムが健全に営まれることによって存続可能となる。このシステムは、生物の活動を維持する自然界の秩序によって支えられ、相互に物質的・エネルギー的に結ばれ全体としての秩序を保っている。人間も、この地球生態系を構成する多様な生物の一員であり、それらの生物は、他の多くの生物と共存することによって生きていくことができる。したがっていのちをとうとび、はぐくみ、つないでいくためには、この地球生態系の秩序を尊重し、生物多様性を保全していく必要がある。	1.いのちを支える地球 ・宇宙の中の地球 ・地球生態系・秩序 ・生物多様性 ・地球生態系の現状 ・保全活動	1.いのちの成り立ちと尊厳を理解する技能	1.いのちをとうとび、はぐくみ・つなく態度	いのちをはぐくむ地球 生命科学 環境科学	A1-3)①、B2-2)②④ A1-3)①、B2-2)①② B2-2)①②③④⑤
		2.生物としての人間	2..人間を地球生態系を構成する生物の一員としてとらえる技能	2.人間を地球生態系を構成する生物の一員としてとらえる態度	地球で生きるいのち	A1-3)①、B2-2)①②④
		3.生命倫理 4.人間の進化 統合	統合	統合	統合	いのちと看護 →看護専門科目へ

主要概念	定義	知識	スキル	態度	開設科目	モデル・コア・カリキュラム
人間	人間は生物としてだけでなく、心理・社会的にも成長・発達することにより、文化を生み出し・発展させ、人為的環境を作り出し、地球生態系に働きかけることができるようになった唯一の存在である。こうした側面を持つ人間は、文化による産物を用いて生物多様性によってはぐくまれるいのちを破壊することができる一方、様々な文化や価値を有する人々と協働し、いのちをとうとび、はぐくみ、つなぐこともできる。	1.人間の心理 2.社会的存在としての人間 3.教育	1.人間を心理・社会側面を有し、成長・発達する存在としてとらえる技能	1.人間を心理・社会側面を有し、成長・発達する存在としてとらえる態度	哲学	B-1①、B-2-3①
					倫理学	A1-3③
					心理学	B2-3⑧
					コミュニケーション力育成	A4-1①②③
					キャリア形成のための一般教養Ⅰ	A4-1①②③
					キャリア形成のための一般教養Ⅱ	A4-1①②③
					キャリア形成のための一般教養Ⅲ	A4-1①②③
					キャリア形成のための一般教養Ⅳ	A4-1①②③
					教養特講Ⅰ	A4-1①②③
					教育方法学	A9-1①②③
					社会心理学	B2-1③④、B2-3⑧
					生涯発達論	C2-1①③②③、C2-2①
	日本文学	B1-①				
	外国文学	A7-3②				
	音楽文化論	B1-①				
	日本史	B1-①				
	西洋史	A7-3②				
	東洋史	A7-3②				
	東西文化の交流	A7-3②				
	Japanology	A4-1①②				
	海外インターンシップ	A4-1①②③、B3-3②				
	英語オーラル・コミュニケーションⅠ	A4-1①②				
	英語オーラル・コミュニケーションⅡ	A4-1①②				
	英語海外研修	A4-1①②③、B3-3②				
	英語リーディング	A4-1①②				
	英語ライティング	A4-1①②				
	英文読解の技法	A4-1①②				
TOEIC・TOEFL対策	A4-1①②					
コミュニケーションのための英文法	A4-1①②					
Global Economy and Business	A4-1①②					
基礎中国語Ⅰ	A4-1①②					
基礎中国語Ⅱ	A4-1①②					
基礎フランス語Ⅰ	A4-1①②					
基礎フランス語Ⅱ	A4-1①②					
基礎ドイツ語Ⅰ	A4-1①②					
基礎ドイツ語Ⅱ	A4-1①②					
基礎韓国語Ⅰ	A4-1①②					
基礎韓国語Ⅱ	A4-1①②					
韓国語海外研修	A4-1①②③、B3-3②					
文化人類学	B1-①、B2-2⑥、B2-3①、C2-1①③④、C2-3②					
日本史特論	B1-①					
鹿児島県の歴史	B1-①					
5.人間が共存する仕組み	統合	統合	統合	人間と看護 →看護専門科目へ	A1-3①、A3-1①②③④、B2-2①②、B2-3①、C2-1①①②、C2-1①③④⑤、C2-3①②、C2-4①②③	

主要概念	定義	知識	スキル	態度	開設科目	モデル・コア・カリキュラム
暮らし	暮らしとは、生物・心理・社会的側面を有する人間が営んでいる食生活、住生活、対話生活、家庭生活、労働生活、情報生活等のような様々な生活の側面に、その人らしい価値や生き方が反映されることによって、全体像として捉えられるものをいう。	1.暮らしと生活 2.生活の場	1.人間の暮らしを多様な生活の側面からとらえる技能	1.人間の暮らしを多様な生活の側面からとらえる態度	新入生ゼミナール	A2-1)②③④、A3-1)①-③、B2-4)①②
					政治学	B2-2)①、B2-5)①
		3.集団と個人	1.個人を関係する集団の一員として位置付け理解する技能	1.個人を関係する集団の一員として位置付け理解する態度	社会学	B2-2)①
					地域創生Ⅰ	B1-①、B2-4)①②、C2-3)①②
					地域創生Ⅱ	B1-①、B2-4)①②、C2-3)①②
					経済学	B2-2)①、B2-5)①、C2-2)⑧
					地域経済論	B2-2)①②、B2-5)①、C2-2)⑧
					環境経済論Ⅰ	B2-2)①②③④
					環境経済論Ⅱ	B2-2)①②④
					データサイエンス・AI入門	B2-6)④、G2-2)①
					情報処理	B2-6)④、G2-2)①
					確率と統計	A2-1)①
		4.生活と経済 5.人間にとっての労働	1.個人を社会を担う一員としてとらえ理解する技能	1.個人を社会を担う一員としてとらえ理解する態度	論理的思考と数的処理	A2-1)①
					キャリア形成のための文章力育成	A2-1)①
					数学Ⅰ	A2-1)①
					数学Ⅱ	A2-1)①
					地域から世界へ	B2-4)①②、B3-3)②
					医療情報活用論	B2-6)④⑤
		6.先端技術・情報生活	1.情報化社会における自己の在り方を検討し、活用する技能	1.情報化社会における自己の在り方を検討し、活用する態度	法学	A1-1)①、A1-2)①、A1-3)①
					日本国憲法	A1-1)①、A1-2)①、A1-3)①
					暮らしをまもる制度	B-2-3)⑦、B2-5)①②③④
7.暮らしをまもる制度	1.個人の価値観や生き方を暮らしを通して理解する技能	1.個人の価値観や生き方を暮らしを通して理解する態度	暮らしをまもる制度	B-2-3)⑦、B2-5)①②③④		
			統合	統合	統合	暮らしと看護 →看護専門科目へ

主要概念	定義	知識	スキル	態度	開設科目	モデル・コア・カリキュラム
健康	<p>健康とは、人間の暮らしを支えるいのちに関する現象であり、この健康現象は個人を構成する細胞レベルから個人を取り巻く生態系や人為的環境、成長・発達における生の実現に多大の影響を及ぼすものである。</p> <p>健康現象は、生命力が最良に発揮している状態から生命力の喪失という連続的な過程及び、いのちの生物・心理・社会的側面が互いに影響しあっている様、さらに独自の存在としての個人の主観的評価によって、総合的に理解されるものである。</p>	1.健康とは	1.健康を個人の中でよい状態から悪い状態まで連続体として変化するものととらえ理解する技能	1.健康を個人の中でよい状態から悪い状態まで連続体として変化するものととらえ理解する態度	日常生活に生かすスポーツ科学 現代社会とスポーツ スポーツ実習Ⅰ～Ⅴ からだの仕組みと働きⅠ からだの仕組みと働きⅡ	B2-1)③、C2-1)(2)⑩ B2-2)② A4-1)①、B2-3)③ C3-2)(1)①②③④、C3-2)(2)①②、C3-2)(3)①-⑥、C3-1)(1)①②③、C3-1)(2)① C3-2)(4)①②③、C3-2)(5)①-⑧、
		3.健康現象 4.生命力 5.健康回復の促進	1.健康回復には、治療と自然治癒力を要することを理解する技能	2.健康回復には、治療と自然治癒力を要することを理解する態度	代謝と栄養 からだの異常と発生メカニズム 感染と防御 からだの異常の診断技術 薬理学 健康障害とその治療Ⅰ 健康障害とその治療Ⅱ 健康障害とその治療Ⅲ 健康障害とその治療Ⅳ	C2-1)(2)①②③④、C5-2)⑤ C4全て、C3-1)(1)①②③、C3-1)(2)①、C3-3)(3)①-③、C5-3)(12)①、B2-1) ⑦ C4-2)(6)①②③、C5-3)(12)① C4-1)(1)①②③、C5-2)①、C5-4)(2)①-⑧、D2-4)① C5-4)(1)①⑩ C5-1)①②、C5-2)①-⑦⑩、C5-3)(1)①、C5-3)(2)①、C5-3)(3)①、C5-3)(4)① C5-1)①②、C5-2)①-⑧⑩、C5-3)(5)①、C5-3)(6)①、C5-3)(7)①、C5-3)(8)①、C5-3)(9)① C3-3)(1) ①-⑦、C3-3)(2) ①②、C5-1)①、C5-3)(11)① B-2-3)④、C3-3) (2)④、C3-3)(3)①-③、C5-1)①、C5-2)①②⑥⑨、C5-3)(10)①、D3-4) ①②
		6.保健医療システム	1.保健医療システムを理解し、自己の役割と関連づけてとらえる技能	1.保健医療システムを理解し、自己の役割と関連づけてとらえる態度	健康をまもる法律 保健医療福祉行政論	B2-5)⑤⑥、B3-1)①③、C1-2)② B2-5)①-⑥、B2-3)⑤、B2-4)①②、E1-1)⑦、E1-2)⑦、E2-1)①・⑨
		7.社会の動向と健康	1.社会状況の変化が健康に及ぼす影響を理解する技能	1.社会状況の変化が健康に及ぼす影響を理解する態度	働く人の健康 保健統計学 疫学	B2-1)①-⑦、B2-3)②③④ B2-6)①-⑤ B1②、B2-6)①-⑤
		8.医療倫理	1.医療倫理を理解し、倫理的に行動する技能	1.医療倫理を理解し、倫理的に行動する態度	→看護倫理へ	
		統合	統合	統合	健康と看護 →看護専門科目へ	A3-1)①②③、B1-①②、B2-1)①②④⑤⑥⑦、B2-2)①②、C2-1)(1)②、C2-1)(3)①-⑤、C2-3)①②、C2-4)①②、C2-1)(2)⑩⑪⑫

主要概念	定義	知識	スキル	態度	開設科目	モデル・コア・カリキュラム	
看護	<p>看護は、いのち、人間、健康、暮らしについての洞察や理解を深めつつ、専門職業人としての倫理的、科学的態度を基礎にしながら、個人あるいは地域社会で生活している人々を対象として、その人らしくより健康的な暮らしを営めることを目指して働きかける行為である。</p> <p>看護の独自性は、健康現象を対象が一体化して生活している暮らしの場で生じている人間反応としてとらえ、その苦悩に対処すると共に、そこでの関わりを通じて認識された課題を、健康現象過程、対象の様々な生活の側面、発達過程、集団レベルにおいて動的にとらえ、よりよい援助を実施するという過程を積み重ねていくことによって螺旋的に発展していくものである。</p> <p>これらの働きかけの根幹には、看護者が対象の人権を尊重し、対象との対人関係を築くことが据えられなければならない。この対人関係は、両者が目標を共有しながら、相互理解を深めていく過程において、さらに発展していくものである。この相互理解の深まりが看護の働きかけの質に影響する。</p> <p>また、様々な場や状況にある対象の医療ニーズを満たしていくために、組織として看護に取り組み、多職種と関係を築き協働していく必要がある。</p> <p>これらの看護実践能力を高めていくために、看護職は生涯にわたって看護を探究し、自己研鑽していく必要がある。</p>	1.看護職の使命、役割	<p>1.看護とは何かの探求を通して、自らが考える看護と比較検討し、看護の本質を深く理解する技能</p> <p>2.看護が果たすべき役割を歴史的・今日的に検討し、自らと関連づけて理解する技能</p>	<p>1.看護とは何かの探求を通して、自らが考える看護と比較検討し、看護の本質を深く理解する態度</p> <p>2.看護が果たすべき役割を歴史的・今日的に検討し、自らと関連づける態度</p>	看護への招待	C1-1)①②③、C1-2)①、C1-3)①②、D1-1)①②③、A6-1)①、A2-1)②	
		2.看護実践の基礎	1.対象の基本的人権の尊重	1.対象の基本的人権の尊重について深く洞察し、自らの行動と関連付けて検討する技能	1.対象の基本的人権の尊重について深く洞察し、自らの行動と関連付けて検討する態度	看護学概論	A1-1)①②③④、A1-2)①-⑤、A7-1)①②、A7-2)①②、A7-3)①②③、A9-1)①②③、B3-1)①②③、B3-3)①②③、C1-3)①②、C5-1)①、E1-1)①、E1-2)①②③④⑤、A2-1)②、A5-1)①、A5-1)②、A5-1)③、C1-2)②③
		1) 対象の基本的人権の尊重	2.看護職に求められる倫理を検討し、自らと関連づけて理解する技能	2.看護職に求められる倫理を検討し、自らと関連づける態度	看護倫理	A1-2)①-⑤、A1-3)①-③、B3-2)-(1)①②③④、B3-2)(2)①-⑤、C3-3)(3)①-③、D4-5)②③④	
		2) 対人関係	3.対象のおかれた状況を共感的に理解し、対象により変化をもたらす、信頼される関係を築く技能	3.対象のおかれた状況を共感的に理解し、対象により変化をもたらす、信頼される関係を築く態度	援助関係論	A1-2)①-⑤、A1-3)①、A4-1)①②③、B3-2)(2)①-⑤、D1-1)①②③、A9-1)②、C2-1)(2)④	
		3) ケアリング	4.看護実践の基本となる専門的知識（看護過程、看護技術、発達過程、健康現象過程、場、集団レベルに応じた看護実践）を探究し、その基本的事項を実践する技能	4.看護実践の基本となる専門的知識（看護過程、看護技術、発達過程、健康現象過程、場、集団レベルに応じた看護実践）を探究し、その基本的事項を実践する態度	生活機能援助論Ⅰ：安全をまもる機能	A2-1)③、A2-2)①②③④、A3-1)①②③、C2-1)(2)①②③④⑤、C5-3)(8)①、D2-1)①②③、D2-2)(1)①-④、D2-2)(2)①②、D2-2)(4)①、D2-3)①⑤、A2-1)②	
		4) 看護技術			生活機能援助論Ⅱ：生きるを支える機能	A2-1)③、A2-2)①②③④、A3-1)①②③、C5-3)(1)①、C5-3)(2)①、C5-3)(3)①、D2-1)①②③、D2-2)(1)①-④、D2-2)(4)①、D2-3)⑥、A2-1)②	
					生活機能援助論Ⅲ：食物・水分摂取を支える機能	A2-1)③、A2-2)①②③④、A3-1)①②③、C2-1)(2)①②③④⑤、C5-3)(4)①、C5-3)(6)①、D2-1)①②③、D2-2)(1)①-④、D2-2)(4)①、D2-3)②、A2-1)②	
					生活機能援助論Ⅳ：排便・排尿を支える機能	A2-1)③、A2-2)①②③④、A3-1)①②③、C2-1)(2)⑥⑦、C5-3)(4)①、C5-3)(7)①、D2-1)①②③、D2-2)(1)①-④、D2-2)(4)①、D2-3)③、A2-1)②	
					生活機能援助論Ⅴ：動くを支える機能	A2-1)③、A2-2)①②③④、A3-1)①②③、A6-2)①-③、C2-1)(2)⑧⑨⑩、C5-3)(9)①、D2-1)①②③、D2-2)(3)①、D2-3)⑤、D2-2)(4)①、D2-2)(1)①-④、A2-1)②	
					生活機能援助論Ⅵ：休むと情報交換を支える機能	A2-1)③、A2-2)①②③④、A3-1)①②③、C2-1)(2)①①、C5-3)(9)①、D2-1)①②③、D2-2)(3)②③、D2-3)④、D2-2)(4)①、D2-2)(1)①-④、C2-1)(2)⑩⑪、A2-1)②	
			生活機能援助論Ⅶ：子どもを産み育てることを支える機能	A2-1)③、A2-2)①②③④、A3-1)①②③、C2-1)(2)⑫⑬⑭⑮⑯、C3-3)(1)⑤-⑦、C3-3)(2)①②、D2-1)①②③、D2-2)(4)①、D2-2)(1)①-④、D3-1)②④⑥、D3-2)⑥、A2-1)②			

主要概念	定義	知識	スキル	態度	開設科目	モデル・コア・カリキュラム
看護					生活機能援助論Ⅶ：救命救急・診療の補助	A2-1)③、A2-2)①②③④、A3-1)①②③、C5-3)(1)①、C5-3)(2)①、C5-3)(3)①、C5-3)(6)①、D2-1)①②③、D2-2)(4)①、D2-4)②③④⑤、D2-2)(1)①④、A2-1)②
					生活機能援助論Ⅸ：在宅展開・事例展開	A2-1)③、A2-2)①②③④、A3-1)①②③、D2-2)(1)①④⑤、D2-2)(2)①②、D2-2)(3)①②③、D2-2)(4)①、D2-3)①④⑤、E1-2)⑧、A2-1)②
	5) 家族の理解	1.対象を家族の一員として捉え理解する技能	1.対象を家族の一員として捉え理解する態度	1.対象を家族の一員として捉え理解する態度	家族看護論	C2-2)①④、D2-2)(1)⑦
	6) 看護展開	1.対象との援助関係をもとに、ケアニーズを的確に判断し、よりよい健康状態に向けて看護できる技能	1.対象との援助関係をもとに、ケアニーズを的確に判断し、よりよい健康状態に向けて看護しようとする態度	1.対象との援助関係をもとに、ケアニーズを的確に判断し、よりよい健康状態に向けて看護しようとする態度	看護展開基礎論	A3-1)①②③、A4-1)①②③、C1-4)①④⑦、D1-1)①②③、D1-2)①④⑤、D1-3)①④⑤、D1-4)①④⑤、D2-2)(1)①④⑤、D2-2)(2)①②、D2-2)(3)①④⑤、D2-2)(4)①、D2-3)①④⑤、C2-1)(2)①④⑤
					看護展開基礎実習	F1-1)①④⑤、F1-2)①、F2-1)①④⑤、⑤⑥⑦⑧、F2-2)①④⑤、F2-3)①④⑤
	3.健康な人を対象とする看護	1.看護実践力を育成する専門的知識（健康現象過程、場、集団レベルに応じた看護実践、地域包括ケア）を探索し、その基本的事項を実践する技能	1.看護実践力を育成する専門的知識（健康現象過程、場、集団レベルに応じた看護実践、地域包括ケア）を探索し、その基本的事項を実践する態度	1.看護実践力を育成する専門的知識（健康現象過程、場、集団レベルに応じた看護実践、地域包括ケア）を探索し、その基本的事項を実践する態度	健康増進看護総論Ⅰ：地域保健	B-2-3)④、D4-1)①④⑤、E1-1)⑤⑥⑦⑧、E1-2)②、B3-3)①②③
	1) 健康現象と人間反応				健康増進看護総論Ⅱ：成人保健	D3-1)①④⑤、D3-2)①④⑤、C3-3)(2)①②
	2) 場に応じた看護				健康増進看護総論Ⅲ：成人老年保健	D3-3)①④⑤、D3-4)①④⑤、C3-3)(2)③④
	3) 集団レベルに応じた看護				健康増進看護総論Ⅳ：精神保健	D5①④⑤、C3-3)(2)③
	4) 地域包括ケア				健康増進ケア論Ⅰ：地域保健看護活動の基礎	E2-1)①④⑤、B3-3)①
					健康増進ケア論Ⅱ：対象の発達段階に応じた地域看護活動	E2-2)①④⑤
					健康増進ケア論Ⅲ：健康課題の特性に応じた地域看護活動	E2-2)①④⑤、B3-3)①②③
					健康増進ケア論Ⅳ：学校・産業保健活動	E1-1)⑤⑥、E1-2)⑤⑥、B3-3)②③
					健康増進ケア論実習	F1-1)①④⑤、F1-2)①④⑤、F2-1)①④⑤、F2-2)①④⑤、F2-3)①④⑤
	4.健康障害を有する人を対象とする看護	1.看護実践力を育成する専門的知識（発達過程、健康現象過程に沿った看護）を探索し、その基本的事項を実践する技能	1.看護実践力を育成する専門的知識（発達過程、健康現象過程に沿った看護）を探索し、その基本的事項を実践する態度	1.看護実践力を育成する専門的知識（発達過程、健康現象過程に沿った看護）を探索し、その基本的事項を実践する態度	健康回復看護総論	E1-1)①④⑤、E1-2)①④⑤、D6-3)①④⑤、C1-2)②、C2-1)(3)③、C2-2)①
	1) 発達過程に沿った看護				健康回復過程論Ⅰ：急性-回復期・治療過程における看護	D4-2)①④⑤、D4-3)①④⑤、C2-1)(3)③
	2) 健康現象過程に沿った看護				健康回復過程論Ⅱ：リハビリ期・慢性期の看護	D4-3)①④⑤、D4-4)①④⑤、C2-1)(3)③
					健康回復過程論Ⅲ：人生の最期のとき・外来通院期の看護	D4-5)①④⑤、C2-4)③、C2-1)(3)③④、E2-2)①、D4-4)⑤
					成人健康回復ケア概論	D3-1)①④⑤、D3-2)①④⑤、E1-1)④、E1-2)④
					成人老年健康回復ケア概論	D3-3)①④⑤、D3-4)①④⑤、E1-1)③④⑤、E1-2)③④
					精神・在宅健康回復ケア概論	D-5①④⑤、E1-1)②③④⑤⑥、E1-2)②③④⑤⑥、E2-2)①④⑤
					成人健康回復ケア論Ⅰ	D3-1)①④⑤、E1-1)④、E1-2)④
					成人健康回復ケア論Ⅱ	D3-2)①④⑤、E1-1)④、E1-2)④
					成人健康回復ケア論	D3-3)①④⑤
					老年健康回復ケア論	D3-4)①④⑤、E1-1)③④⑤、E1-2)③④⑤
					精神健康回復ケア論	D5①④⑤、E1-1)④、E1-2)②④
					在宅健康回復ケア論	E1-1)②③④⑤⑥、E1-2)②③④⑤⑥、E2-2)①④⑤
					健康回復看護総論実習	F1-1)①④⑤⑥、F1-2)②
				成人健康回復ケア論実習Ⅰ	F1-1)①④⑤、F1-2)①④⑤⑥、F2-1)①④⑤⑥、F2-2)①④⑤⑥、F2-3)①④⑤⑥	
				成人健康回復ケア論実習Ⅱ	F1-1)①④⑤、F1-2)①④⑤⑥、F2-1)①④⑤⑥、F2-2)①④⑤⑥、F2-3)①④⑤⑥	

主要概念	定義	知識	スキル	態度	開設科目	モデル・コア・カリキュラム			
看護					成人健康回復ケア論実習	F 1-1)①-⑨、F 1-2)①-⑥、F 2-1)①-⑧、F 2-2)①-⑤、F 2-3)①-⑥			
					老年健康回復ケア論実習	F 1-1)①-⑨、F 1-2)①-⑥、F 2-1)①-⑧、F 2-2)①-⑤、F 2-3)①-⑥			
					精神健康回復ケア論実習	F 1-1)①-⑨、F 1-2)①-⑥、F 2-1)①-⑧、F 2-2)①-⑤、F 2-3)①-⑥			
					在宅健康回復ケア論実習	F 1-1)①-⑨、F 1-2)①-⑥、F 2-1)①-⑧、F 2-2)①-⑤、F 2-3)①-⑥			
					5.総合的看護 1) 長期療養を必要とする人を対象とする看護	1.看護の総合的な実践を 探求する技能	1.看護の総合的な実践を 探求する態度	長期療養生活看護総論	D4-3)⑦、D4-4) ①-⑩、E1-1)⑧、E1-2)⑧、E2-1)⑦⑧、E2-2)①-⑦
								長期療養生活ケア論	D4-3)⑦、D4-4) ①-⑩、E1-1)⑧、E1-2)⑧、E2-1)⑦⑧、E2-2)①-⑦
								長期療養生活ケア論実習	F 1-1)①-⑨、F 1-2)①-⑥、F 2-1)①-⑧、F 2-2)①-⑤、F 2-3)①-⑥
					2) 健康的な生活の発展			健康増進ケア論発展実習	F 1-1)①-⑨、F 1-2)①-⑥、F 2-1)①-⑧、F 2-2)①-⑤、F 2-3)①-⑥
								3) 社会のニーズを踏まえた組織的看護	1.社会のニーズを踏まえた良質で安全なケアを組織を通して提供する技能
					4) 学士課程の学びの統合と活用	1.様々な看護の状況において既修得内容を統合し活用する技能	1.様々な看護の状況において既修得内容を統合し活用する態度	看護統合演習	B～Eまでの知識・技術を用いた思考・判断
					5) 多職種連携	1.多職種と協働し、地域や非常事態下で看護職として果たすべき役割をチームにおいて発揮する技能	1.多職種と協働し、地域や非常事態下で看護職として果たすべき役割をチームにおいて発揮する態度	地域包括チームケア論	D6-3)①-⑧、E1-1)①②③④⑦⑧、E1-2)①②③④⑦⑧⑨、E2-1)①-⑧、E2-2) ①-⑦、A-5-1)①、A-5-1)②、A-5-1)③
					6) 災害時の看護			災害支援論	E 3-1)①-⑤、E 3-2)①-⑥
					6.看護探究	1.看護実践能力を高める探求と自己研鑽をし続ける技能	1.看護実践能力を高める探求と自己研鑽をし続ける態度	暮らし探索フィールドワーク	C2-1)(3)④⑤、C2-3)①②、C2-4)①、D3-4)①⑧、E1-1)⑧、E1-2)⑧
								看護研究	A 8-1)①②③、A9-1)①-③、G-1)①-④、G2-1)①②、G2-2)①-④
卒業研究Ⅰ	A 8-1)①②③、A9-1)①-③、G-1)①-④、G2-1)①②、G2-2)①-④、G2-3)①②								
卒業研究Ⅱ	A 8-1)①②③、A9-1)①-③、G-1)①-④、G2-1)①②、G2-2)①-④、G2-3)①②								
看護キャリア発達論	A9-1)①②③、A9-2)①②、B3-3)①②③								

【人材養成像】いのちをとうとび、はぐくみ、つなぐことを基本姿勢とし、人々が地域において健康的な暮らしを営めるように、よりよい健康課題の解決法を探究しつつ取り組むことができる看護職

カリキュラム・ポリシー	主要概念	科目群	1年次		2年次		3年次		4年次		ディプロマ・ポリシー
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
			共通教育科目 新入生ゼミナール		暮らし探索 フィールドワーク		看護研究		卒業研究 I		
<p>CP9 初年次から、多文化について学び国際的視野を養うとともに、「暮らし探索フィールドワーク」等により人々の地域での暮らしに関心をもてるようにし、社会に貢献する看護を様々な視点から探究する「卒業研究」に発展できるように編成します。</p> <p>CP8 実習では、最初に「既修得理論・技術」の学習の時間を設けます。また、実習後には、実習内容を整理・統合する「実践と理論の統合」の時間を設け、看護の役割の明確化と自覚を高めるとともに、自身の看護実践を説明可能なものとできるように構成します。</p> <p>CP7 看護実践能力育成科目群は、保健師と看護師の役割を統合して果たせる実践能力を育成するために、対象の健康レベルを枠組みとして、健康な人を対象とする健康増進看護、健康障害を有する人を対象とする健康回復看護、さらに長期療養を必要とする人を対象とする長期療養生活看護として編成します。また、多職種とのチームケア能力を育むために他学部学生と学ぶ時間を設けた地域包括チームケア論や災害支援論などの発展科目も配置します。</p> <p>CP6 「生活機能援助論」は、基礎看護技術と専門領域の技術を統合して教授します。そして、対象の健康状態や出現症状を適切にアセスメントし、援助技術を考案・実施・評価することにより、どのような場においても対象に必要な援助を自ら判断し提供できる看護実践能力を育む構成とします。</p> <p>CP5 初年次から、「生活機能援助論」を開講し、看護への関心を専門職としての知識・スキル・態度の修得に方向づけ、主体的な学習態度を修得できるように配置します。</p> <p>CP4 学生が看護職としての専門性を築きつつ、着実に看護実践能力を修得できるように、学生の意欲・関心を起点とし、それらを拡大発展できるように授業科目を配置します。</p> <p>CP3 1～2年次には、キャリア教育を含む幅広い総合的な内容からなる共通教育科目とともに、主要概念に基づく看護構想科目群を主体的に学び、豊かな人間性を有する自律した医療人としての基礎を育む構成とします。</p> <p>CP2 全開設科目を、看護構想、看護実践コア、看護実践能力育成、看護探究の科目群に分類し、体系的に編成します。</p> <p>CP1 人材養成像を基に、保健師と看護師の役割を統合して果たせる看護職を養成するためのカリキュラムの主要概念を「いのち」「人間」「暮らし」「健康」「看護」とし、教育科目を設定します。</p>	<p>看護探究科目</p> <p>共通教育科目(再掲) 【人間教養科目】 日本文学 外国文学 音楽文化論 日本史 西洋史 東洋史 東西文化の交流 地域創生 I・II Japanology 地域から世界へ、かごしま音楽プログラム かごしまフィールドスケール 海外インターンシップ</p> <p>【コミュニケーションスキル科目】 英語オーラル・コミュニケーション I・II 英語海外研修 英語リーディング 英語ライティング 英文読解の技法 Global Economy and Business 基礎中国語 I・II 基礎フランス語 I・II 基礎ドイツ語 I・II 基礎韓国語 I・II 韓国語海外研修</p> <p>専門基礎科目(再掲) 地域社会学(前) まちづくり概論(前) 地域経済論 環境経済論 I(前) 環境経済論 II 文化人類学(前) 日本史特論 鹿児島県の歴史(前)</p> <p>健康増進看護総論 I(再掲) * (2) 健康増進看護総論 II(再掲) * (2)</p>	<p>看護実践能力育成科目</p> <p>健康増進看護総論 I(再掲) * (2) 健康増進看護総論 II(再掲) * (2)</p> <p>健康増進ケア論 I(再掲) * (1) 健康増進ケア論 II(再掲) * (2) 健康増進ケア論 III(再掲) * (2) 健康増進ケア論 IV(再掲) * (2)</p> <p>看護学概論(再掲) * (2)</p> <p>成人健康回復ケア論 I 成人健康回復ケア論 II 成人健康回復ケア論 III 成人健康回復ケア論 IV 成人健康回復ケア論 V 成人健康回復ケア論 VI 成人健康回復ケア論 VII 成人健康回復ケア論 VIII 成人健康回復ケア論 IX 成人健康回復ケア論 X 成人健康回復ケア論 XI 成人健康回復ケア論 XII 成人健康回復ケア論 XIII 成人健康回復ケア論 XIV 成人健康回復ケア論 XV 成人健康回復ケア論 XVI 成人健康回復ケア論 XVII 成人健康回復ケア論 XVIII 成人健康回復ケア論 XIX 成人健康回復ケア論 XX 成人健康回復ケア論 XXI 成人健康回復ケア論 XXII 成人健康回復ケア論 XXIII 成人健康回復ケア論 XXIV 成人健康回復ケア論 XXV 成人健康回復ケア論 XXVI 成人健康回復ケア論 XXVII 成人健康回復ケア論 XXVIII 成人健康回復ケア論 XXIX 成人健康回復ケア論 XXX</p>	<p>看護実践コア科目</p> <p>生活機能援助論 I:安全をまもる機能 II:生きるを支える機能 III:食物・水分摂取を支える機能 IV:排泄・排尿を支える機能 V:動くを支える機能 VI:休むと情報交換を支える機能 VII:子どもを産み育てることを支える機能 VIII:救命救急・診療の補助 IX:在宅展開・事例展開</p> <p>看護学概論 援助関係論</p> <p>家族看護論 看護倫理</p> <p>看護への招待 いのちと看護 人間と看護 暮らしと看護 健康と看護</p>	<p>看護構想科目</p> <p>からだの仕組みと働き I 体の仕組みと働き II 代謝と栄養 からだの異常と発生メカニズム 感染症と防御 からだの異常の診断技術 働く人の健康</p> <p>薬理学 保健統計学 疫学 健康をまもる法律 保健医療福祉行政論 健康障害とその治療 I 健康障害とその治療 II 健康障害とその治療 III</p> <p>健康障害とその治療 IV 医療情報活用論 暮らしをまもる制度 生涯発達論</p>	<p>共通教育科目</p> <p>【スポーツ・健康科目】 講義(2) 現代社会とスポーツ等 実習(5) スポーツ実習 I～V</p> <p>【基礎科目】 数学・データサイエンス・AI(3) 情報処理等 キャリアデザイン(2) 論理的思考と数的処理等</p> <p>【人間教養科目】 社会科学(6) 日本国憲法 等 自然科学(2) 数学 I・II 等 地域志向(6) 地域から世界へ 等</p> <p>【基礎科目】キャリアデザイン(5) コミュニケーション力育成 等 【人間教養科目】人文科学(10) 日本文学 等 【人間教養科目】地域志向(6) 地域創生 I・II 等 【コミュニケーションスキル科目】英語(9) 英語オーラル・コミュニケーション I・II 等 【コミュニケーションスキル科目】第二外国語(9) 基礎中国語 I・II 等 【人間教養科目】自然科学(2) 生命科学 環境科学</p>	<p>いのちをはぐくむ地球 地球で生きるいのち</p>	<p>DP8(関心・意欲・態度) よりよい看護実践に意欲と関心をもち、グローバルな視点を基に探究し続ける姿勢が身についている。</p> <p>DP7(関心・意欲・態度) 地域包括ケアチームにおいて保健師と看護師の役割を統合した看護の専門性を発揮し、協働できる能力が身についている。</p> <p>DP6(関心・意欲・態度) 対象の尊厳を護る態度が身についている。</p> <p>DP5(思考・判断・表現) 対象の健康課題を解決する能力が身についている。</p> <p>DP4(思考・判断・表現) 対象から信頼される関係を築くことができる。</p> <p>DP3(思考・判断・表現) 様々な健康レベルにある対象の生活・健康状態を根拠に基づいて判断する能力が身についている。</p> <p>DP2(知識・技能) 対象を地域で暮らす人として全人的にとらえて説明できる。</p> <p>DP1(知識・技能) いのちについて多角的にとらえ検討して説明できる。</p>	<p>【総合的な看護実践能力】</p> <p>DP9 その人らしい地域での暮らしを支えることができる。</p> <p>DP10 生活に密着した予防活動を行うことができる。</p> <p>DP11 健康課題の解決を手助け、支援することができる。</p> <p>DP12 生活機能の回復・維持を手助け、支援することができる。</p> <p>DP13 健康的な生活をチームで支えることができる。</p> <p>DP14 国際・地域社会のニーズの変化に対応し、生涯を通して自己を高めることができる。</p>			

アドミッション・ポリシー

(知識・技能)
AP1 看護学を学ぶ上で必要な基礎学力及び対人関係能力を有する人。

(思考力・判断力・表現力)
AP2 身近な問題を多角的・論理的に考え、説明できる人。
AP3 自身の体験したことを振り返り、他者が理解できるように説明できる人。

(関心・意欲・態度)
AP4 いのちをとうとび、はぐくみ、つなぐことに関心をもち、これを専門的に学ぶことに意欲のある人。
AP5 看護に必要な知識、スキル、態度を身につけることに熱心で、それらを発展させる意欲のある人。
AP6 地域に愛着をもち、地域のよりよい医療看護の発展に貢献したい意欲のある人。

看護学科共通教育科目										看護学科専門教育科目																										
看護学科専門教育科目										看護学科専門教育科目																										
科目区分	ナンバリング	授業科目	単位数	時間	最低修得単位数	開講時期	配当年次	科目群	主要概念	科目区分	ナンバリング	主要概念	授業科目	単位数	時間	最低修得単位数	開講時期	配当年次	科目群	ナンバリング	授業科目	単位数	時間	最低修得単位数	開講時期	配当年次										
基礎科目	新入生ゼミナール	110027	新入生ゼミナール	2	30					看護基礎科目	104480	いのち	いのちをばくむ地球	1	15	1	前(集)	1		看護導入科目	104929	いのちと看護	1	15	1	後	1									
	数理・データサイエンス・AI	100076	データサイエンス・AI入門	2	30	履修指定					104810	いのち	地球で生きるいのち	1	15	1	後	1			看護実践能力育成科目	健康増進看護	204929	看護学概論	1	30	1	後	1							
		100076	情報処理	2	30						103711	人間	教育方法学	2	30	前	1		204929					看護学概論	1	30	1	後	1							
	キャリアデザイン	104170	確率と統計	2	30						203890	人間	文化人類学	2	30	前	1		204929					看護倫理	1	30	1	後	2							
		118070	コミュニケーション力育成	2	30						203814	人間	社会心理学	2	30	4単位以上	後	1	214929					生活機能援助論Ⅰ:安全をまもる機能	1	30	1	前	1							
		106070	キャリア形成のための一般教養Ⅰ	2	30						202100	人間	日本史特論	2	30	後	1	214929	生活機能援助論Ⅱ:生きるを支える機能					1	30	1	前	1								
		106070	キャリア形成のための一般教養Ⅱ	2	30						202197	人間	鹿児島の歴史	2	30	前	1	214929	生活機能援助論Ⅲ:食物・水分摂取を支える機能					1	30	1	後	1								
		206070	キャリア形成のための一般教養Ⅲ	2	30						101430	人間	生涯発達論	2	30	2	後	2	214929					生活機能援助論Ⅳ:排便・排尿を支える機能	1	30	1	後	1							
		206070	キャリア形成のための一般教養Ⅳ	2	30						103335	人間	地域社会論	2	30	前	1	214929	生活機能援助論Ⅴ:動くを支える機能					1	30	1	前	2								
	206070	論理的思考と数的処理	2	30					203325		人間	まちづくり概論	2	30	前	1	214929	生活機能援助論Ⅵ:休むと情報交換を支える機能	1					30	1	前	2									
	206070	キャリア形成のための文章力育成	2	30					203329		人間	地域経済論	2	30	4単位以上	後	1	214929	生活機能援助論Ⅶ:子どもを産み育てることを支える機能					1	30	1	後	2								
	人文科学	109100	日本文学	2	30						205190	人間	環境経済論Ⅰ	2	30	前	1	214929	生活機能援助論Ⅷ:救命救急・診療の補助					1	30	1	後	2								
		109300	外国文学	2	30						205190	人間	環境経済論Ⅱ	2	30	後	1	214929	生活機能援助論Ⅸ:在宅展開・事例展開					1	30	1	後	2								
		107820	音楽文化論	2	30						104929	健康	医療情報活用論	1	15	1	後	2	204929					家族看護論	1	30	1	後	2							
		102100	日本史	2	30						102940	健康	暮らしをまもる制度	1	15	1	後	2	204929					看護展開基礎論	1	30	1	前	2							
		102300	西洋史	2	30						104911	健康	からだの仕組みと働きⅠ	1	30	1	前	1	234929					看護展開基礎実習	2	90	2	前	2							
		102200	東洋史	2	30						104911	健康	からだの仕組みと働きⅡ	1	30	1	後	1	204929					健康増進看護総論Ⅰ:地域保健	1	30	1	後	1							
		102090	東西文化の交流	2	30						104911	健康	代謝と栄養	1	30	1	後	1	204929					健康増進看護総論Ⅱ:成育保健	1	30	1	後	1							
101000		哲学	2	30					104916	健康	からだの異常と発生メカニズム	1	30	1	後	1	204929	健康増進看護総論Ⅲ:成人老年保健	1	30				1	後	1										
101500		倫理学	2	30					104917	健康	感染と防御	1	30	1	後	1	204929	健康増進看護総論Ⅳ:精神保健	1	15	1	後	1													
101401		心理学	2	30					104921	健康	からだの異常の診断技術	1	30	1	後	1	204929	健康増進ケア論Ⅰ:地域保健看護活動の基礎	1	30	1	前	2													
103210		法学	2	30					104915	健康	薬理学	1	30	1	前	2	204929	健康増進ケア論Ⅱ:対象の発達段階に応じた地域看護活動	1	30	1	後	2													
社会科学		102231	日本国憲法	2	30					104929	健康	働く人の健康	1	15	1	後	1	204929	健康増進ケア論Ⅲ:健康課題の特性に応じた地域看護活動	1	30	1	後	2												
	103110	政治学	2	30					104930	健康	健康障害とその治療Ⅰ	1	30	1	前	2	204929	健康増進ケア論Ⅳ:学校・産業保健活動	1	30	1	後	2													
	103310	経済学	2	30					104930	健康	健康障害とその治療Ⅱ	1	30	1	前	2	204929	健康増進ケア論実習	3	135	3	前・後	3													
	103610	社会学	2	30					104930	健康	健康障害とその治療Ⅲ	1	30	1	前	2	204929	健康回復看護総論	1	30	1	前	2													
	102901	地理学	2	30					104930	健康	健康障害とその治療Ⅳ	1	30	1	後	2	204929	健康回復過程論Ⅰ:急性・回復期・治療過程における看護	1	30	1	前	2													
	104100	数学Ⅰ	2	30					104930	健康	健康障害とその治療Ⅴ	1	30	1	後	2	204929	健康回復過程論Ⅱ:リハビリ・慢性期の看護	1	30	1	前	2													
自然科学	104100	数学Ⅱ	2	30					104980	健康	保健統計学	1	30	1	前	2	204929	健康回復過程論Ⅲ:人生の最期のとき・外来通院時の看護	1	30	1	後	2													
	104600	生命科学	2	30					104980	健康	疫学	2	30	2	前	2	204929	成育健康回復ケア概論	1	30	1	前	2													
	104400	環境科学	2	30					104981	健康	健康をまもる法律	1	30	1	前	2	204929	成人老年健康回復ケア概論	1	30	1	前	2													
	104400	環境科学	2	30					104980	健康	保健医療福祉行政論	2	30	2	前	2	204929	精神・在宅健康回復ケア概論	1	30	1	前	2													
地域志向	103617	地域創生Ⅰ	2	30					看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護							
	103617	地域創生Ⅱ	2	30																										204929	健康回復看護総論	1	30	1	前	2
	102100	Japanology	2	30																										204929	健康回復過程論Ⅰ	1	30	1	前	2
	103336	地域から世界へ	2	30																										204929	健康回復過程論Ⅱ	1	30	1	前	2
	110000	かごしま教養プログラム	2	30																										204929	健康回復過程論Ⅲ	1	30	1	後	2
	110000	かごしまフィールドスクール	2	30																										204929	健康回復過程論Ⅳ	1	30	1	後	2
	110000	ボランティア活動	2	90																										204929	健康回復過程論Ⅴ	1	30	1	後	2
	236070	海外インターンシップ	3	120																										204929	健康回復過程論Ⅵ	1	30	1	後	2
	100000	教養特講Ⅰ	2	30																										204929	健康回復過程論Ⅶ	1	30	1	後	2
	100000	教養特講Ⅱ	2	30																										204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2
100000	教養特講Ⅲ	2	75					204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2																						
英語	12831	英語オーラル・コミュニケーションⅠ	1	30					コミュニケーションスキル科目	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語								
	12831	英語オーラル・コミュニケーションⅡ	1	30																									204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2	
	128300	英語海外研修	2	90																									204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2	
	128377	英語リーディング	1	30																									204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2	
	128360	英語ライティング	1	30																									204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2	
	108375	英文読解の技法	2	30																									204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2	
	108300	TOEIC・TOEFL対策	2	30																									204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2	
	118390	コミュニケーションのための英文法	2	30																									204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2	
	118378	Global Economy and Business	2	30																									204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2	
	128200	基礎中国語Ⅰ	1	30																									204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2	
	128200	基礎中国語Ⅱ	1	30																									204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2	
	128500	基礎フランス語Ⅰ	1	30																									204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2	
128500	基礎フランス語Ⅱ	1	30					204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2																						
128400	基礎ドイツ語Ⅰ	1	30					204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2																						
128400	基礎ドイツ語Ⅱ	1	30					204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2																						
12829	基礎韓国語Ⅰ	1	30					204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2																						
12829	基礎韓国語Ⅱ	1	30					204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2																						
12829	韓国語海外研修	2	90					204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2																						
読書	107801	日常生活に生かすスポーツ科学	2	30					スポーツ・健康科目	読書	読書	読書	読書	読書	読書	読書	読書	読書	読書	読書	読書	読書	読書	読書	読書	読書	読書	読書								
	107801	現代社会とスポーツ	2	30																									204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2	
	127800	スポーツ実習Ⅰ(屋内集団球技)	1	30																									204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2	
	127800	スポーツ実習Ⅱ(屋内個人球技)	1	30																									204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2	
	127800	スポーツ実習Ⅲ(個人種目)	1	30																									204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2	
	127800	スポーツ実習Ⅳ(屋外個人球技)	1	30																									204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2	
127800	スポーツ実習Ⅴ(屋外集団球技)	1	30					204929	健康回復過程論Ⅷ	1	30	1	後	2																						
共通教育科目計										18																										
										看護実践能力育成科目																										
										看護探究科目																										
										看護																										
										健康増進看護																										
										健康回復看護																										
										統合科目																										
										発展																										
										探究																										
										32																										
										79																										
										129																										

◆の科目は、看護探究科目群としても編成

看護学部履修規程

令和3年11月24日制定

第1章 総則

第1条 鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第11条の2に基づき、看護学部履修規程（以下「履修規程」という。）を定める。

- 2 卒業資格を得るための履修は、学則及び履修規程の定めるところによる。
- 3 学則及び履修規程は、原則として入学当時のものによる。

第2章 科目の履修

（卒業資格）

第2条 卒業資格を得るためには、学則に定められた在学期間中に、別表第1及び別表第2に従って授業科目を履修しなければならない。なお、卒業に必要な最低単位数は、129単位とする。

- 2 卒業資格を満たした者は、看護師国家試験受験資格及び保健師国家試験受験資格を得ることができる。

（共通教育科目）

第3条 共通教育科目は、別表第1に従って履修しなければならない。

（専門教育科目）

第4条 専門教育科目は、別表第2に従って履修しなければならない。

（他学部・他学科，単位互換制度及び留学による認定科目）

第5条 他学部・他学科において開設される授業科目のうち専門教育科目について、所定の手続きを経て履修することができる。

- 2 前項の履修できる専門教育科目は以下の科目以外とする。
 - (1) 演習，実習，事前登録を要する科目
 - (2) 福祉社会学部社会福祉学科の介護福祉関連科目及び介護福祉士課程科目
 - (3) 福祉社会学部社会福祉学科の発展科目群の精神保健福祉関連科目（「精神保健福祉援助演習Ⅰ」「精神保健福祉援助演習Ⅱ」「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ」「精神保健福祉援助実習指導Ⅱ」「精神保健福祉援助実習指導Ⅲ」「精神保健福祉援助実習」）
- 3 履修した科目の修得単位は、「他学部・他学科履修科目」の単位として認定する。ただし、卒業所要単位数には算入しない。
- 4 単位互換制度及び留学による修得単位の認定については、別に定める。

（自由選択科目）

第6条 単位互換制度・留学による修得単位の認定に関する規程に定める自由選択科目の単位は卒業所要単位数に算入しない。

（年次別履修登録制限及び成績優秀者の表彰）

第7条 卒業の要件として学生が修得すべき卒業所要単位について、1学期の履修科目として登録することができる単位数は、次の表に定める単位数を超えることはできない。

1年次		2年次		3年次		4年次(留年生を含む)	
48		48		48		48	
前期 24	後期 24	前期 24	後期 24	前期 24	後期 24	前期 24	後期 24

- 2 卒業所要単位数としない履修科目の登録は、前項の表に示された単位制限には含まれない。また、集中講義科目及び実習科目も前項の表に示された単位制限には含まれない。
- 3 前学期の GPA が 3.0 を超えた学生は、所定の手続きを経て 25 単位を上限として履修登録できるものとする。この場合、追加単位の次学期への繰り越しはできない。
- 4 入学時から卒業時までの通算 GPA が 4.0 の学生は、卒業時に成績優秀者として表彰する。

(履修の順序)

第 8 条 授業科目の履修は、低学年次配当科目から順次履修することが望ましい。

- 2 高学年次生が低学年次配当科目を履修することはさしつかえないが、低学年次生が高学年次配当科目を履修することはできない。

(転学部・転学科・復学者等の履修)

第 9 条 転学科者、復学者の履修は入学時の学則及び履修規程によるものとする。

- 2 転学部者の履修は、特に定めがない限り、所属する学科の同学年の学生と同様の学則及び履修規程によるものとする。

(科目等履修生・聴講生の履修)

第 10 条 科目等履修生・聴講生の履修は、別に定める。

(科目等の公示)

第 11 条 授業科目及び授業時間は、毎学年の始めにこれを公示する。履修に関するその他の事項については、その都度掲示する。

(登録)

第 12 条 学生は、毎学年の始めの指定の登録日までに所定の履修届を教務課に提出し、履修科目を登録しなければならない。ただし、登録日までに登録できなかった場合でも正当な理由があれば教務部長が登録を許可することがある。

- 2 各学期の開始時に履修登録修正期間を設け、登録済みの科目の取消し及び履修科目の追加登録を認める。
- 3 前項の履修登録修正期間とは別に、学期の中途に履修登録取消期間を設ける。この期間には登録済みの科目の取消しのみを認め、追加登録は認めない。
- 4 第 2 項及び第 3 項の期間以外に登録済みの科目の取消し及び履修登録の追加登録はできない。ただし、正当な理由があればこれを許可することがある。
- 5 演習及び実習については、担当教員の承認を受けて登録しなければならない。

(二重登録の禁止)

第 13 条 同一時間に 2 つ以上の科目を重複して登録することはできない。

(履修科目未登録者の取扱い)

第 14 条 正当な理由なく履修科目を登録しなかった者又は指示に従わない者は、その年度の履修は認められない。

(進級)

第15条 次に掲げる進級要件を全て満たさない者は、現年次に留めおく。

進級年次	進 級 要 件
2年次	(1) 1年次に1年以上在籍(ただし、休学期間は除く)していること。 (2) 1年次後期終了までに履修すべき専門基礎科目及び専門科目の必修科目における単位未修得科目が2科目以内であること。
3年次	(1) 2年次に1年以上在籍(ただし、休学期間は除く)していること。 (2) 2年次後期終了までに履修すべき専門基礎科目及び専門科目の必修科目における単位未修得科目が2科目以内であること。
4年次	(1) 3年次に1年以上在籍(ただし、休学期間は除く)していること。 (2) 3年次後期終了までに履修すべき専門基礎科目及び専門科目の必修科目における単位未修得科目が2科目以内であること。

- 2 ただし、前項に限らず教授会が必要と認めた場合は、進級できる。
- 3 進級判定は各学期末に行い、第1項に掲げる進級要件を全て満たした学生は、翌期から進級することができる。

(学習支援及び修学確認)

- 第16条 前条に掲げる進級要件を満たせない恐れがある学生及び満たせなかった学生に対しては、必要な学習支援を行うものとする。
- 2 進級できなかった学生に対して、学生部長は、必要に応じて、本人及び保証人に修学的意思を確認することができる。
 - 3 前学期のGPAが1.5未満の場合は、担任又は指導教員が本人と面談し、必要な学習支援を行う。
 - 4 GPA1.5未満が2学期連続、又は通算で3学期になった学生に対しては、担任又は指導教員が本人及び保証人と面談し、必要な学習支援を行う。
 - 5 GPA1.0未満が3学期連続した学生に対しては、学生委員会及び教授会の審議を経て、学長が必要と認めた場合にのみ、学生部長が本人及び保証人に対して、退学を含めた修学的意思確認を行う。

第3章 授業

(授業)

第17条 学生は、登録した科目でなければ授業を受けることはできない。

(授業の開設期間)

第18条 授業は、その開講期間によって次の種類とする。

- (1) 前期開設授業(前期開講、前期完結の授業)
- (2) 後期開設授業(後期開講、後期完結の授業)
- (3) 通年授業(1年間の継続授業)
- (4) 集中講義
- (5) 臨時授業

(授業の開講)

第19条 選択科目は、年度により開講しないことがある。

(授業を受ける人員の制限)

第20条 授業は、その内容・教室の都合により授業を受ける資格を限定し、その人数を制限することがある。

(授業の選択と指定)

第21条 同一科目につき2つ以上の授業が開講されているときは、受けるべき授業が特に指定されている場合を除き、その中の1つを選択しなければならない。

(感染症の防止と措置)

第22条 学校保健安全法施行規則に定める学校感染症（第一種から第三種）に罹患した学生は、速やかに事務室へ連絡のうえ、必要な手続きを行わなければならない。必要な手続きを行った学生に対しては、履修上不利益とならないように配慮する。

第4章 単位の修得

(単位の修得)

第23条 授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を履修し、所定の試験に合格しなければならない。

- 2 その授業科目の単位が修得できず再履修する場合は、再度授業を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、専門基礎科目及び専門科目の必修科目における成績評価が不可で、当該授業科目を再履修する場合は、再度授業を受けることを免除し、次学期以降に行う当該授業科目の試験を受けることができる。ただし、再度授業を受けることを指示された学生は授業を受けなければならない。
- 4 単位を修得した科目は、再度履修することはできない。

第5章 試験

(試験)

第24条 試験は各科目につき、原則として所定の授業が終了した学期末又は学年末に行う。

- 2 通年科目においては、中間的な成績評価等のための試験を前期末に行うことがある。
- 3 試験は、研究報告、論文、実験、実習、実技の審査、その他の適切な評価手段をもってこれに代えることがある。

(受験資格)

第25条 次の各号の一に該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目の履修の登録を行っていない者
- (2) 授業時数の3分の2以上出席していない者
- (3) 授業料、その他の納付金未納の者
- (4) 受験に際して有効な学生証を携帯していない者
- (5) 試験監督者の指示に従わない者又は試験に関する注意事項を守らない者

(追試験)

第26条 追試験については、別に定める。

(再試験)

第27条 再試験については、別に定める。

(成績)

第28条 成績評価については、別に定める。

第6章 規程の改廃

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、教務委員会、学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 看護学科共通教育科目

科目区分		主要概念	授業科目	単位	配当年次	卒業所要単位数	
基礎科目	新入生ゼミナール	暮らし	新入生ゼミナール	2	1	2単位	
	数理・データサイエンス・AI		データサイエンス・AI入門	2	1	履修指定 (注)参照	
			情報処理	2	1	2単位	
			確率と統計	2	1		
	キャリアデザイン	人間	コミュニケーション力育成	2	1		
			キャリア形成のための一般教養Ⅰ	2	1		
			キャリア形成のための一般教養Ⅱ	2	1		
			キャリア形成のための一般教養Ⅲ	2	3		
		キャリア形成のための一般教養Ⅳ	2	3			
	暮らし	論理的思考と数的処理	2	2			
キャリア形成のための文章力育成		2	3				
人間教養科目	人文科学	人間	日本文学	2	1		
			外国文学	2	1		
			音楽文化論	2	1		
			日本史	2	1		
			西洋史	2	1		
			東洋史	2	1		
			東西文化の交流	2	1		
			哲学	2	1		
			倫理学	2	1		
	心理学	2	1				
	社会科学	暮らし	法学	2	1		
			日本国憲法	2	1	2単位	
			政治学	2	1		
			経済学	2	1		
			社会学	2	1		
	自然科学	暮らし	数学Ⅰ	2	1		
			数学Ⅱ	2	1		
		いのち	生命科学	2	1		
環境科学			2	1			
地域志向	暮らし	地域創生Ⅰ	2	1			
		地域創生Ⅱ	2	1			
	人間	Japanology	2	1			
		地域から世界へ	2	1			
							共通教育科目合計 18 単位以上

				暮らし	かごしま教養プログラム	2	1					
					かごしまフィールドスクール	2	1					
					ボランティア活動	2	1					
				人間	海外インターンシップ	3	2					
					教養特講 I	2	1					
				暮らし	教養特講 II	2	1					
					教養特講 III	2	1					
				コミュニケーションスキルズ科目	英語	コア	人間		英語オーラル・コミュニケーション I	1	1	2 単位
									英語オーラル・コミュニケーション II	1	1	
									英語海外研修	2	1	
英語リーディング	1	1										
英語ライティング	1	1										
英文読解の技法	2	1										
関連	TOEIC・TOEFL対策	2	1									
	コミュニケーションのための英文法	2	1									
	Global Economy and Business	2	1									
	第二外国語	中国語	基礎中国語 I			1		1				
基礎中国語 II			1		1							
フランス語		基礎フランス語 I	1		1							
		基礎フランス語 II	1		1							
ドイツ語		基礎ドイツ語 I	1		1							
		基礎ドイツ語 II	1		1							
韓国語		基礎韓国語 I	1		1							
		基礎韓国語 II	1		1							
		韓国語海外研修	2		1							
スポーツ・健康科目	講義	健康	日常生活に生かすスポーツ科学		2	1	2 単位					
			現代社会とスポーツ		2	1						
	実習		スポーツ実習 I (屋内集団球技)	1	1							
			スポーツ実習 II (屋内個人球技)	1	1							
			スポーツ実習 III (個人種目)	1	1							
			スポーツ実習 IV (屋外個人球技)	1	1							
			スポーツ実習 V (屋外集団球技)	1	1							

(注)

「データサイエンス・AI入門」は、履修指定とし、配当された年次に全員必ず登録し授業を受けなければならない。

別表第2 看護学科専門教育科目

科目区分	主要概念	授業科目	単位	配当年次	卒業所要 単位数	
専門基礎科目	いのち	いのちをはぐくむ地球	1	1	2単位	専門基礎科目 32単位以上
		地球で生きるいのち	1	1		
	人間	教育方法学	2	1	4単位以上	
		文化人類学	2	1		
		社会心理学	2	1		
		日本史特論	2	1		
		鹿児島歴史	2	1		
		生涯発達論	2	2	2単位	
	暮らし	地域社会論	2	1	4単位以上	
		まちづくり概論	2	1		
		地域経済論	2	1		
		環境経済論Ⅰ	2	1		
		環境経済論Ⅱ	2	1		
		医療情報活用論	1	2	20単位	
		暮らしをまもる制度	1	2		
	健康	からだの仕組みと働きⅠ	1	1		
		からだの仕組みと働きⅡ	1	1		
		代謝と栄養	1	1		
		からだの異常と発生メカニズム	1	1		
		感染と防御	1	1		
からだの異常の診断技術		1	1			
薬理学		1	2			
働く人の健康		1	1			
健康障害とその治療Ⅰ		1	2			
健康障害とその治療Ⅱ		1	2			
健康障害とその治療Ⅲ		1	2			
健康障害とその治療Ⅳ		1	2			
保健統計学		1	2			
疫学		2	2			
健康をまもる法律	1	2				
保健医療福祉行政論	2	2				
専門科目	看護導入科目	いのち	いのちと看護	1	1	専門科目 79単位
		人間	人間と看護	1	2	
		暮らし	暮らしと看護	1	2	
		健康	健康と看護	1	2	
		看護	看護への招待	1	1	
	看護実践コア科目	看護	看護学概論	1	1	
			援助関係論	1	1	
			看護倫理	1	2	
			生活機能援助論Ⅰ：安全をまもる機能	1	1	
			生活機能援助論Ⅱ：生きるを支える機能	1	1	
生活機能援助論Ⅲ：食物・水分摂取を支える機能			1	1		
生活機能援助論Ⅳ：排便・排尿を支える機能			1	1		
生活機能援助論Ⅴ：動くを支える機能	1	2				
生活機能援助論Ⅵ：休むと情報交換を支える機能	1	2				
生活機能援助論Ⅶ：子どもを産み育てることを支える機能	1	2				

			生活機能援助論Ⅷ：救命救急・診療の補助	1	2	
			生活機能援助論Ⅸ：在宅展開・事例展開	1	2	
			家族看護論	1	2	
			看護展開基礎論	1	2	
			看護展開基礎実習	2	2	
看護実践能力育成科目	健康増進看護	看護	健康増進看護総論Ⅰ：地域保健	1	1	
			健康増進看護総論Ⅱ：成育保健	1	1	
			健康増進看護総論Ⅲ：成人老年保健	1	1	
			健康増進看護総論Ⅳ：精神保健	1	1	
			健康増進ケア論Ⅰ：地域保健看護活動の基礎	1	2	
			健康増進ケア論Ⅱ：対象の発達段階に応じた地域看護活動	1	2	
			健康増進ケア論Ⅲ：健康課題の特性に応じた地域看護活動	1	2	
			健康増進ケア論Ⅳ：学校・産業保健活動	1	2	
			健康増進ケア論実習	3	3	
	健康回復看護		健康回復看護総論	1	2	
			健康回復過程論Ⅰ：急性－回復期・治療過程における看護	1	2	
			健康回復過程論Ⅱ：リハビリ期・慢性期の看護	1	2	
			健康回復過程論Ⅲ：人生の最期のとき・外来通院期の看護	1	2	
			成育健康回復ケア概論	1	2	
			成人老年健康回復ケア概論	1	2	
			精神・在宅健康回復ケア概論	1	2	
			成育健康回復ケア論Ⅰ	1	2	
			成育健康回復ケア論Ⅱ	1	2	
			成人健康回復ケア論	1	2	
			老年健康回復ケア論	1	2	
			精神健康回復ケア論	1	2	
			在宅健康回復ケア論	1	2	
			健康回復看護総論実習	1	2	
			成育健康回復ケア論実習Ⅰ	3	3	
			成育健康回復ケア論実習Ⅱ	3	3	
			成人健康回復ケア論実習	3	3	
	老年健康回復ケア論実習		3	3		
	精神健康回復ケア論実習		3	3		
	在宅健康回復ケア論実習		3	3		
	統合科目		長期療養生活看護	長期療養生活看護総論	1	3
				長期療養生活ケア論	1	4
				長期療養生活ケア論実習	2	4
	発展			健康増進ケア論発展実習	2	4
				看護管理論	1	4
				看護統合演習	1	4
	学部横断科目			地域包括チームケア論	1	3
災害支援論		1		3		
看護探究科目	探究	暮らし探索フィールドワーク	1	1		
		看護研究	1	2		
		卒業研究Ⅰ	1	4		
		卒業研究Ⅱ	1	4		
		看護キャリア発達論	1	4		
合計					111 単位	

科目区分	主要単元	1年			2年			3年			4年			単位数	
		前期	後期	単位	前期	後期	単位	前期	後期	単位	前期	後期	単位	履修単位	卒業要件
看護学科共通教育科目	基礎科目	新入生ゼミナール	新入生ゼミナール	2										18	18
		教理・データサイエンス・AI	データサイエンス・AI入門 情報処理	② 2											
	人間教養科目	人文科学	人間	西洋史	②										
		社会科学	暮らし	日本国憲法	2										
		自然科学	いのち	環境科学	②										
	地域志向	暮らし	地域から世界へ	②											
	コミュニケーションスキル科目	英語	人間	英語オーラル・コミュニケーションⅠ	1	英語オーラル・コミュニケーションⅡ	1								
スポーツ・健康科目	講義	健康	現代社会とスポーツ	2											
看護学科専門教育科目	専門基礎科目	看護構想科目	いのち	いのちをはぐくむ地球	1	地球で生きるいのち	1						32	32	
			人間	教育方法学	②	社会心理学	②	生涯発達論	2						
			暮らし	まちづくり概論	②	地域経済論	②	医療情報活用論 暮らしをまもる制度	1 1						
	健康	からだの仕組みと働きⅠ 代謝と栄養 からだの異常と発生メカニズム 感染と防御 からだの異常の診断技術 働く人の健康	からだの仕組みと働きⅡ	1	薬理学	1	健康障害とその治療Ⅳ	1							
			健康障害とその治療Ⅰ	1	健康障害とその治療Ⅰ	1									
			健康障害とその治療Ⅱ	1	健康障害とその治療Ⅱ	1									
			健康障害とその治療Ⅲ	1	健康障害とその治療Ⅲ	1									
			保健統計学	1	保健統計学	1									
			疫学	2	疫学	2									
			健康をまもる法律 保健医療福祉行政論	1 2	健康をまもる法律 保健医療福祉行政論	1 2									
看護構想科目	いのち	いのちと看護	1												
	人間 暮らし 健康 看護	人間と看護 暮らしと看護 健康と看護 看護への招待	1 1 1 1	人間と看護 暮らしと看護 健康と看護	1 1 1										
専門科目	看護実践コア科目	生活機能援助論Ⅰ：安全をまもる機能	1	看護学概論	1	生活機能援助論Ⅴ：動くを支える機能	1	看護倫理	1						
		生活機能援助論Ⅱ：生きるを支える機能	1	援助関係論	1	生活機能援助論Ⅵ：休むと情報交換を支える機能	1	生活機能援助論Ⅶ：子供を産み育てることを支える機能	1						
	健康増進看護	看護	生活機能援助論Ⅲ：食物・水分摂取を支える機能	1	生活機能援助論Ⅲ：食物・水分摂取を支える機能	1	看護展開基礎論	1	生活機能援助論Ⅷ：救命救急・診療の補助	1					
			生活機能援助論Ⅳ：排便・排尿を支える機能	1	生活機能援助論Ⅳ：排便・排尿を支える機能	1	看護展開基礎実習※	2	生活機能援助論Ⅸ：在宅展開・事例展開	1					
			健康増進看護総論Ⅰ：地域保健	1	健康増進看護総論Ⅰ：地域保健	1	健康増進ケア論Ⅰ：地域保健看護活動の基礎	1	健康増進ケア論Ⅱ：対象の発達段階に応じた地域看護活動	1	健康増進ケア論実習※	3			
			健康増進看護総論Ⅱ：成育保健	1	健康増進看護総論Ⅱ：成育保健	1	健康増進ケア論Ⅲ：健康課題の特性に応じた地域看護活動	1	健康増進ケア論Ⅳ：学校・産業保健活動	1					
	健康回復看護	看護	健康増進看護総論Ⅲ：成人老年保健	1	健康増進看護総論Ⅲ：成人老年保健	1	健康回復看護総論	1	健康回復過程論Ⅲ：人生の最期のとき・外来通院期の看護	1	成育健康回復ケア論実習Ⅰ※	3	成育健康回復ケア論実習Ⅰ※	3	
			健康増進看護総論Ⅳ：精神保健	1	健康増進看護総論Ⅳ：精神保健	1	健康回復過程論Ⅰ：急性-回復期・治療過程における看護	1	成育健康回復ケア論Ⅱ	1	成育健康回復ケア論実習Ⅱ※	3	成育健康回復ケア論実習Ⅱ※	3	
			健康回復看護総論	1	健康回復看護総論	1	健康回復過程論Ⅱ：リハビリ期・慢性期の看護	1	成人健康回復ケア論	1	成人健康回復ケア論実習※	3	成人健康回復ケア論実習※	3	
			成育健康回復ケア概論	1	成育健康回復ケア概論	1	成人健康回復ケア論	1	老年健康回復ケア論	1	老年健康回復ケア論実習※	3	老年健康回復ケア論実習※	3	
統合科目	発展	成人老年健康回復ケア概論	1	成人老年健康回復ケア概論	1	精神健康回復ケア論	1	精神健康回復ケア論実習※	3	精神健康回復ケア論実習※	3	精神健康回復ケア論実習※	3		
		精神・在宅健康回復ケア概論	1	精神・在宅健康回復ケア概論	1	在宅健康回復ケア論	1	在宅健康回復ケア論実習※	3	在宅健康回復ケア論実習※	3	在宅健康回復ケア論実習※	3		
探究	学	成育健康回復ケア論Ⅰ	1	成育健康回復ケア論Ⅰ	1	長期療養生活看護	1	長期療養生活看護総論	1	長期療養生活ケア論	1	長期療養生活ケア論実習※	2		
		健康回復看護総論実習※	1	健康回復看護総論実習※	1	看護管理論	1	看護管理論	1	健康増進ケア論発展実習※ 看護管理論	2 1	看護統合演習	1		
探究	学	暮らし探索フィールドワーク	1	暮らし探索フィールドワーク	1	看護研究	1	看護研究	1	卒業研究Ⅰ	1	卒業研究Ⅱ 看護キャリア発達論	1 1		
		探究	1	探究	1	卒業研究Ⅰ	1	卒業研究Ⅱ 看護キャリア発達論	1 1						
合計(単位制限に含まない科目)				24	24	22(3)	22	3(前・後期:21)	3(4)	3	129				

(備考) 単位数に○がついた科目は選択科目、その他は必修科目である。※がついた科目については実習科目であり、看護学部履修規程により実習科目は、単位制限には含まないとして()で示した。

■4年間で行う実習の時期

資料12

実施年次	科目	単位 (時間数)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2年次	健康回復看護総論実習	1 (45)			①						
	看護展開基礎実習	2 (90)						②			
3年次	健康増進ケア論実習	3 (135)									
	成育健康回復ケア論実習 I	3 (135)									
	成育健康回復ケア論実習 II	3 (135)									
	成人健康回復ケア論実習	3 (135)									
	老年健康回復ケア論実習	3 (135)									
	精神健康回復ケア論実習	3 (135)									
	在宅健康回復ケア論実習	3 (135)									
4年次	長期療養生活ケア論実習	2 (90)									
	健康増進ケア論発展実習	2 (90)									

*4年次の長期療養生活ケア論実習及び健康増進ケア論発展実習について

2グループ（1グループ40名）に分けて行う。学生は、長期療養生活ケア論実習2週間⇔健康増進ケア論発展実習2週間の計4週間実習を行う。

*実習期間の重複時の対応について

3年次に実施する7分野の健康回復ケア論実習は、感染が流行しやすい冬季の12月～2月の期間を避けて、4月～11月の期間に、各分野を実習する学生10名を大グループとして編成し、8ローテーションを行い実習する計画である。そのため、実習期間が長期に亘ることから、2年次と4年次の①～④の実習と実習期間が重なる。

そこで、実習期間重複時における対応について以下のように計画する。

①「健康回復看護総論実習」：他学年の授業を実習期間中の1週間に休講し、補講を前期期間中に実施する。実習担当教員は、基礎看護学分野の教員5名（4名は健康回復ケア論実習の担当なし）、そして健康回復ケア論実習科目責任者であるが日々の臨地での直接的実習指導を分担できる専任教員を配置している各分野の教授・准教授7名の、計12名で実施する。

②「看護展開基礎実習」：夏季休業期間であるため授業等はない。本実習は、全専門分野における実習の基礎となる看護展開法の修得を目指していることから、各専門分野の教員が共通認識をもって実習指導に取り組む必要があることから、実習期間が重複する「健康増進ケア論実習」の担当者を除く、18人の専任教員と3名の助手、計21名が担当する。

③「長期療養生活ケア論実習」：実習担当教員は、成人看護学分野の専任教員2名、基礎看護学分野の教員5名（4名は健康回復ケア論実習の担当なし）、計7名で担当する。専任教員が2名1組となり、2か所の病棟を担当する体制とし、実習期間中に他学年の講義・演習や会議がある時間については、講義等を担当しない教員が代行する。

④「健康増進ケア論発展実習」：全実習施設が鹿児島市内であるため、重複する「健康増進ケア論実習」を鹿児島市内あるいはその近郊の市町村で実施する計画として、教員の移動に伴う負担を最小にする。産業保健と学校保健に1名ずつ専任教員を配置する。「健康増進ケア論実習」と同時進行するため、担当者が講義等による不在時に必要により代行を行う。尚、産業保健実習と学校保健実習には、1名ずつ臨地実習サポーターを配置し、教員、実習指導者と連携して実習指導を行う。

【健康回復看護総論実習】

配当年次：2年次前期

単位数(時間)：1単位(45時間)

1. 科目の概要

健康障害(またはその疑い)をきたし、医療機関を受診したり、入院生活を送る対象との関りを通して、健康障害がこれまでの日々の暮らしにどのような影響を及ぼすのかを理解する。また、入院、外来治療を受ける対象が描くこれからの暮らしと医療や看護に期待することを把握し、看護の果たすべき役割を理解できる。

2. 到達目標

- 1) 地域で暮らす人々の日々の営みを考慮し、病院を訪れるということの意味を考え、インタビュー内容を計画する。
- 2) コミュニケーションを通して、健康に異変を感じ自ら受診行動をおこした思いを傾聴する。
- 3) 健康に支障をきたしたことが日々の暮らしや健康に対する考え方にどのように影響するのかについて考える。
- 4) 対象が外来受診や入院治療の経験を通してこれからの暮らしや健康について、どのように考えているのか、考えることができる。
- 5) 各自の実習内容を提示しながら、GWを通して自己の健康観、生活観を深める。

3. 実習計画の概要

1) グループ編成

外来実習は、学生4名1グループで20グループに編成する。病棟実習は、学生5名1グループで16グループに編成する。教員1名が1～2グループを担当し、実習指導者と連携しながら実習を行う。

2) 実習スケジュール

(1) 土曜日：学内実習(実習前週の土曜日半日・実習中に代休日を確保する)

- ・全体オリエンテーション
- ・実習グループ別オリエンテーション
- ・既修得内容の復習・整理
- ・実習課題の予習・明確化

(2) 月曜日：病院見学実習

実習施設：鹿児島医療センター

- ・病院オリエンテーション
- ・医療機関の組織・体制と役割の実際
- ・医療機関において看護部が果たしている機能
- ・医療安全の実際 等

(3) 火～金曜日：外来・病棟実習

病棟実習施設：鹿児島医療センター

外来実習施設：鹿児島医療センター、鹿児島市立病院、厚生連病院、相良病院
いまきいれ総合病院、南風病院、今村総合病院

(4) 土曜日：学内実習(土曜日半日・実習中に代休日を確保する)

- ・実習内容の振り返りと整理
- ・理論と実践の統合
- ・実習成果の発表・討論・まとめ
- ・実習用e-ポートフォリオの記載

【看護展開基礎実習】

配当年次：2年次前期

単位数(時間)：2単位(90時間)

1. 科目の概要

既修得の学修成果を基に、医療機関で入院生活を送る対象のケアニーズに気づき、ケアの必要性を根拠をもって判断(解釈)、実施(反応)し、その過程を省察することを通して、援助関係を発展させつつ、看護を発展させる具体的な看護展開の基礎を学ぶ。また、対象の健康状態の回復を促進する日常生活の重要性を理解し、より安全・安楽なケアを提供できるように学習、検討、考案しながら看護に取り組む姿勢を身につける。

2. 到達目標

- 1) 入院生活を送る対象のケアニーズに「気づく」ことができる。
- 2) ケアニーズが生じる対象の状況に関する情報収集を基に推論を行い、「解釈」を実施し、必要なケアを判断することができる。
- 3) 対象に必要なケアを実施し、その効果を把握することができる(「反応」)。
- 4) ケアを実施しつつその成果を把握し、それらの関連付けを「省察」することにより、最適なケアを実施できる。
- 5) ケアを繰り返し実施することにより、対象から信頼される関係を築くことができる。
- 6) 一連のケアを通して対象の全体的なケア計画を立案し、対象と協議できる。

3. 実習計画の概要

1) グループ編成

学生5名を1グループとして16グループを編成する。教員1～2名で1グループを担当し、実習指導者と連携しながら実習を行う。

2) 実習スケジュール

(1) 1週目1日目：学内実習(1日間)

- ・全体オリエンテーション
- ・実習グループ別オリエンテーション
- ・既修得内容の復習・整理
- ・実習課題の予習・明確化
- ・自己の実習課題の明確化
- ・技術演習

(2) 1週目2日目～2週4日目：病院実習(8日間)

実習施設：対象を受け持ち看護展開する最初の実習であることから、比較的病態が理解しやすく、ケアニーズを把握しやすい対象が入院していると考えられる以下の病院の病棟とした。

鹿児島医療センター	南九州病院
指宿医療センター	南風病院
今村総合病院	JA鹿児島厚生連病院
霧島市立医師会医療センター	

(3) 2週目5日目：学内実習(1日間)

- ・実習内容の振り返りと整理
- ・理論と実践の統合
- ・実習成果の発表・討論・まとめ
- ・実習用e-ポートフォリオの記載
- ・実習自己評価・担当教員との個人面接

【健康増進ケア論実習】

配 当 年 次 : 3 年次前期・後期

単位数 (時間) : 3 単位 (135 時間)

1. 科目の概要

公衆衛生看護学に関する既修得の学修内容を統合し、保健所、保健センターをはじめとする地域で暮らす様々な対象・健康レベルにある人々のある人びとへの看護活動を理解し、看護実践能力の基盤を養う。具体的には、地域ケアシステムについて理解し、地域看護活動を実践するための基本的技術力を養う。同時に、健康の保持・増進に向けて、地域診断に基づき、地域のヘルスニーズを充たすための地域看護の専門的活動方法を理解する。

2. 到達目標

- 1) 個人・家族への継続的な支援の意義と方法を説明できる。
- 2) 地域の社会資源を活用し生活を支援する方法を説明できる。
- 3) ヘルスニーズを充たすための専門的活動方法を説明できる。
- 4) 保健医療福祉チームの一員として自覚を持ち、保健師の役割、専門性について説明できる。
- 5) 地域全体に対して PDCA を展開する過程を説明できる。

3. 実習計画の概要

1) グループ編成

学生 10 名を大グループとし、8 ローテーションを行って全員が実習できるようにする。そして、実際の実習においては、10 名をさらに 2~3 名の小グループに編成して実習する。教員 1 名が小グループの 1 つを担当し、遠隔地の実習場には臨地実習サポーターを配置し、実習指導者と連携しながら実習を行う。

2) 実習スケジュール

(1) 学内実習 (1~2 日間)

<理論と実践の統合Ⅰ>

- ・オリエンテーション
- ・実習の目的目標を確認し、準備性を高める
- ・実習プログラムを踏まえ、自らの課題を整理し、取り組み方法を確認する
- ・健康教育の準備を行う

(2) 市町村実習 (9~10 日間)

*委託型地域包括支援センター、難病療養者訪問看護等を含む

- ・住民の身近な場所で健康と生活を守る市町村保健師の地区活動の展開方法と援助技術を学ぶ
- ・個別及び地域全体のヘルスニーズをとらえる方法を家庭訪問の同行や保健事業への参加から学ぶ
- ・市町村保健師の担う役割について検討する

(3) 保健所実習 (2 日間)

- ・複数の市町村を管轄する保健所の広域的・専門的機能、及び市町村支援の方法を保健師の地区活動実践から学ぶ。市町村実習での体験・学びを含め、保健師の役割について検討する

(4) 学内実習 : 2 日間

<理論と実践の統合Ⅱ>

- ・実習体験の学びをもとに討論し、生活の営みの中で人々の健康生活を支える看護のあり方と看護活動、それらの活動の基盤となる看護学についての理解を深めるとともに、看護職の社会的使命について考える機会とする

- ・実習用 e-ポートフォリオの記載
- ・実習自己評価・担当教員との個人面接

【成育健康回復ケア論実習Ⅰ】

配当年次：3年次前期・後期

単位数（時間）：3単位（135時間）

1. 科目の概要

成育看護学に関する既修得の学修内容を基に、地域で暮らす子ども・子育て期にある人々の多様な健康レベルに応じたその人らしい生活を送る上で抱える健康課題に対し提供される、保健・医療・福祉・教育等の連携協働による包括的支援を実習を通して理解するとともに、支援における看護の役割を考察することにより、地域で暮らす子ども・子育て期にある人々の特性を踏まえた看護を提供するための基本的能力を養う。

地域で暮らす子ども・子育て期にある対象者の様々な健康レベルと対象者が抱える多様な健康課題に対する多職種連携協働による対象中心の包括的支援について、妊娠期から子ども・子育て期までの切れ目ない支援の場として保健・医療・福祉・教育機関等での実習を行う。

2. 到達目標

- 1) 地域で暮らす子ども・子育て期にある人々の多様な健康レベル・健康課題を理解する。
- 2) その人らしい生活を支援するために多職種・機関連携協働による包括的支援を理解する。
- 3) 地域で暮らす子ども・子育て期にある人々への多職種連携協働支援における看護の役割を理解する。
- 4) 多様な健康課題を抱えながら地域で暮らす子ども・子育て期にある対象者への看護について述べられる。
- 5) 実習を通じて、妊娠期から産後まで切れ目なく提供される子育て支援について理解する。

3. 実習計画の概要

1) グループ編成

学生 10 名を大グループとし、8 ローテーションを行って全員が実習できるようにする。そして、実際の実習においては、10 名をさらに 2～4 名の小グループに編成して実習する。教員 1 名が小グループの 1～3 グループを担当し、遠隔地の実習場には臨地実習サポーターを配置し、実習指導者と連携しながら実習を行う。

2) 実習スケジュール

母子保健施設(子育て支援センター)、教育施設(養護学校)、児童福祉施設(乳児院・保育園)等での実習

(1) 臨地実習 (12 日間) オリエンテーション・カンファレンスを含む

- ・各実習場所に 2～3 名の学生を配置

(実習施設)

鹿児島市子育て支援施設

加治木養護学校

やくし乳児院

鹿児島市内の保育園 (玉里保育園、あたご保育園、薬師保育園、下伊敷保育園、つくし保育園)

指宿医療センター(産科外来)

(2) 学内実習 (3 日間)

<理論と実践の統合>

- ・実習内容の振り返りと整理

- ・理論と実勢の統合
- ・実習の学びから実習内容に関連するテーマを設定し、意見交換、まとめ
- ・実習用 e-ポートフォリオの記載
- ・実習自己評価・担当教員との個人面接

【成育健康回復ケア論実習Ⅱ】

配当年次：3年次前期・後期

単位数（時間）：3単位（135時間）

1. 科目の概要

成育看護学に関する既修得の学修内容を基に、成育過程の周産期（妊娠・分娩・産褥・新生児期）、乳幼児・学童・思春期における対象者の成長・発達の特徴を踏まえ、あらゆる健康レベルにいる対象者とその家族について理解を深め、対象者の健康課題と健康レベルに応じた看護の実践を学ぶ。具体的には、医療施設で入院あるいは外来通院している対象者の特性を理解し、周産期の母子を対象としたウエルネスの視点での看護の展開や、成育過程にある健康課題を有する対象者の看護の展開を通して、成育看護に必要な基礎的な看護実践能力を修得する。また対象者や家族が直面する成育医療における様々な治療やケアの選択場面の現状を理解し、意思決定支援における看護職の役割について考察することができる。さらに、成育過程にある様々な健康課題をもつ対象者への看護実践を通し、成育看護の対象者とその家族を取り巻く保健医療チーム（施設内外、社会資源を含む）の役割について理解するとともに、次世代成育過程の健康について、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）視点から考察することができる。

2. 到達目標

- 1) 対象者の健康状態、行われているケア、回復過程について説明できる。
- 2) 対象者の健康課題を明らかにし、根拠に基づいて必要な看護を計画できる。
- 3) 母子とその家族がよりよい健康生活を維持していけるための看護をウエルネスの視点で捉え考えることができる。
- 4) 対象者の発達課題を踏まえ、あらゆる健康レベルにいる対象者とその家族に必要な看護を選択・実践し評価できる。
- 5) 保健医療チームの一員としての自覚を持ち、倫理的行動がとれる。
- 6) 対象を取り巻く保健医療チームにおける看護師の役割、専門性について理解、説明できる。
- 7) 主体的に学びを深め、自己の看護観と課題を明らかにできる。

3 実習計画の概要

1) グループ編成

学生 10 名を大グループとし、8 ローテーションを行って全員が実習できるようにする。そして、実際の実習においては、10 名をさらに 2～5 名の小グループに編成して実習する。教員 1 名が小グループの 1～3 グループを担当し、遠隔地の実習場には臨地実習サポーターを配置し、実習指導者と連携しながら実習を行う。

2) 実習スケジュール

(1) 臨地実習(12 日間) オリエンテーション・カンファレンスを含む

- ・各実習場所に 2～3 名の学生を配置。各自 1 名の受持ち患者の看護を通じて実習を展開する（実習施設）

指宿医療センター（産科病棟、小児科病棟・外来）

霧島市立医師会医療センター（小児科病棟・外来）

南九州病院

鹿児島市立病院（産科病棟）

(2)学内実習(3日間)

<理論と実践の統合>

- ・実習内容の振り返りと整理
- ・理論と実践の統合
- ・実習の学びから実習内容に関連するテーマを設定し、意見交換、まとめ
- ・実習用 e-ポートフォリオの記載
- ・実習自己評価・担当教員との個人面接

【成人健康回復ケア論実習】

配当年次：3年次前期・後期

単位数(時間)：3単位(135時間)

1. 科目の概要

成人看護学に関する既修得内容を活用し、成人看護の対象と医療機関において交流することを通して対象を尊重した援助関係を構築し、健康障害の種類と回復過程に応じた看護の展開の実際を学ぶ。具体的には、成人期にある人の特性を理解し、対象が日常生活において自身の健康管理をどのように行っているかを理解したうえで、健康障害が生じ、入院治療を余儀なくされた人を受け持ち、必要な看護を実践する。また治療を終えた患者・家族の生活の再構築に向けて、チームで支援する看護の実際を学ぶ。

2. 到達目標

- 1)健康障害が対象者の暮らしに及ぼしている影響について説明できる。
- 2)対象者の疾患や病態、行われている治療、回復過程について説明できる。
- 3)健康問題を明らかにし、必要な看護を計画、実施、評価できる。
- 4)対象者の看護計画に沿った適切な看護を、根拠に基づいて選択し、実施できる。
- 5)保健医療チームの一員としての自覚をもち、倫理的行動がとれる。
- 6)対象を取り巻く保健医療チームにおける看護師の役割、専門性について理解、説明できる。
- 7)主体的に学びを深め、自己の看護観と課題を明らかにできる。

3. 実習計画の概要

1) グループ編成

2～3名を1グループとして編成。教員1名が1～3グループを担当し、実習指導者と連携しながら実習を展開する。

2) 実習スケジュール

(1)1週目1日目：学内実習(1日間)

<理論と実践の統合 I >

- ・オリエンテーション
- ・既修得内容の復習・整理
- ・実習課題の予習・明確化
- ・自己の実習課題の明確化
- ・技術演習

(2)1週目2日目～3週目4日目：臨地実習(13日間)

(実習施設)

鹿児島医療センター(5病棟)

*各病棟に2～3名の学生を配置。各自1名の受け持ち患者の看護を通じて実習を展開する。患者は、急性期治療・手術症例・がん症例を優先して担当する。

*実習期間中にクリティカル実習を行う

ICU、救急外来において見学実習を行う(各1日又は半日)

詳細な日程、実習内容についてはオリエンテーションで確認する。

(3)3 週目 5 日目：学内実習(1 日間)

<理論と実践の統合Ⅱ>

- ・実習内容の振り返りと整理
- ・理論と実践の統合
- ・普遍的看護と成人看護学分野特有の看護の明確化
- ・実習成果の発表・討論・まとめ
- ・実習用 e-ポートフォリオ記載
- ・実習自己評価・担当教員との個人面接

【老年健康回復ケア論実習】

配 当 年 次：3 年次前期・後期

単位数(時間)：3 単位(135 時間)

1. 科目の概要

老年看護学に関する既修得内容を活用し、老年看護の対象と医療機関、グループホーム等において交流することを通して対象を尊重した援助関係を構築し、健康障害の種類と回復過程に応じた看護の展開の実際を学ぶ。具体的には、高齢者の特性を理解し、健康を維持・回復・増進し、その人らしく暮らしていこうとする思いを受け止め支援する看護の実際に取り組む。自立した生活の維持・拡大、個人や家族が描くこれからの生活に向けて、チームで支援する看護の実際を学ぶ。

2. 到達目標

- 1) 高齢者の身体・精神的、社会的特性を踏まえて対象を理解、説明することができる。
- 2) 健康障害や生活に及ぼす影響について総合的にアセスメントし、必要な看護を計画・実施、評価できる。
- 3) 対象を取り巻く家族への支援について検討することができる。
- 4) 多職種連携における看護師の役割、専門性について理解、説明できる。

3. 実習計画の概要

1) グループ編成

4～5 名を 1 グループとして編成。教員 1～2 名が 1 グループを担当し、実習指導者と連携しながら実習を展開する。

2) 実習スケジュール

(1)1 週目 1 日目：学内実習(1 日間)

<理論と実践の統合Ⅰ>

- ・オリエンテーション
- ・既修得内容の復習・整理
- ・実習課題の予習・明確化
- ・自己の実習課題の明確化
- ・技術演習

(2)1 週目 2 日目～第 2 週 5 日目：病院実習(9 日間)

(実習施設)

鹿児島共済会南風病院

霧島市立医師会医療センター

*各病棟に 2～3 名の学生を配置。各自 1 名の受け持ち患者の看護を通じて実習を展開する。

(3)3 週目 1～3 日目：グループホーム実習(3 日間)

(実習施設)

- グループホームはるかぜ他、4施設
(4)3 週目 4～5 日目：学内実習（2 日間）

<理論と実践の統合Ⅱ>

- ・実習内容の振り返りと整理
- ・理論と実践の統合
- ・普遍的看護と老年看護学分野特有の看護の明確化
- ・実習成果の発表・討論・まとめ
- ・実習用 e-ポートフォリオの記載
- ・実習自己評価・担当教員との個人面接

【精神健康回復ケア論実習】

配 当 年 次：3 年次前期・後期

単位数（時間）：3 単位（135 時間）

1. 科目の概要

精神看護学に関する既修得内容を活用し、精神看護の対象の特性を理解し、在宅、医療機関、就労施設等における交流を通して援助関係を構築し、精神の健康障害の種類と療養過程に応じた看護の展開の実際を学ぶ。具体的には、対象から信頼される関係を形成するために求められる看護者としての基本的態度を修得するために、対象との交流場面における相互作用過程を自己洞察し、それらの成果を関りに生かすことの必要性を実際において実施して理解する。また、対象の精神障害と回復過程を理解し、対象の言動を精神障害やその治療法、生活環境、入院環境などから総合的に解釈し、その意味を理解できるようになる。そしてその意味を踏まえながら対象の有するストレスと健康障害から生じる生活面への影響を、心理・社会・身体的側面から総合的にアセスメントし、対象が望む生活をその人らしく送れるようになるためのケア計画を対象と共に計画実施、評価するという一連の看護の展開の仕方について学ぶ。また、精神障害における各種治療法、精神保健福祉法に基づく患者処遇、精神科におけるチーム医療の実際を体験することによって、それらにおいて看護職の果たすべき役割について理解するとともに、精神医療の現状を知り、今後の在り方について考察することができる。

2. 到達目標

- 1) 精神障がいの対象者の暮らしに及ぼしている影響について説明できる。
- 2) 対象者の精神障がいと病態、行われている治療、回復過程について説明できる。
- 3) 精神障がいの程度と社会機能レベルを明らかにし、必要な看護を計画・実施・評価できる。
- 4) 対象者の看護計画に沿った適切な看護を、根拠に基づいて選択し、実施できる。
- 5) 保健医療チームの一員として自覚を持ち、倫理的行動がとれる。
- 6) 対象を取り巻く保健医療チームにおける看護師の役割、専門性について理解、説明できる。
- 7) 主体的に学びを深め、自己の看護観と課題を明らかにできる。

3. 実習計画の概要

1) グループ編成

4～5 名を 1 グループとして編成する。教員 1 名が 1～2 グループを担当し、実習指導者と連携しながら実習を展開する。

2) 実習スケジュール

(1)1 週目 1 日目：学内実習(1 日間)

<理論と実践の統合Ⅰ>

- ・オリエンテーション
- ・既修得内容の復習・整理
- ・実習課題の予習・明確化

- ・自己の実習課題の明確化
- (2)1 週目 2 日目～3 週目 3 日目：臨地実習(12 日間)
(実習施設)
 - ・4～7 月 蒼風会こだま病院 病棟・デイケア・外来
社会福祉法人こだま会 社会復帰施設
(就労継続支援 B 型施設・地域活動支援グループ・グループホーム)
 - ・10～11 月 慈愛会谷山病院(病棟) 今村総合病院(病棟)
就労支援 B 型事業所 あい
伊敷病院デイケア
- (3)3 週目 4～5 日目：学内実習(2 日間)
 - <理論と実践の統合Ⅱ>
 - ・実習内容の振り返りと整理
 - ・理論と実践の統合
 - ・普遍的看護と精神看護学分野特有の看護の明確化
 - ・実習成果の発表・討論・まとめ
 - ・実習用 e-ポートフォリオの記載
 - ・実習自己評価・担当教員との個人面接

【在宅健康回復ケア論実習】

配 当 年 次：3 年次前期・後期

単位数(時間)：3 単位(135 時間)

1. 科目の概要

在宅看護学に関する既修得内容を活用し、在宅看護の対象の特性を理解し、自宅や入所施設等において交流することを通して対象を尊重した援助関係を構築し、健康障害の種類と回復過程に応じた看護の展開の実践を学ぶ。具体的には、在宅で生活する様々な健康レベルにある人々や家族に対して QOL の維持・向上、生き生きとした日々の暮らしの実現に向けた看護について学ぶ。在宅看護を支える制度と関係者の組織を超えた多職種連携を通して、ケアマネジメント及び在宅ケアの実践について学ぶ。

2. 到達目標

- 1)在宅療養生活にむけての意思決定支援のため、看護師が関わる支援について説明できる。
- 2)在宅療養へ移行していく上で、入院中に実施しておくべき準備支援を説明できる。
- 3)在宅療養へ移行していく際の、チーム医療の内容と必要性について説明できる。
- 4)在宅療養に入ったあとの、自宅・地域に必要な看護支援について説明できる。
- 5)在宅療養が継続できるための、地域包括ケアシステムにおける連携・協働の必要性を説明できる。

3. 実習計画の概要

1) グループ編成

4～6 名を 1 グループとして編成する。教員 1～2 名で 1 グループを担当し、実習指導者と連携しながら実習を展開する。遠隔地となる病院については、実習期間中は臨地実習サポーターを配置する。

2) 実習スケジュール

(1)1 週目 1 日目：学内実習(1 日間)

<理論と実践の統合Ⅰ>

- ・オリエンテーション
- ・既修得内容の復習・整理
- ・実習課題の予習・明確化
- ・自己の実習課題の明確化

(2) 1週目2日目～3週目3日目：臨地実習（12日間）

（実習施設）

＊対象者が健康レベルや生活状態に応じて多様な地域生活を支援する施設を利用していることを理解できるように、以下の施設ごとに一連の関連施設で実習できるようにした。

・南風病院、ケアサポートみなみ風

〔訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、療養通所介護事業所、
看護小規模多機能施設、地域包括ケア病棟

・クオラリハビリテーション病院、社会福祉法人クオラ

〔地域連携室、地域包括ケア病棟、老健(通所リハ)、グループホーム、
訪問看護ステーション、特別養護老人ホーム

・田上記念病院、友星メディカル（訪問看護）

〔地域連携室、通所リハビリテーション、介護支援事業所
介護老人保健施設、訪問看護ステーション

(3)3週目4日～5日目：学内実習（2日間）

<理論と実践の統合Ⅱ>

・実習内容の振り返りと整理

・理論と実践の統合

・普遍的看護と在宅看護学分野特有の看護の明確化

・実習成果の発表・討論・まとめ

・実習用e-ポートフォリオの記載

・実習自己評価・担当教員との個人面接

【長期療養生活ケア論実習】

配当年次：4年次前期

単位数（時間）：2単位（90時間）

1. 科目の概要

全教育課程における学修成果を統合、活用し、長期にわたる治療等が必要な疾病を抱えた対象の健康課題の解決を手助け、支援する看護の実際について学ぶ。日々を豊かに暮らそうと願う人や家族の思いを実現するために、多職種と連携し生活機能の回復・維持とQOLの向上のための取り組みの実際、また長期療養者の生活を組織として支える看護管理の在り方について学ぶ。そして、それらの看護体験をとおして、一年次からはぐくんできた自らの看護観を省察し、自身の成長過程を説明できるようになる。

2. 到達目標

- 1) 長期にわたって構築してきた対象とその家族の生活を尊重した関りを通して援助関係を築くことができる。
- 2) 対象の病状や病態、行われている治療について説明できる。
- 3) 対象が自分の病気とどのような折り合いをつけながら生活しているかに気づき、理解することができる。
- 4) 対象が必要とする健康課題に気づき、解釈、ケアする過程を実践し、省察することができる。
- 5) 長期療養者とその家族が多職種チームによってどのように支援されているかを理解し、チームにおける看護職の役割、専門性を理解しながら行動することができる。
- 6) 長期療養者の安全でQOLの高い生活を組織としてどのように支えているかを理解し、組織の一員として行動することができる。
- 7) 長期療養者の看護実践を通して「その人らしい暮らしをささえることができる」とはどのようなことかを説明することができる。

3. 実習計画の概要

1) グループ編成

4～5名を1グループとして編成する。教員1名が2～3グループを担当し、実習指導者と連携しながら実習を展開する。

2) 実習スケジュール

(1) 1週目月曜日：学内実習（1日間）

<理論と実践の統合Ⅰ>

- ・オリエンテーション
- ・既修得内容の復習
- ・実習課題の予習・明確化
- ・自己の実習課題の明確化
- ・技術演習

(2) 1週目火曜日～2週目木曜日：臨地実習（8日間）

(実習施設)

- ・南九州病院（9病棟）
- ・鹿児島医療センター（8病棟）

(3) 2週目金曜日：学内実習（1日間）

<理論と実践の統合Ⅱ>

- ・実習内容の振り返りと整理
- ・理論と実践の統合
- ・実習成果の発表・討論・まとめ
- ・全実習過程を振り返り「その人らしい暮らしを支える」看護についての考えを整理し、記述
- ・実習用のe-ポートフォリオ記載
- ・実習自己評価・担当教員との個人面接

【健康増進ケア論発展実習】

配当年次：4年次前期

単位数（時間）：2単位（90時間）

1. 科目の概要

健康と職業の両立を支える産業保健活動の実際と労働者の健康の維持増進のための看護支援の方法について学ぶ。生徒の発達段階に応じたセルフケア能力を高める保健活動の実際について学ぶ。

2. 到達目標

- 1) 労働者とその家族のヘルスニーズを説明できる。
- 2) 働く場における看護の実際について理解できる。
- 3) 生徒の成長発達とヘルスニーズを説明できる。
- 5) 他機関、多職種、地域や家族との連携について説明できる。
- 6) 対象特性に合わせた保健指導について理解できる。

3. 実習計画の概要

1) グループ編成

5名を1グループとする。教員1名が1グループを担当し、臨地実習サポーター、臨床指導者と連携しながら実習を展開する。

2) 実習スケジュール

(1) 学内実習：1 日間

<理論と実践の統合 I>

- ・オリエンテーション
- ・実習の目的目標を確認し、準備性を高める
- ・実習プログラムを踏まえ、自らの課題を整理し、取り組み方法を明確にする
- ・生徒及び働く人々の健康ニーズについて復習・整理

(2) 学校保健実習(4 日間)

(実習施設)

- ・鹿児島高等学校 鹿児島修学館中学校・高等学校

(実習内容)

- ①教育機関である中学校・高等学校に所属する養護教諭の活動を体験する
- ②生徒のヘルスニーズの把握方法、成長・発達段階の特性に合わせた援助方法を学ぶ
- ③養護教諭の担う役割について考察する

(3) 産業保健実習 (3～4 日間)

(実習施設)

- ヘルスサポートセンター鹿児島
- 鹿児島県民総合保健センター
- JA 鹿児島厚生連病院健康管理センター
- 全国健康保険協会鹿児島県支部

(実習内容)

- *中小企業等から健康管理業務を委託されている施設を実習場とし、以下の産業保健活動について実習する
- ① 組織として、従業員の健康管理がどのように行われているかを理解する
- ② 訪問企業の健康関連データの分析により、従業員の健康状態の概要を把握
- ③ 訪問企業の従業員へ健康管理についての聞き取り調査を行う
- ④ 捉えたデータから労働者のヘルスニーズの分析、健康教育計画立案
- ⑤ 働く人への健康教育について発表・討論・まとめを行う

(4) 学内実習：1～2 日間

<理論と実践の統合 II>

- ・実習体験からの学びをもとに、労働者の健康生活を支える看護のあり方と学校生活を送る子どもの健康を守る看護活動のあり方について意見交換し、自身の実習体験を客観的にとらえるとともに多角的な視点によってそれらの活動の基盤となる看護学について検討し、理解を深める。公衆衛生分野における看護職の社会的使命について考え、まとめを行い、記述する。
- ・実習用の e-ポートフォリオ記載
- ・実習自己評価・担当教員との個人面接

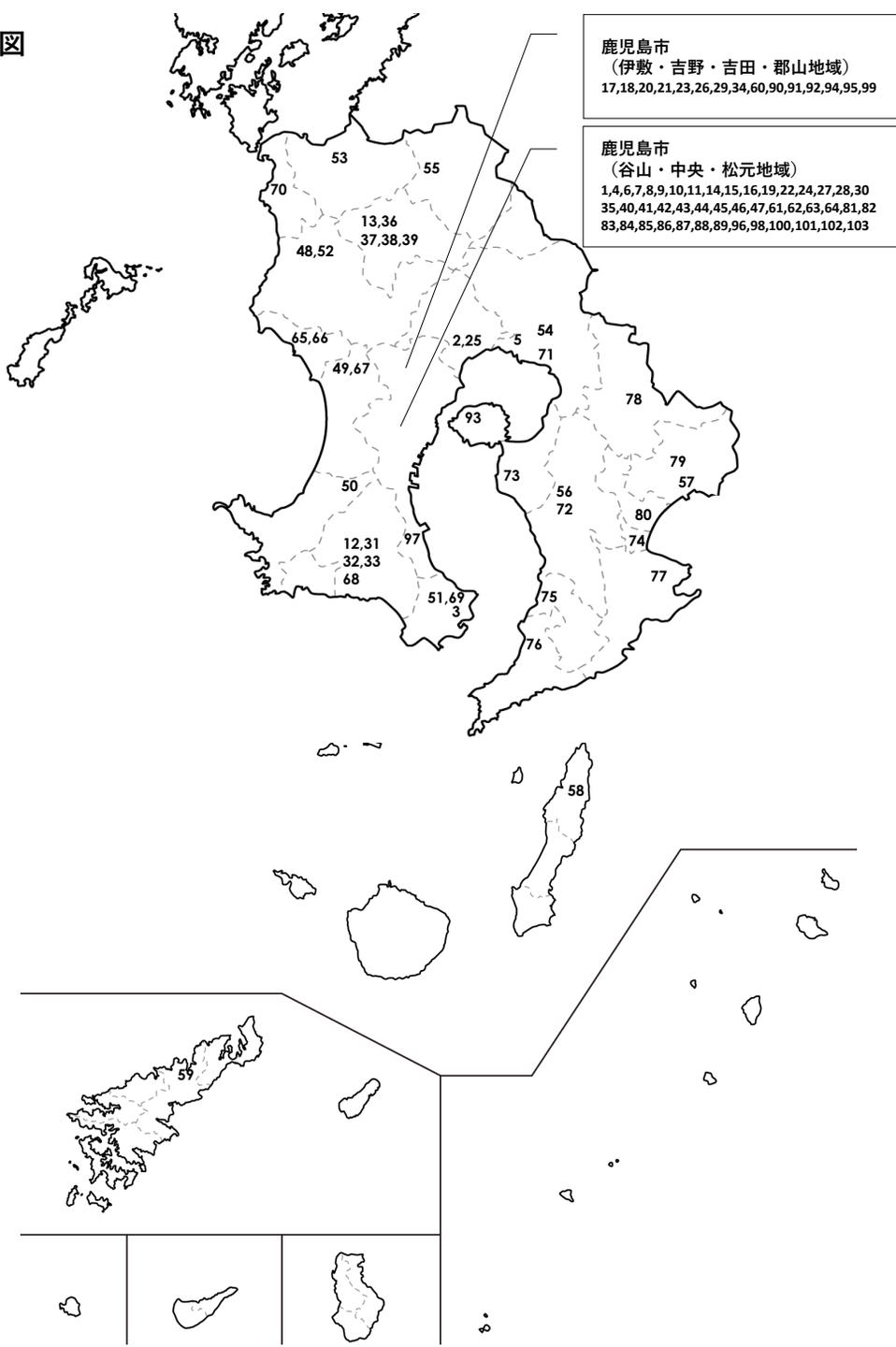
■ 実習施設一覧

No	実習施設	健康回復看護総論実習	看護展開基礎実習	成育健康回復ケア論実習Ⅰ	成育健康回復ケア論実習Ⅱ	成人健康回復ケア論実習	老年健康回復ケア論実習	精神健康回復ケア論実習	在宅健康回復ケア論実習	健康増進ケア論実習	長期療養生活ケア論実習	健康増進ケア論発展実習	所在地	大学からの距離等				備考	
														距離(km)	交通機関	片道所要時間	車を利用した場合の所要時間		
病院																			
1	独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター		96	30		80					40		鹿児島県鹿児島市城山町8-1	4.8	バス	30分	10分		
2	独立行政法人国立病院機構南九州病院			15		80					40		鹿児島県給良市加治木町木田1882	24.2	バス・JR	1時間20分	27分		
3	独立行政法人国立病院機構指宿医療センター			5	40	小児 40 産科 56							鹿児島県指宿市十二町4145	51.5	バス・JR	2時間15分	1時間13分		
4	鹿児島市立病院		16			24							鹿児島県鹿児島市上荒田町37-1	5.6	バス	33分	15分		
5	霧島市立医師会医療センター			10		40		40					鹿児島県霧島市隼人町松永3320	38.3	バス・JR	2時間	1時間		
6	公益社団法人鹿児島共済会 南風病院		8	10				40				48	鹿児島県鹿児島市長田町14-3	3.4	バス	33分	10分		
7	公益財団法人慈愛会 今村総合病院		16	5					6				鹿児島県鹿児島市鴨池新町11-23	7.6	バス	44分	18分		
8	公益財団法人慈愛会 谷山病院								30				鹿児島県鹿児島市小原町8-1	10.4	バス	56分	27分		
9	JA鹿児島厚生連病院		8	5									鹿児島県鹿児島市与次郎1丁目13-1	6.9	バス	40分	19分		
10	社会医療法人博愛会 相良病院		8										鹿児島県鹿児島市松原町3-31	4.9	バス	31分	12分		
11	公益社団法人昭和会 いまきいれ総合病院		8										鹿児島県鹿児島市高麗町43-25	5.3	バス	27分	13分		
12	医療法人蒼風会 こだま病院							50					鹿児島県南九州市川辺町田部田3525	38.4	バス	1時間30分	41分		
13	医療法人クオラ クオラリハビリテーション病院									24			鹿児島県薩摩郡さつま町船木2311-6	22.6	バス	1時間30分	1時間		
保育園等																			
14	すこやか子育て交流館 りぼんかん												鹿児島県鹿児島市与次郎1丁目10-17	8.3	バス	55分	29分	承諾書:鹿児島市から一括取得	
15	東部親子つどいの広場 なかまっち												鹿児島県鹿児島市中野4-13	4.4	バス	21分	12分		
16	南部親子つどいの広場 たにっこりん				80								鹿児島県鹿児島市西谷山1丁目3-2	16.5	バス・JR	1時間	20分		
17	北部親子集いの広場 なかよし												鹿児島県鹿児島市吉野町3256-1	7.5	バス	1時間	19分		
18	西部親子つどいの広場 いしきらら												鹿児島県鹿児島市下伊敷1丁目10-3	0.9	徒歩	11分	3分		
19	社会福祉法人鹿児島市社会事業協会 やくし乳児院				16								鹿児島県鹿児島市薬師2丁目41-8	3.0	バス	30分	8分		
20	社会福祉法人鹿児島市社会事業協会 玉里保育園				16								鹿児島県鹿児島市下伊敷1丁目11-7	1.2	バス	15分	4分		
21	社会福祉法人鹿児島市社会事業協会 あたご保育園				16								鹿児島県鹿児島市下伊敷1丁目32-1	1.0	徒歩	13分	3分		
22	社会福祉法人鹿児島市社会事業協会 薬師保育園				16								鹿児島県鹿児島市薬師2丁目41-10	3.0	バス	30分	8分		
23	社会福祉法人鹿児島市社会事業協会 下伊敷保育園				16								鹿児島県鹿児島市下伊敷2丁目26-10	1.9	バス	15分	6分		
24	鹿児島医療センター内つくし保育園				16								鹿児島県鹿児島市城山町8-1	4.8	バス	30分	10分		
25	鹿児島県立加治木養護学校				24								鹿児島県給良市加治木町木田1784	23.7	バス・JR	1時間30分	29分		
グループホーム																			
26	医療法人春風会 グループホームはるかぜ												鹿児島県鹿児島市西陵6丁目21-21	8.6	バス	47分	10分		承諾書:医療法人春風会から一括取得
27	医療法人春風会 グループホーム明和の家												鹿児島県鹿児島市明和5丁目1-15	1.2	徒歩	16分	4分		
28	医療法人春風会 グループホームはるかぜ黎明							80					鹿児島県鹿児島市照国町3-18	3.8	バス	23分	9分		
29	医療法人春風会 グループホームはるかぜ西伊敷												鹿児島県鹿児島市西伊敷4丁目45-5	4.4	バス	19分	10分		
30	医療法人春風会 グループホームはるかぜ新屋敷												鹿児島県鹿児島市新屋敷町4-1	4.8	バス	35分	12分		
精神障害者社会復帰施設等																			
31	社会福祉法人こだま会 地域活動支援センター にじの途												鹿児島県南九州市川辺町田部田3535	38.7	バス	1時間30分	41分	承諾書:社会福祉法人こだま会から一括取得	
32	社会福祉法人こだま会 就労継続支援B型事業所ゆめの樹								50				鹿児島県南九州市川辺町田部田3535	38.7	バス	1時間30分	41分		
33	社会福祉法人こだま会 グループホームピア・アクティヴ												鹿児島県南九州市川辺町田部田3541-1	38.7	バス	1時間30分	41分		
34	医療法人有隣会伊敷病院(デイケア)								30				鹿児島県鹿児島市下伊敷2丁目4-15	0.8	徒歩	10分	3分		
35	就労継続支援B型事業所あい									30			鹿児島県鹿児島市上荒田町23-21-101	5.1	バス	36分	14分		
地域生活支援施設等																			
36	社会福祉法人クオラ 特別養護老人ホーム マモリエ									24			鹿児島県薩摩郡さつま町船木2315-1	22.6	バス	1時間30分	53分		
37	医療法人クオラ 介護老人保健施設 クオリエ									24			鹿児島県薩摩郡さつま町船木2311-8	22.6	バス	1時間30分	54分		
38	医療法人クオラ グループホーム アリエ									24			鹿児島県薩摩郡さつま町船木2311-8	22.6	バス	1時間30分	54分		
39	医療法人クオラ 訪問看護・リハ クオラU									24			鹿児島県薩摩郡さつま町船木2311-6	22.6	バス	1時間30分	54分		
40	公益社団法人鹿児島共済会 訪問看護ステーションみなみ風												鹿児島県鹿児島市下竜尾町10-3	3.8	バス	30分	10分	承諾書:公益社団法人鹿児島共済会在宅ケアサポートみなみ風から一括取得	
41	公益社団法人鹿児島共済会 居宅介護事業所みなみ風												鹿児島県鹿児島市下竜尾町10-3	3.8	バス	30分	10分		
42	公益社団法人鹿児島共済会 療養通所介護事業所みなみ風									48			鹿児島県鹿児島市下竜尾町10-3	3.8	バス	30分	10分		
43	公益社団法人鹿児島共済会 看護小規模多機能型居宅介護事業所みなみ風												鹿児島県鹿児島市下竜尾町10-3	3.8	バス	30分	10分		
44	医療法人春風会 田上記念病院												鹿児島県鹿児島市西別府町1799	10.4	バス	55分	16分	承諾書:医療法人春風会から一括取得	
45	医療法人春風会 介護老人保健施設ナーシングホーム田上苑								12				鹿児島県鹿児島市西陵6丁目21-18	8.6	バス	45分	15分		
46	医療法人春風会 介護支援事業所はるかぜ												鹿児島県鹿児島市下荒田2丁目39-1	6.0	バス	30分	16分		
47	有限会社友量メディカル 西陵訪問看護ステーション									12			鹿児島県鹿児島市西陵8丁目32-19	8.8	バス	50分	15分		
48	びっくすまいる訪問看護ステーション										23		鹿児島県薩摩川内市平佐町1872グラウンドール平佐11号館	45.0	バス・JR	1時間10分	47分		

No	実習施設	健康回復看護総論実習	看護展開基礎実習	成育健康回復ケア論実習Ⅰ	成育健康回復ケア論実習Ⅱ	成人健康回復ケア論実習	老年健康回復ケア論実習	精神健康回復ケア論実習	在宅健康回復ケア論実習	健康増進ケア論実習	長期療養生活ケア論実習	健康増進ケア論発展実習	所在地	大学からの距離等				備考
														距離(km)	交通機関	片道所要時間	車を利用した場合の所要時間	
保健所																		
49	伊集院保健所												鹿児島県日置市伊集院町下谷口1960-1	23.1	バス・JR	52分	23分	承諾書:鹿児島県から一括取得
50	加世田保健所												鹿児島県南さつま市加世田村原2丁目1-1	39.6	バス	1時間55分	43分	
51	指宿保健所												鹿児島県指宿市十二町301	51.6	バス・JR	2時間	1時間9分	
52	川薩保健所												鹿児島県薩摩川内市隈之城町228-1	46.0	バス・JR	1時間30分	42分	
53	出水保健所												鹿児島県出水市昭和町18-18	90.7	バス・新幹線	1時間15分	1時間33分	
54	始良保健所												鹿児島県霧島市集人町松永3320-16	38.3	バス・JR	2時間	39分	
55	大口保健所												鹿児島県伊佐市大口里53-1	121.0	バス・新幹線	2時間25分	1時間12分	
56	鹿屋保健所												鹿児島県鹿屋市打馬2-16-6	58.3	バス・フェリー	2時間30分	1時間25分	
57	志布志保健所												鹿児島県志布志市志布志町志布志2-1-11	94.0	バス・フェリー	2時間40分	1時間28分	
58	西之表保健所												鹿児島県西之表市西之表7590	124.2	バス・高速船	2時間45分		
59	名瀬保健所												鹿児島県奄美市名瀬永田町17-3	388.0	バス・飛行機	2時間50分		
市町村・保健センター																		
60	鹿児島市北部保健センター												鹿児島県鹿児島市吉野町3275-3	7.9	バス	46分	20分	承諾書:鹿児島市から一括取得
61	鹿児島市東部保健センター												鹿児島県鹿児島市山下町11-1	4.6	バス	26分	10分	
62	鹿児島市西部保健センター												鹿児島県鹿児島市永吉2丁目21-6	1.5	バス	12分	4分	
63	鹿児島市中央保健センター												鹿児島県鹿児島市鴨池2丁目25-1-11	6.7	バス・市電	42分	16分	
64	鹿児島市南部保健センター												鹿児島県鹿児島市西谷山1丁目3-2	12.9	バス・JR	1時間15分	19分	
65	いちき串木野市長寿介護課									4			鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1	27.9	バス・JR	1時間40分	37分	
66	串木野健康増進センター									4			鹿児島県いちき串木野市新生町183-3	34.2	バス・JR	1時間40分	40分	
67	日置市役所健康保険課									6			鹿児島県日置市伊集院町郡1丁目100	17.7	バス・JR	1時間10分	24分	
68	知覧保健センター									3			鹿児島県南九州市知覧町都17530	41.1	バス	2時間	42分	
69	指宿市健康福祉部									6			鹿児島県指宿市十町2424	33.4	バス・JR	1時間20分	1時間8分	
70	阿久根市健康増進課									4			鹿児島県阿久根市鶴見町200	80.6	バス・新幹線	1時間20分	1時間15分	
71	霧島市役所保健福祉部すこやか保健センター									9			鹿児島県霧島市集人町内山田1丁目10-33	33.2	バス・JR	1時間20分	34分	
72	鹿屋市保健福祉部健康増進課 保健相談センター									3			鹿児島県鹿屋市北田町11-6	102.9	バス・フェリー	2時間20分	1時間30分	
73	垂水市役所保健課									6			鹿児島県垂水市上町114	26.9	バス・フェリー	1時間35分	1時間21分	
74	東串良町役場福祉課									3			鹿児島県肝属郡東串良町川西1543	92.6	バス・フェリー	2時間30分	1時間32分	
75	錦江町役場健康保険課									3			鹿児島県肝属郡錦江町城元963	64.6	バス・フェリー	2時間30分	2時間	
76	南大隅町役場町民保健課・介護福祉課									2			鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226	62.3	バス・フェリー	2時間30分	2時間5分	
77	肝付町役場健康増進課									3			鹿児島県肝属郡肝付町新富98	96.6	バス・フェリー	2時間40分	1時間35分	
78	曾於市役所保健課									10			鹿児島県曾於市末吉町二之方1980	69.3	バス・フェリー	3時間35分	1時間16分	
79	志布志市役所有明支所保健課									3			鹿児島県志布志市有明町野井倉1756	91.6	バス・フェリー	3時間20分	1時間30分	
80	大崎町役場保健福祉課健康増進係									3			鹿児島県曾於郡大崎町飯宿1029	102.0	バス・フェリー	3時間	1時間30分	
地域包括支援センター																		
81	鹿児島市長寿あんしん相談センター中央												鹿児島県鹿児島市城南町32-11	5.7	バス	45分	15分	承諾書:社会福祉法人高齢者予防協会かごしまから一括取得
82	鹿児島市長寿あんしん相談センター上町												鹿児島県鹿児島市大電町3-17	4.9	バス	29分	10分	
83	鹿児島市長寿あんしん相談センター鴨池北												鹿児島県鹿児島市鴨池2丁目25-1-11	6.7	バス・市電	42分	16分	
84	鹿児島市長寿あんしん相談センター鴨池南												鹿児島県鹿児島市新築町1-11	8.5	バス・市電	51分	21分	
85	鹿児島市長寿あんしん相談センター城西												鹿児島県鹿児島市薬師1丁目16-9	3.4	バス	21分	9分	
86	鹿児島市長寿あんしん相談センター武・田上												鹿児島県鹿児島市田上3丁目13-2	6.4	バス	45分	16分	
87	鹿児島市長寿あんしん相談センター谷山北												鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘1丁目1-8	12.5	バス・市電	1時間10分	22分	
88	鹿児島市長寿あんしん相談センター谷山中央												鹿児島県鹿児島市谷山中央3丁目383-18	13.2	バス・市電	1時間10分	23分	
89	鹿児島市長寿あんしん相談センター谷山南												鹿児島県鹿児島市坂之上2丁目17-1	14.9	バス・JR	1時間	23分	
90	鹿児島市長寿あんしん相談センター伊敷台												鹿児島県鹿児島市伊敷台2丁目17-15	2.8	バス	13分	7分	
91	鹿児島市長寿あんしん相談センター西伊敷												鹿児島県鹿児島市西伊敷3丁目16-18	4.0	バス	18分	9分	
92	鹿児島市長寿あんしん相談センター吉野												鹿児島県鹿児島市吉野町3046	11.7	バス	50分	18分	
93	鹿児島市長寿あんしん相談センター桜島												鹿児島県鹿児島市桜島藤野町1456-1	16.2	バス・フェリー	1時間	1時間4分	
94	鹿児島市長寿あんしん相談センター吉田												鹿児島県鹿児島市本城町1687-2	20.0	バス	1時間12分	20分	
95	鹿児島市長寿あんしん相談センター郡山												鹿児島県鹿児島市郡山町141	14.3	バス	34分	21分	
96	鹿児島市長寿あんしん相談センター松元												鹿児島県鹿児島市上谷口町2883	18.5	バス・JR	47分	23分	
97	鹿児島市長寿あんしん相談センター喜入												鹿児島県鹿児島市喜入町7000	30.0	バス・JR	1時間22分	43分	

No	実習施設	健康回復看護 総論実習	看護展開 基礎実習	成育健康 回復ケア 論実習Ⅰ	成育健康 回復ケア 論実習Ⅱ	成人健康 回復ケア 論実習	老年健康 回復ケア 論実習	精神健康 回復ケア 論実習	在宅健康 回復ケア 論実習	健康増進 ケア論 実習	長期療養 生活ケア 論実習	健康増進 ケア論発 展実習	所在地	大学からの距離等				備考	
														距離 (km)	交通機関	片道所要 時間	車を利用した 場合の 所要時間		
健康管理センター																			
98	公益社団法人鹿児島県労働基準協会ヘルスサポートセンター鹿児島												16	鹿児島県鹿児島市東開町4-96	11.0	バス・市電	1時間	26分	
99	公益財団法人 鹿児島県民総合保健センター												32	鹿児島県鹿児島市下伊敷3丁目1-7	0.8	徒歩	10分	3分	
100	JA鹿児島厚生連病院 健康管理センター												20	鹿児島県鹿児島市与次郎1丁目13-1	6.9	バス	40分	18分	
101	全国健康保険協会 鹿児島支部												12	鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階	4.7	バス	26分	11分	
学校																			
102	学校法人津曲学園 鹿児島高等学校												56	鹿児島県鹿児島市薬師1丁目21-9	3.3	バス	18分	8分	
103	学校法人津曲学園 鹿児島修学館中学校・高等学校												24	鹿児島県鹿児島市永吉二丁目9-1	1.8	バス	15分	5分	
	実習生受け入れ延人数	160	80	240	240	80	160	196	240	198	80	160							

■ 実習施設所在図



鹿児島市
(伊敷・吉野・吉田・郡山地域)
17,18,20,21,23,26,29,34,60,90,91,92,94,95,99

鹿児島市
(谷山・中央・松元地域)
1,4,6,7,8,9,10,11,14,15,16,19,22,24,27,28,30
35,40,41,42,43,44,45,46,47,61,62,63,64,81,82
83,84,85,86,87,88,89,96,98,100,101,102,103

病院	精神障害者社会復帰施設等	市町村・保健センター	
1 独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター	31 社会福祉法人こだま会 地域活動支援センター にじの途	60 鹿児島市北部保健センター	90 鹿児島市長寿あんしん相談センター伊敷台
2 独立行政法人国立病院機構南九州病院	32 社会福祉法人こだま会 就労継続支援B型事業所ゆめの樹	61 鹿児島市東部保健センター	91 鹿児島市長寿あんしん相談センター西伊敷
3 独立行政法人国立病院機構指宿医療センター	33 社会福祉法人こだま会 グループホームピア・アクティブ	62 鹿児島市西部保健センター	92 鹿児島市長寿あんしん相談センター吉野
4 鹿児島市立病院	34 医療法人有隣会伊敷病院(デイケア)	63 鹿児島市中央保健センター	93 鹿児島市長寿あんしん相談センター極島
5 鹿児島市立医師会医療センター	35 就労継続支援B型事業所あい	64 鹿児島市南部保健センター	94 鹿児島市長寿あんしん相談センター吉田
6 公益社団法人鹿児島共済会 南風病院	地域生活支援施設等	65 いちき串木野市長寿介護課	95 鹿児島市長寿あんしん相談センター郡山
7 公益財団法人慈愛会 今村総合病院	36 社会福祉法人クオラ 特別養護老人ホーム マロリエ	66 串木野健康増進センター	96 鹿児島市長寿あんしん相談センター松元
8 公益財団法人慈愛会 谷山病院	37 医療法人クオラ 介護老人保健施設 クオリエ	67 日置市役所健康保険課	健康管理センター
9 JA鹿児島厚生連病院	38 医療法人クオラ グループホーム アリエ	68 知覧保健センター	98 公益社団法人鹿児島県労働基準協会ヘルスサポートセンター鹿児島
10 社会医療法人博愛会 相良病院	39 医療法人クオラ 訪問看護・リハ クオラU	69 指宿市健康福祉部	99 公益財団法人 鹿児島県民総合保健センター
11 公益社団法人昭和会 いまきいれ総合病院	40 公益社団法人鹿児島共済会 訪問看護ステーションみなみ風	70 阿久根市健康増進課	100 JA鹿児島厚生連病院 健康管理センター
12 医療法人蒼風会 こだま病院	41 公益社団法人鹿児島共済会 居宅介護事業所みなみ風	71 霧島市役所保健福祉部すこやか保健センター	101 JA鹿児島厚生連病院 健康管理部
13 医療法人クオラ クオラリハビリテーション病院	42 公益社団法人鹿児島共済会 療養通所介護事業所みなみ風	72 鹿屋市保健福祉部健康増進課 保健相談センター	学校
保育園等	43 公益社団法人鹿児島共済会 看護小規模多機能型居宅介護事業所みなみ風	73 垂水市役所保健課	102 学校法人津曲学園 鹿児島高等学校
14 すこやか子育て交流館 りぼんかん	44 医療法人蒼風会 田上記念病院	74 東串良町役場福祉課	103 学校法人津曲学園 鹿児島修善館中学校・高等学校
15 東部親子ついの広場 なかまっち	45 医療法人蒼風会 介護老人保健施設ナッシングホーム田上苑	75 錦江町役場健康保険課	
16 南部親子ついの広場 たにっこりん	46 医療法人蒼風会 介護支援事業所はるかぜ	76 南大隅町役場町民保健課・介護福祉課	
17 北部親子ついの広場 なかよし	47 有限会社友星メディカル 西陵訪問看護ステーション	77 肝付町役場健康増進課	
18 西部親子ついの広場 いしきらら	48 びびぐすまいる訪問看護ステーション	78 曾於市役所保健課	
19 社会福祉法人鹿児島市社会事業協会 やくし乳児院	保健所	79 志布志市役所有明支所保健課	
20 社会福祉法人鹿児島市社会事業協会 玉里保育園	49 伊集院保健所	80 大崎町役場保健福祉課健康増進係	
21 社会福祉法人鹿児島市社会事業協会 あたご保育園	50 加世田保健所	地域包括支援センター	
22 社会福祉法人鹿児島市社会事業協会 業師保育園	51 指宿保健所	81 鹿児島市長寿あんしん相談センター中央	
23 社会福祉法人鹿児島市社会事業協会 下伊敷保育園	52 川薩保健所	82 鹿児島市長寿あんしん相談センター上町	
24 鹿児島医療センター内つくし保育園	53 出水保健所	83 鹿児島市長寿あんしん相談センター鴨池北	
25 鹿児島県立加治木養護学校	54 姶良保健所	84 鹿児島市長寿あんしん相談センター鴨池南	
グループホーム	55 大口保健所	85 鹿児島市長寿あんしん相談センター城田	
26 医療法人蒼風会 グループホームはるかぜ	56 鹿屋保健所	86 鹿児島市長寿あんしん相談センター武・田上	
27 医療法人蒼風会 グループホーム明和の家	57 志布志保健所	87 鹿児島市長寿あんしん相談センター谷山北	
28 医療法人蒼風会 グループホームはるかぜ黎明	58 西之表保健所	88 鹿児島市長寿あんしん相談センター谷山中央	
29 医療法人蒼風会 グループホームはるかぜ西伊敷	59 名瀬保健所	89 鹿児島市長寿あんしん相談センター谷山南	
30 医療法人蒼風会 グループホームはるかぜ新屋敷			

【病院】

1. 独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター
2. 独立行政法人国立病院機構南九州病院
3. 独立行政法人国立病院機構指宿医療センター
4. 鹿児島市立病院
5. 霧島市立医師会医療センター
6. 公益社団法人鹿児島共済会 南風病院
7. 公益財団法人慈愛会 今村総合病院
8. 公益財団法人慈愛会 谷山病院
9. JA 鹿児島厚生連病院
10. 社会医療法人博愛会 相良病院
11. 公益社団法人昭和会 いまきいれ総合病院
12. 医療法人蒼風会 こだま病院
13. 医療法人クオラ クオラリハビリテーション病院

【保育園等】

14. すこやか子育て交流館(りぼんかん)
15. 東部親子つどいの広場(なかまっち)
16. 南部親子つどいの広場(たにっこりん)
17. 北部親子集いの広場(なかよしの)
18. 西部親子つどいの広場(いしきらら)
19. 社会福祉法人鹿児島市社会事業協会やくし乳児院
20. 社会福祉法人鹿児島市社会事業協会 玉里保育園
21. 社会福祉法人鹿児島市社会事業協会 あたご保育園
22. 社会福祉法人鹿児島市社会事業協会 薬師保育園
23. 社会福祉法人鹿児島市社会事業協会 下伊敷保育園
24. 鹿児島医療センター内つくし保育園
25. 鹿児島県立加治木養護学校

【グループホーム】

26. 医療法人春風会 グループホームはるかぜ
27. 医療法人春風会 グループホーム明和の家
28. 医療法人春風会 グループホームはるかぜ黎明
29. 医療法人春風会 グループホームはるかぜ西伊敷
30. 医療法人春風会 グループホームはるかぜ新屋敷

【精神障害者社会復帰施設等】

31. 社会福祉法人こだま会 地域活動支援センター にじの途
32. 社会福祉法人こだま会 就労継続支援 B 型事業所ゆめの樹
33. 社会福祉法人こだま会 グループホームピア・アクティヴ
34. 医療法人有隣会伊敷病院
35. 就労継続支援 B 型事業所あい

【地域生活支援施設等】

36. 社会福祉法人クオラ 特別養護老人ホーム マモリエ
37. 医療法人クオラ 介護老人保健施設 クオリエ
38. 医療法人クオラ グループホーム アリエ
39. 医療法人クオラ 訪問看護・リハ クオラ U
40. 公益社団法人鹿児島共済会 訪問看護ステーションみなみ風
41. 公益社団法人鹿児島共済会 居宅介護事業所みなみ風
42. 公益社団法人鹿児島共済会 療養通所介護事業所みなみ風
43. 公益社団法人鹿児島共済会 看護小規模多機能型居宅介護事業所みなみ風
44. 医療法人春風会 田上記念病院
45. 医療法人春風会 介護老人保健施設ナーシングホーム田上苑
46. 医療法人春風会 介護支援事業所はるかぜ
47. 有限会社友星メディカル 西陵訪問看護ステーション
48. びっぐすまいる訪問看護ステーション

【保健所】

49. 伊集院保健所
50. 加世田保健所
51. 指宿保健所
52. 川薩保健所
53. 出水保健所
54. 始良保健所
55. 大口保健所
56. 鹿屋保健所
57. 志布志保健所
58. 西之表保健所
59. 名瀬保健所

【市町村・保健センター】

60. 鹿児島市北部保健センター
61. 鹿児島市東部保健センター
62. 鹿児島市西部保健センター

63. 鹿児島市中央保健センター
64. 鹿児島市南部保健センター
65. いちき串木野市長寿介護課
66. 串木野健康増進センター
67. 日置市役所健康保険課
68. 知覧保健センター
69. 指宿市健康福祉部
70. 阿久根市健康増進課
71. 霧島市役所保健福祉部すこやか保健センター
72. 鹿屋市保健福祉部健康増進課保健相談センター
73. 垂水市役所保健課
74. 東串良町役場福祉課
75. 錦江町役場健康保険課
76. 南大隅町役場町民保険課・介護福祉課
77. 肝付町役場健康増進課
78. 曾於市役所保健課
79. 志布志市役所所有明支所保健課
80. 大崎町役場保健福祉課健康増進係

【地域包括支援センター】

81. 鹿児島市長寿あんしん相談センター中央
82. 鹿児島市長寿あんしん相談センター上町
83. 鹿児島市長寿あんしん相談センター鴨池北
84. 鹿児島市長寿あんしん相談センター鴨池南
85. 鹿児島市長寿あんしん相談センター城西
86. 鹿児島市長寿あんしん相談センター武・田上
87. 鹿児島市長寿あんしん相談センター谷山北
88. 鹿児島市長寿あんしん相談センター谷山中央
89. 鹿児島市長寿あんしん相談センター谷山南
90. 鹿児島市長寿あんしん相談センター伊敷台
91. 鹿児島市長寿あんしん相談センター西伊敷
92. 鹿児島市長寿あんしん相談センター吉野
93. 鹿児島市長寿あんしん相談センター桜島
94. 鹿児島市長寿あんしん相談センター吉田
95. 鹿児島市長寿あんしん相談センター郡山
96. 鹿児島市長寿あんしん相談センター松元
97. 鹿児島市長寿あんしん相談センター喜入

【健康管理センター】

- 98. 公益財団法人鹿児島県労働基準協会ヘルスサポートセンター鹿児島
- 99. 公益財団法人 鹿児島県民総合保健センター
- 100. JA 鹿児島厚生連病院 健康管理センター
- 101. 全国健康保険協会 鹿児島支部

【学校】

- 102. 学校法人津曲学園 鹿児島高等学校
- 103. 学校法人津曲学園 鹿児島修学館中学校・高等学校

令和7年度実習計画表(案) <3年次前期実習計画表>

学生 番号	4月				5月			6月			7月				8月							
	7	14	21	28	5	12	19	26	2	9	16	23	30	7	14	21	28	4	11	18	25	
1																						
2		【成育Ⅰ】 玉置保育園 佐々木教授 厚地助手	【成育Ⅰ】 指指医療センター (産科) 鳥越教授・厚地助手	【成育Ⅰ】 子育て支援 西沼講師 梅木助教																		
3																						
4			【成育Ⅰ】 子育て支援 佐々木教授 厚地助手	【成育Ⅰ】 あだこ保育園 佐々木教授 西沼講師 梅木助教																		
5		【成育Ⅰ】 つしん保育園 佐々木教授・厚地助手	【成育Ⅰ】 子育て支援 佐々木教授 厚地助手																			
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22		【精神】 こだま病院(病棟) 安藤准教授・平松助教	【精神】 こだま病院(病棟) 安藤准教授・平松助教	【精神】 こだま病院(病棟) 安藤准教授・平松助教																		
23																						
24																						
25																						
26																						
27																						
28																						
29																						
30																						
31																						
32																						
33																						
34																						
35																						
36																						
37																						
38																						
39																						
40																						
41																						
42																						
43																						
44																						
45																						
46																						
47																						
48																						
49																						
50																						
51																						
52																						
53																						
54																						
55																						
56																						
57																						
58																						
59																						
60																						
61																						
62																						
63																						
64																						
65																						
66																						
67																						
68																						
69																						
70																						
71																						
72																						
73																						
74																						
75																						
76																						
77																						
78																						
79																						
80																						

	健康回復看護総論実習	看護展開基礎実習	健康増進ケア論実習	成育健康回復ケア論実習Ⅰ	成育健康回復ケア論実習Ⅱ	成人健康回復ケア論実習	老年健康回復ケア論実習	精神健康回復ケア論実習	在宅健康回復ケア論実習	長期療養生活ケア論実習	健康増進ケア論発展実習
教授	中馬成子 鳥越郁代 佐々木くみ子 山田巧 河口朝子 堤由美子 丹羽さよ子	中馬成子 鳥越郁代 佐々木くみ子 山田巧 河口朝子 堤由美子	米増直美	鳥越郁代 佐々木くみ子	鳥越郁代 佐々木くみ子	山田巧	河口朝子	堤由美子	丹羽さよ子	中馬成子	米増直美
准教授	安藤光子	中俣直美 武亜希子 安藤光子	稲留直子 塩満智子			中俣直美 武亜希子		安藤光子	小玉博子	中俣直美	稲留直子 塩満智子
講師	有村優子 一宮絵美	有村優子 西頭知子 一宮絵美 野中弘美		西頭知子	西頭知子		野中弘美			有村優子 一宮絵美	
助教	石川志保 久富木有加	石川志保 梅木由紀 持留里奈 春田陽子 平松明子		梅木由紀	梅木由紀	持留里奈	小原めぐみ	春田陽子 平松明子	水迫友和 久富木有加	石川志保 久富木有加 小原めぐみ	
専任教員数	12	18	3	4	4	4	3	4	4	7	3
助手		田中友和子 厚地ゆり 津曲真二	日高紗由美	田中友和子 厚地ゆり	田中友和子 厚地ゆり		津曲真二				日高紗由美
非常勤臨地実習サポーター			2 ※1	1	2 ※2				1		2

※1 健康増進ケア論実習の非常勤臨地実習サポーターは、鹿児島、南薩、北薩、姶良・伊佐、大隅、熊毛、大島の7地域に1人ずつ配置し、当該地域の実習時に配置する。

※2 成育健康回復ケア論実習Ⅱの非常勤臨地実習サポーターは2名となっているが、成育健康回復ケア論実習Ⅰと実習施設が同じため、2名の内1名はⅠと兼任とする。

健康回復看護総論実習（1単位：45時間）

科目責任者：有村優子

担当教員：中馬成子・一宮絵美・石川志保・久富木有加（基礎看護学）

鳥越郁代・佐々木くみ子（成育看護学）

山田巧（成人看護学）

河口朝子（老年看護学）

堤由美子・安藤光子（精神看護学）

丹羽さよ子（在宅看護学）

実習期間：6月第3週

実習施設	国立病院機構鹿児島医療センター	国立病院機構鹿児島医療センター		鹿児島市立病院		南風病院	今村総合病院		厚生連病院	相良病院	いまきいれ総合病院	主担当科目の授業予定及び実習代行者	
	8病棟	外来A	外来B	外来A	外来B	外来	外来A	外来B	外来	外来	外来		
総数	80名	16名		16名		8名	16名		8名	8名	8名		
1G当たり	5名	8 (4×2) 名		8 (4×2) 名		4名	8 (4×2) 名		4名	4名	4名		
土	1	学内実習 ・全体オリエンテーション ・既修得内容の復習・整理 ・実習グループ別オリエンテーション ・実習課題の予習・明確化											
	2												
月	1	有村	/										他学年の授業は休講にして本実習を実施する。3年次の健康回復ケア論実習は同時進行となるため、本実習以外の下記担当者で行う。 (成育健康回復ケア論実習Ⅰ)
	2	中馬											
	3	山田											
	4	一宮 久富木											
	5	(80名)											
火	1	有村	石川	石川	鳥越	鳥越	河口	丹羽	丹羽	佐々木	堤	安藤	西頭・梅木・(厚地・田中) (成育健康回復ケア論実習Ⅱ) 西頭・梅木・(厚地・田中) (成人健康回復ケア論実習) 中俣・武・持留
	2	中馬											
	3	山田											
	4	一宮 久富木											
	5	(40名)											
水	1	/	石川	石川	鳥越	鳥越	河口	丹羽	丹羽	佐々木	堤	安藤	(老年健康回復ケア論実習) 野中・小原・(津曲) (精神健康回復ケア論実習) 春田・平松 (在宅健康回復ケア論実習)
	2	/											
	3	/											
	4	/											
	5	/											
木	1	有村	石川	石川	鳥越	鳥越	河口	丹羽	丹羽	佐々木	堤	安藤	小玉・水迫
	2	中馬											
	3	山田											
	4	一宮 久富木											
	5	(40名)											
金	1	/	石川	石川	鳥越	鳥越	河口	丹羽	丹羽	佐々木	堤	安藤	
	2	/											
	3	/											
	4	/											
	5	/											
土	1	学内実習 ・実習内容の振り返りと整理 ・実習成果の発表・討論・まとめ ・理論と実践の統合 ・実習用e-ポートフォリオの記載											
	2												

看護展開基礎論実習（2単位：90時間）

科目責任者：有村優子

担当教員：中馬成子・一宮絵美・石川志保（基礎看護学）

鳥越郁代・佐々木くみ子・西頭知子・梅木由紀・助手：田中友和子・厚地ゆり（成育看護学）

山田巧・中俣直美・武亜希子・持留里奈（成人看護学）

河口朝子・野中弘美・助手：津曲真二（老年看護学）

堤由美子・安藤光子・春田陽子・平松明子（精神看護学）

実習期間：9月第3週

実習施設	国立病院機構 鹿児島医療センター						国立病院機構南 九州病院			国立病 院機構 指宿医 療セン ター	霧島市立 医師会 医療セン ター		南風病院		今村総 合病院	厚生連 病院	主担当科目の授業 予定及び実習代行 者		
	病棟A	病棟B	病棟C	病棟D	病棟E	病棟F	病棟A	病棟B	病棟C	病棟A	病棟B	病棟A	病棟B						
総数	30名						15名			5名	10名		10名		5名	5名	夏季休業期間であるため、授業等はない。健康増進ケア論実習のみ重複するが、健康増進ケア論実習の担当者は、本実習は担当しない。		
1G当たり	5名						5名			5名	5名		5名		5名	5名			
月	1	学内実習																	
	2	・全体オリエンテーション																	
	3	・既修得内容の復習・整理						・実習グループ別オリエンテーション											
	4	・自己の実習課題の明確化						・実習課題の予習・明確化											
	5	・技術演習																	
火	1																		
	2																		
	3	中馬	山田	梅木	持留	春田	平松	中俣	石川	佐々木厚地	鳥越田中	西頭	野中	河口津曲	一宮	堤安藤		武	
	4																		
	5																		
水	1																		
	2																		
	3	中馬	山田	梅木	持留	春田	平松	中俣	石川	佐々木厚地	鳥越田中	西頭	野中	河口津曲	一宮	堤安藤	武		
	4																		
	5																		
木	1																		
	2																		
	3	中馬	山田	梅木	持留	春田	平松	中俣	石川	佐々木厚地	鳥越田中	西頭	野中	河口津曲	一宮	堤安藤	武		
	4																		
	5																		
金	1																		
	2																		
	3	中馬	山田	梅木	持留	春田	平松	中俣	石川	佐々木厚地	鳥越田中	西頭	野中	河口津曲	一宮	堤安藤	武		
	4																		
	5																		
月	1																		
	2																		
	3	中馬	山田	梅木	持留	春田	平松	中俣	石川	佐々木厚地	鳥越田中	西頭	野中	河口津曲	一宮	堤安藤	武		
	4																		
	5																		
火	1																		
	2																		
	3	中馬	山田	梅木	持留	春田	平松	中俣	石川	佐々木厚地	鳥越田中	西頭	野中	河口津曲	一宮	堤安藤	武		
	4																		
	5																		
水	1																		
	2																		
	3	中馬	山田	梅木	持留	春田	平松	中俣	石川	佐々木厚地	鳥越田中	西頭	野中	河口津曲	一宮	堤安藤	武		
	4																		
	5																		
木	1																		
	2																		
	3	中馬	山田	梅木	持留	春田	平松	中俣	石川	佐々木厚地	鳥越田中	西頭	野中	河口津曲	一宮	堤安藤	武		
	4																		
	5																		
金	1	学内実習																	
	2	・実習内容の振り返りと整理						・理論と実践の統合											
	3	・実習成果の発表・討論・まとめ																	
	4	・実習用e-ポートフォリオの記載																	
	5	・実習自己評価・担当教員との個人面接																	

健康増進ケア論実習 (3単位：135時間)

科目責任者：米増直美

担当教員：塩満智子・稲留直子・日高紗由美 (助手)

実習期間：(前期) 5月第2週～7月末、(後期) 9月第3週～12月第1週

実習施設	5月第2週～7月末、9月第3週～12月第1週		7月第2週～4週、9月第3週～10月第3週			主担当科目の授業予定及び実習代行者
	鹿兒島県保健所 (伊集院、加世田、指宿、川霧、田平、指原、大川、東郷、志布志、西之表、名瀬)	県内市町村 (いちき串木野、日置、南九州、指宿、阿久根、霧島、鹿屋、垂水、東串良、錦江、南大隅、肝付、曾於、志布志、大隅)	鹿兒島市保健センター (北部、東部、西部、中央、南部)	鹿兒島市長寿あんしん相談センター (中央、上町、鴨池北、鴨池南、城西、武・田上、谷山北、谷山中央、谷山南、伊敷台、西伊敷、吉野、桜島、吉田、郡山、松元、喜入)	びっぐすまいる	
総数	57名	57名	23名	23名	23名	
16当たり	2～9名	1～3名	2～3名	1～2名	2～3名	
月	<ol style="list-style-type: none"> 1 学内実習＜理論と実践の統合Ⅰ＞ 2 ・オリエンテーション 3 ・実習の目的目標を確認し、準備性を高める 4 ・実習プログラムを踏まえ、自らの課題を整理し、取り組み方法を確認する 5 ・健康教育の準備を行う 					1(後)健康と看護：米増 4(前・後)卒業研究Ⅰ・Ⅱ：米増・塩満・稲留
火	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留 塩満 4 (臨地実習サポーター) 2名 5 	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留 塩満 (日高) 4 5 	米増 日高	米増 日高	米増 日高	1(後)健康増進看護総論Ⅰ：塩満・稲留→臨地実習サポーターと調整 2(前)健康増進ケア論Ⅰ：米増→日高代行 2(後)健康増進ケア論Ⅱ：塩満・稲留→臨地実習サポーターと調整 2(後)健康増進ケア論Ⅲ：米増→日高代行、塩満・稲留→臨地実習サポーターと調整 4(前)看護管理論：米増→日高代行
水	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留 塩満 4 (臨地実習サポーター) 2名 5 	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留・塩満 (日高) 4 5 	米増 日高	米増 日高	米増 日高	1(後)看護学概論：稲留→塩満代行 4(後)看護統合演習：米増→日高代行
木	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留 塩満 4 (臨地実習サポーター) 2名 5 	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留・塩満 (日高) 4 5 	米増 日高	米増 日高	米増 日高	2(前)保健医療福祉行政論：米増→日高代行、稲留→塩満代行
金	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留 塩満 4 (臨地実習サポーター) 2名 5 	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留・塩満 (日高) 4 5 	米増 日高	米増 日高	米増 日高	2(後)健康増進ケア論Ⅳ：塩満・稲留→臨地実習サポーターと調整
月	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留 塩満 4 (臨地実習サポーター) 2名 5 	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留・塩満 (日高) 4 5 	米増 日高	米増 日高	米増 日高	1(後)健康と看護：米増→日高代行 4(前・後)卒業研究Ⅰ・Ⅱ：米増→日高代行、塩満・稲留→臨地実習サポーターと調整
火	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留 塩満 4 (臨地実習サポーター) 2名 5 	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留 塩満 (日高) 4 5 	米増 日高	米増 日高	米増 日高	1(後)健康増進看護総論Ⅰ：塩満・稲留→臨地実習サポーターと調整 2(前)健康増進ケア論Ⅰ：米増→日高代行 2(後)健康増進ケア論Ⅱ：塩満・稲留→臨地実習サポーターと調整 2(後)健康増進ケア論Ⅲ：米増→日高代行、塩満・稲留→臨地実習サポーターと調整 4(前)看護管理論：米増→日高代行
水	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留 塩満 4 (臨地実習サポーター) 2名 5 	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留・塩満 (日高) 4 5 	米増 日高	米増 日高	米増 日高	1(後)看護学概論：稲留→塩満代行 4(後)看護統合演習：米増→日高代行
木	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留 塩満 4 (臨地実習サポーター) 2名 5 	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留・塩満 (日高) 4 5 	米増 日高	米増 日高	米増 日高	2(前)保健医療福祉行政論：米増→日高代行、稲留→塩満代行
金	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留 塩満 4 (臨地実習サポーター) 2名 5 	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留・塩満 (日高) 4 5 	米増 日高	米増 日高	米増 日高	2(後)健康増進ケア論Ⅳ：塩満・稲留→臨地実習サポーターと調整
月	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留 塩満 4 (臨地実習サポーター) 2名 5 	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留・塩満 (日高) 4 5 	米増 日高	米増 日高	米増 日高	1(後)健康と看護：米増→日高代行 4(前・後)卒業研究Ⅰ・Ⅱ：米増→日高代行、塩満・稲留→臨地実習サポーターと調整
火	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留 塩満 4 (臨地実習サポーター) 2名 5 	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留 塩満 (日高) 4 5 	米増 日高	米増 日高	米増 日高	1(後)健康増進看護総論Ⅰ：塩満・稲留→臨地実習サポーターと調整 2(前)健康増進ケア論Ⅰ：米増→日高代行 2(後)健康増進ケア論Ⅱ：塩満・稲留→臨地実習サポーターと調整 2(後)健康増進ケア論Ⅲ：米増→日高代行、塩満・稲留→臨地実習サポーターと調整 4(前)看護管理論：米増→日高代行
水	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留 塩満 4 (臨地実習サポーター) 2名 5 	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留・塩満 (日高) 4 5 	米増 日高	米増 日高	米増 日高	1(後)看護学概論：稲留→塩満代行 4(後)看護統合演習：米増→日高代行
木	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留 塩満 4 (臨地実習サポーター) 2名 5 	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 稲留・塩満 (日高) 4 5 	米増 日高	米増 日高	米増 日高	2(前)保健医療福祉行政論：米増→日高代行、稲留→塩満代行
金	<ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 学内実習＜理論と言実践の統合Ⅱ＞ 4 ・実習体験の学びをもとに討論し、生活の営みの中で人々の健康生活を支える看護のあり方と看護活動、それらの活動の基盤となる看護学についての理解を深めるとともに、看護職の社会的使命について考える機会とする。 5 ・実習用e-ポートフォリオの記載 6 ・実習自己評価・担当教員との個人面接 					2(後)健康増進ケア論Ⅳ：塩満・稲留

※ () 内に示す教員は、鹿兒島市の実習がない週は市町村実習の実習補助者とする

育成健康回復ケア論実習Ⅰ（3単位：135時間）

科目責任者：佐々木くみ子

担当教員：鳥越郁代・西頭知子・梅木由紀・田中友和子（助手）・厚地ゆり（助手）

実習期間：（前期）4月第2週～7月末、（後期）10月第1週～12月第1週

実習施設	保育園					子育て支援施設 (りぼんかん、なかまっち、たにっこりん、なかよしの、いしきらら)	国立病院機構指 宿医療センター (産科外来)	やくし乳児 院	加治木養護 学校	主担当科目の授業予定及び実習代行者	
	玉里	あたご	薬師	下伊敷	つくし						
総数	16名	16名	16名	16名	16名	80名	40名	16名	24名		
1G当たり	4名	4名	4名	4名	1～2名	10(2～5×3)名	5(2～3×2)名	2名	3名		
月	1	佐々木 厚地					佐々木 厚地	鳥越 田中 (臨地実習サポ ーター)			2前) 育成健康回復ケア概論:鳥越→田中代行、佐々木→厚地代行 2後) 育成健康回復ケア論Ⅱ:鳥越→田中代行、佐々木→厚地代行 4前・後) 卒業研究Ⅰ・Ⅱ:鳥越→田中代行、佐々木→厚地代行 4後) 看護キャリア発達論:鳥越→田中代行
	2										
	3										
	4										
	5										
火	1	佐々木 厚地					佐々木 厚地	鳥越 田中 (臨地実習サポ ーター)			1後) 健康増進看護総論Ⅱ:鳥越→田中代行、佐々木→厚地代行
	2										
	3										
	4										
	5										
水	1	佐々木 厚地					佐々木 厚地	鳥越 田中 (臨地実習サポ ーター)			1後) いのちと看護:鳥越→田中代行 4後) 看護統合演習:鳥越→田中代行、佐々木→厚地代行
	2										
	3										
	4										
	5										
木	1	佐々木 厚地					佐々木 厚地	鳥越 田中 (臨地実習サポ ーター)			1前) 育成健康回復ケア論Ⅰ:鳥越→田中代行、佐々木→厚地代行
	2										
	3										
	4										
	5										
金	1	学内実習<理論と実践の統合>								2後) 家族看護論:佐々木	
	2	・実習内容の振り返りと整理									
	3	・理論と実践の統合									
	4	・実習の学びから実習内容に関連するテーマを設定し、意見交換、まとめ									
	5										
月	1	佐々木 梅木					佐々木 梅木	鳥越 田中 (臨地実習サポ ーター)	佐々木 梅木	佐々木 梅木	2前) 育成健康回復ケア概論:鳥越→田中代行、佐々木→梅木代行 2後) 育成健康回復ケア論Ⅱ:鳥越→田中代行、佐々木→梅木代行 4前・後) 卒業研究Ⅰ・Ⅱ:鳥越→田中代行、佐々木→梅木代行 4後) 看護キャリア発達論:鳥越→田中代行
	2										
	3										
	4										
	5										
火	1	佐々木 梅木					佐々木 梅木	鳥越 田中 (臨地実習サポ ーター)	佐々木 梅木	佐々木 梅木	1後) 健康増進看護総論Ⅱ:鳥越→田中代行、佐々木→梅木代行
	2										
	3										
	4										
	5										
水	1	佐々木 梅木					佐々木 梅木	鳥越 田中 (臨地実習サポ ーター)	佐々木 梅木	佐々木 梅木	1後) いのちと看護:鳥越→田中代行 4後) 看護統合演習:鳥越→田中代行、佐々木→梅木代行
	2										
	3										
	4										
	5										
木	1	佐々木 梅木					佐々木 梅木	鳥越 田中 (臨地実習サポ ーター)	佐々木 梅木	佐々木 梅木	1前) 育成健康回復ケア論Ⅰ:鳥越→田中代行、佐々木→梅木代行
	2										
	3										
	4										
	5										
金	1	学内実習<理論と実践の統合>								2後) 家族看護論:佐々木	
	2	・実習内容の振り返りと整理									
	3	・理論と実践の統合									
	4	・実習の学びから実習内容に関連するテーマを設定し、意見交換、まとめ									
	5										
月	1	佐々木 西頭 梅木			佐々木 梅木	西頭 梅木				2前) 育成健康回復ケア概論:佐々木・西頭→梅木代行 2後) 育成健康回復ケア論Ⅱ:佐々木・西頭→梅木代行 4前・後) 卒業研究Ⅰ・Ⅱ:佐々木・西頭→梅木代行	
	2										
	3										
	4										
	5										
火	1	佐々木 西頭 梅木			佐々木 梅木	西頭 梅木				1後) 健康増進看護総論Ⅱ:佐々木・西頭→梅木代行	
	2										
	3										
	4										
	5										
水	1	佐々木 西頭 梅木			佐々木 梅木	西頭 梅木				4後) 看護統合演習:佐々木→梅木代行	
	2										
	3										
	4										
	5										
木	1	佐々木 西頭 梅木			佐々木 梅木	西頭 梅木				1前) 育成健康回復ケア論Ⅰ:佐々木・西頭→梅木代行 2後) 生活機能援助論Ⅶ:西頭→梅木代行	
	2										
	3										
	4										
	5										
金	1	学内実習<理論と実践の統合>								2後) 家族看護論:佐々木	
	2	・実習内容の振り返りと整理									
	3	・理論と実践の統合									
	4	・実習の学びから実習内容に関連するテーマを設定し、意見交換、まとめ									
	5	・実習用e-ポートフォリオの記載									

※遠隔地である国立病院機構指宿医療センターについては、非常勤の臨地実習サポーター1名ずつ配置

成育健康回復ケア論実習Ⅱ (3単位：135時間)

科目責任者：鳥越郁代

担当教員：佐々木くみ子・西頭知子・梅木由紀・田中友和子(助手)・厚地ゆり(助手)

実習期間：(前期)4月第2週～7月末、(後期)10月第1週～12月第1週

実習施設	国立病院機構指宿医療センター		霧島市立医師会医療センター	鹿児島市立病院	国立病院機構南九州病院	主担当科目の授業予定及び実習代行者	
	産科病棟	小児病棟・外来					
総数	56名	40名	40名	24名	80名		
1G当たり	7(3~4×2)名	5(2~3×2)名	5(2~3×2)名	3名	5名		
月	1 2 3 4 5	鳥越田中 鳥越梅木 (臨地実習サポーター)	西頭 (臨地実習サポーター)				2前)成育健康回復ケア概論:鳥越→梅木・田中代行、西頭→臨地実習サポーターと調整 2後)成育健康回復ケア論Ⅱ:鳥越→梅木・田中代行、西頭→臨地実習サポーターと調整 4前・後)卒業研究Ⅰ・Ⅱ:鳥越→梅木・田中代行、西頭→臨地実習サポーターと調整 4後)看護キャリア発達論:鳥越→梅木・田中代行
火	1 2 3 4 5	鳥越田中 鳥越梅木 (臨地実習サポーター)	西頭 (臨地実習サポーター)			1後)健康増進看護総論Ⅱ:鳥越→梅木・田中代行、西頭→臨地実習サポーターと調整	
水	1 2 3 4 5	鳥越田中 鳥越梅木 (臨地実習サポーター)	西頭 (臨地実習サポーター)			1後)いのちと看護:鳥越→梅木・田中代行	
木	1 2 3 4 5	鳥越田中 鳥越梅木 (臨地実習サポーター)	西頭 (臨地実習サポーター)			2前)成育健康回復ケア論Ⅰ:鳥越→梅木・田中代行、西頭→臨地実習サポーターと調整 2後)生活機能援助論Ⅶ:西頭→臨地実習サポーターと調整	
金	1 2 3 4 5	鳥越田中 鳥越梅木 (臨地実習サポーター)	西頭 (臨地実習サポーター)				
月	1 2 3 4 5	鳥越田中 鳥越厚地 (臨地実習サポーター)	佐々木 (臨地実習サポーター)	西頭		2前)成育健康回復ケア概論:鳥越→田中・厚地代行、西頭→臨地実習サポーターと調整 2後)成育健康回復ケア論Ⅱ:鳥越→田中・厚地代行、西頭→臨地実習サポーターと調整 4前・後)卒業研究Ⅰ・Ⅱ:鳥越→田中・厚地代行、佐々木・西頭→臨地実習サポーターと調整 4後)看護キャリア発達論:鳥越→厚地代行	
火	1 2 3 4 5	鳥越田中 鳥越厚地 (臨地実習サポーター)	佐々木 (臨地実習サポーター)	西頭		1後)健康増進看護総論Ⅱ:鳥越→田中・厚地代行、佐々木→臨地実習サポーターと調整、西頭→実習指導者と連携	
水	1 2 3 4 5	鳥越田中 鳥越厚地 (臨地実習サポーター)	佐々木 (臨地実習サポーター)	西頭		1後)いのちと看護:鳥越→田中・厚地代行	
木	1 2 3 4 5	鳥越田中 鳥越厚地 (臨地実習サポーター)	佐々木 (臨地実習サポーター)	西頭		2前)成育健康回復ケア論Ⅰ:鳥越→田中・厚地代行、佐々木→臨地実習サポーターと調整、西頭→実習指導者と連携 2後)生活機能援助論Ⅶ:西頭→実習指導者と連携	
金	1 2 3 4 5	鳥越田中 鳥越厚地 (臨地実習サポーター)	佐々木 (臨地実習サポーター)	西頭			
月	1 2 3 4 5			佐々木田中	学内実習<理論と実践の統合>(40名) ・実習内容の振り返りと整理 ・理論と実践の統合	2前)成育健康回復ケア概論:佐々木→田中代行 2後)成育健康回復ケア論Ⅱ:佐々木→田中代行 4前・後)卒業研究Ⅰ・Ⅱ:佐々木→田中代行	
火	1 2 3 4 5			佐々木田中	・実習の学びから実習内容に関連するテーマを設定し、意見交換、まとめ	1後)健康増進看護総論Ⅱ:佐々木→田中代行	
水	1 2 3 4 5				学内実習<理論と実践の統合>(40名) ・実習内容の振り返りと整理 ・理論と実践の統合	1後)いのちと看護:鳥越→厚地代行	
木	1 2 3 4 5				・実習の学びから実習内容に関連するテーマを設定し、意見交換、まとめ	1前)成育健康回復ケア論Ⅰ:鳥越→厚地代行 2前)成育健康回復ケア論Ⅰ:鳥越→厚地代行	
金	1 2 3 4 5	学内実習<理論と実践の統合>(80名) ・実習内容の振り返りと整理 ・実習の学びから実習内容に関連するテーマを設定し、意見交換、まとめ ・実習用e-ポートフォリオの記載 ・理論と実勢の統合 ・実習自己評価・担当教員との個人面接					

※遠隔地である国立病院機構指宿医療センター、霧島市立医師会医療センターについては、非常勤の臨地実習サポーターを1名ずつ配置

成人健康回復ケア論実習（3単位：135時間）

科目責任者：山田巧

担当教員：中俣直美・武重希子・持留里奈

実習期間：（前期）4月第2週～7月末、（後期）10月第1週～12月第1週

実習施設	国立病院機構鹿児島医療センター					主担当科目の授業予定及び実習代行者
	A病棟	B病棟	C病棟	D病棟	E病棟	
総数	80名					
1G当たり	10 (2～3×5) 名					
月	1	<学内実習>理論と実践の統合Ⅰ ・オリエンテーション ・既修得内容の復習・整理 ・実習課題の予習・明確化 ・自己の実習課題の明確化 ・技術演習				1後)健康回復過程論Ⅲ:武 4前)長期療養生活ケア論:中俣 4前・後)卒業研究Ⅰ・Ⅱ:山田・中俣・武
	2					
	3					
	4					
	5					
火	1	山田 武	中俣 持留		1後)生活機能援助論Ⅳ:武→山田代行	
	2					
	3					
	4					
	5					
水	1	山田 武	中俣 持留		2前)成人老年健康回復ケア概論:山田→武代行 4後)看護統合演習:山田→武代行、中俣→持留代行	
	2					
	3					
	4					
	5					
木	1	山田 武	中俣 持留		1前)生活機能援助論Ⅰ:中俣→持留代行、生活機能援助論Ⅱ:山田→武代行 2前)健康回復過程論Ⅰ:山田→武代行、中俣→持留代行 2後)成人健康回復ケア論:山田→武代行、生活機能援助論Ⅷ:山田→武代行	
	2					
	3					
	4					
	5					
金	1	山田 武	中俣 持留		2後)健康増進看護総論Ⅲ:武→山田代行	
	2					
	3					
	4					
	5					
月	1	山田 武	中俣 持留		1後)健康回復過程論Ⅲ:武→山田代行 4前)長期療養生活ケア論:中俣→持留代行 4前・後)卒業研究Ⅰ・Ⅱ:山田・中俣・武→持留代行	
	2					
	3					
	4					
	5					
火	1	山田 武	中俣 持留		1後)生活機能援助論Ⅳ:武→山田代行	
	2					
	3					
	4					
	5					
水	1	山田 武	中俣 持留		2前)成人老年健康回復ケア概論:山田→武代行 4後)看護統合演習:山田→武代行、中俣→持留代行	
	2					
	3					
	4					
	5					
木	1	山田 武	中俣 持留		1前)生活機能援助論Ⅰ:中俣→持留代行、生活機能援助論Ⅱ:山田→武代行 2前)健康回復過程論Ⅰ:山田→武代行、中俣→持留代行 2後)成人健康回復ケア論:山田→武代行、生活機能援助論Ⅷ:山田→武代行	
	2					
	3					
	4					
	5					
金	1	山田 武	中俣 持留		2後)健康増進看護総論Ⅲ:武→山田代行	
	2					
	3					
	4					
	5					
月	1	山田 武	中俣 持留		1後)健康回復過程論Ⅲ:武→山田代行 4前)長期療養生活ケア論:中俣→持留代行 4前・後)卒業研究Ⅰ・Ⅱ:山田・中俣・武→持留代行	
	2					
	3					
	4					
	5					
火	1	山田 武	中俣 持留		1後)生活機能援助論Ⅳ:武→山田代行	
	2					
	3					
	4					
	5					
水	1	山田 武	中俣 持留		2前)成人老年健康回復ケア概論:山田→武代行 4後)看護統合演習:山田→武代行、中俣→持留代行	
	2					
	3					
	4					
	5					
木	1	山田 武	中俣 持留		1前)生活機能援助論Ⅰ:中俣→持留代行、生活機能援助論Ⅱ:山田→武代行 2前)健康回復過程論Ⅰ:山田→武代行、中俣→持留代行 2後)成人健康回復ケア論:山田→武代行、生活機能援助論Ⅷ:山田→武代行	
	2					
	3					
	4					
	5					
金	1	学内実習<理論と実践の統合Ⅱ> ・実習内容の振り返りと整理 ・理論と実践の統合 ・普遍的看護と成人看護学分野特有の看護の明確化 ・実習成果の発表・討論・まとめ ・実習用e-ポートフォリオの記載 ・実習自己評価・担当教員との個人面接			2後)健康増進看護総論Ⅲ:武	
	2					
	3					
	4					
	5					

老年健康回復ケア論実習 (3単位 : 135時間)

科目責任者 : 河口朝子

担当教員 : 野中弘美・小原めぐみ・津曲真二 (助手)

実習期間 : (前期) 4月第2週~7月末、(後期) 10月第1週~12月第1週

実習施設	南風病院	霧島市立医師会 医療センター	グループホーム					主担当科目の授業予定及び実習代行者					
			はるかぜ	明和の家	はるかぜ 黎明	はるかぜ 西伊敷	はるかぜ 新屋敷						
総数	40名	40名	80名										
1G当たり	5名	5名	10 (2×5) 名										
月	<学内実習>理論と実践の統合Ⅰ ・オリエンテーション ・既修得内容の復習・整理 ・実習課題の予習・明確化 ・自己の実習課題の明確化 ・技術演習						1後)健康回復過程論Ⅲ:河口 4前・後)卒業研究Ⅰ・Ⅱ:河口、野中						
火	河口 小原	野中 津曲	/					1前)人間と看護:河口→小原代行 4前)看護管理論:河口→小原代行					
水	河口 小原	野中 津曲						1前)成人老年健康回復ケア概論:河口→小原代行 2後)老年健康回復ケア論:河口→小原代行 4後)看護統合演習:河口→小原代行					
木	河口 小原	野中 津曲											
金	河口 小原	野中 津曲						1後)健康増進看護総論Ⅲ:河口→小原代行 1後)暮らし探索フィールドワーク:河口→小原代行					
月	河口 小原	野中 津曲						1後)健康回復過程論Ⅲ:河口→小原代行 4前・後)卒業研究Ⅰ・Ⅱ:河口→小原代行、野中→津曲代行					
火	河口 小原	野中 津曲						1前)人間と看護:河口→小原代行 4前)看護管理論:河口→小原代行					
水	河口 小原	野中 津曲						1前)成人老年健康回復ケア概論:河口→小原代行 2後)老年健康回復ケア論:河口→小原代行 4後)看護統合演習:河口→小原代行					
木	河口 小原	野中 津曲											
金	河口 小原	野中 津曲						1後)健康増進看護総論Ⅲ:河口→小原代行 1後)暮らし探索フィールドワーク:河口→小原代行					
月								野中 津曲	河口 小原	野中 津曲	河口 小原	野中 津曲	1後)健康回復過程論Ⅲ:河口→小原代行 4前・後)卒業研究Ⅰ・Ⅱ:河口→小原代行、野中→津曲代行
火								野中 津曲	河口 小原	野中 津曲	河口 小原	野中 津曲	1前)人間と看護:河口→小原代行 4前)看護管理論:河口→小原代行
水								野中 津曲	河口 小原	野中 津曲	河口 小原	野中 津曲	1前)成人老年健康回復ケア概論:河口→小原代行 2後)老年健康回復ケア論:河口→小原代行 4後)看護統合演習:河口→小原代行
木	学内実習<理論と実践の統合Ⅱ> ・実習内容の振り返りと整理 ・理論と実践の統合 ・普遍的看護と老年看護学分野特有の看護の明確化 ・実習成果の発表・討論・まとめ ・実習用e-ポートフォリオの記載 ・実習自己評価・担当教員との個人面接												
金								1後)健康増進看護総論Ⅲ:河口 1後)暮らし探索フィールドワーク:河口					

精神健康回復ケア論実習（3単位：135時間）

科目責任者：堤由美子

担当教員：安藤光子・春田陽子・平松明子

実習期間：4月第2週～7月末

実習施設	こだま病院			地域活動センターにじの途	就労継続支援B型事業所ゆめの樹	グループホームピア・アクティブ	主担当科目の授業予定及び実習代行者
	A病棟	B病棟	デイケア				
総数	50名			50名			
1G当たり	5名（2～3×2）名			5名（2～3×2）名			
月	1	<学内実習>理論と実践の統合Ⅰ ・オリエンテーション ・実習課題の予習・明確化 ・既修得内容の復習・整理 ・自己の実習課題の明確化					4前)卒業研究Ⅰ:安藤
	2						
	3						
	4						
	5						
火	1	安藤 平松	春田	春田		2前)生活機能援助論Ⅵ:安藤→平松代行	
	2						
	3						
	4						
	5						
水	1	安藤 平松	春田	春田			
	2						
	3						
	4						
	5						
木	1	安藤 平松	春田	春田			
	2						
	3						
	4						
	5						
金	1	安藤 平松	春田	春田		2前)健康回復看護総論:安藤→平松	
	2						
	3						
	4						
	5						
月	1	安藤 平松	春田	春田		4前)卒業研究Ⅰ:安藤→平松代行	
	2						
	3						
	4						
	5						
火	1	安藤 平松	春田	春田		2前)生活機能援助論Ⅵ:安藤→平松代行	
	2						
	3						
	4						
	5						
水	1	安藤 平松	春田	春田			
	2						
	3						
	4						
	5						
木	1	安藤 平松	春田	春田			
	2						
	3						
	4						
	5						
金	1	安藤 平松	春田	春田		2前)健康回復看護総論:安藤→平松	
	2						
	3						
	4						
	5						
月	1	安藤 平松	春田	春田		4前)卒業研究Ⅰ:安藤→平松代行	
	2						
	3						
	4						
	5						
火	1	安藤 平松	春田	春田		2前)生活機能援助論Ⅵ:安藤→平松代行	
	2						
	3						
	4						
	5						
水	1	安藤 平松	春田	春田			
	2						
	3						
	4						
	5						
木	1	学内実習<理論と実践の統合Ⅱ> ・実習内容の振り返りと整理 ・理論と実践の統合 ・普遍的看護と精神看護学分野特有の看護の明確化 ・実習成果の発表・討論・まとめ ・実習用e-ポートフォリオの記載 ・実習自己評価・担当教員との個人面接					
	2						
	3						
	4						
	5						
金	1						2前)健康回復看護総論:安藤
	2						
	3						
	4						
	5						

精神健康回復ケア論実習 (3単位 : 135時間)

科目責任者 : 堤由美子

担当教員 : 安藤光子・春田陽子・平松明子

実習期間 : 10月第1週~12月第1週

実習施設	谷山病院		今村総合病院	就労継続支援B型事業所あい	伊敷病院 (デイケア)	主担当科目の授業予定及び実習代行者		
	A病棟	B病棟						
総数	24人		6人	30名	30名			
1G当たり	5 (2~3×2) 名		2名	5 (2~3×2) 名	5 (2~3×2) 名			
月	<学内実習>理論と実践の統合 I ・オリエンテーション ・実習課題の予習・明確化 ・既修得内容の復習・整理 ・自己の実習課題の明確化					4後)卒業研究II:安藤		
火	安藤 春田		/	/	平松	平松		
	安藤 春田				平松	平松	1後)健康増進看護総論IV:安藤→春田代行	
	安藤 春田				平松	平松	2後)精神健康回復ケア論:安藤→春田代行	
	安藤 春田				平松	平松		
	安藤 春田				平松	平松	4後)卒業研究II:安藤→春田代行	
水	安藤 春田				安藤 春田	平松	平松	1後)健康増進看護総論IV:安藤→春田代行
	安藤 春田				安藤 春田	平松	平松	2後)精神健康回復ケア論:安藤→春田代行
	安藤 春田				安藤 春田	平松	平松	
	安藤 春田				安藤 春田	平松	平松	4後)卒業研究II:安藤→春田代行
	安藤 春田				安藤 春田	平松	平松	
木	安藤 春田				安藤 春田	平松	平松	1後)健康増進看護総論IV:安藤→春田代行
	安藤 春田				安藤 春田	平松	平松	2後)精神健康回復ケア論:安藤→春田代行
	安藤 春田				安藤 春田	平松	平松	
	安藤 春田				安藤 春田	平松	平松	4後)卒業研究II:安藤→春田代行
	安藤 春田				安藤 春田	平松	平松	
金	安藤 春田				安藤 春田	平松	平松	1後)健康増進看護総論IV:安藤→春田代行
	安藤 春田				安藤 春田	平松	平松	2後)精神健康回復ケア論:安藤→春田代行
	安藤 春田				安藤 春田	平松	平松	
	安藤 春田				安藤 春田	平松	平松	4後)卒業研究II:安藤→春田代行
	安藤 春田				安藤 春田	平松	平松	
月	安藤 春田		安藤 春田	平松	平松	1後)健康増進看護総論IV:安藤→春田代行		
	安藤 春田		安藤 春田	平松	平松	2後)精神健康回復ケア論:安藤→春田代行		
	安藤 春田		安藤 春田	平松	平松			
	安藤 春田		安藤 春田	平松	平松	4後)卒業研究II:安藤→春田代行		
	安藤 春田		安藤 春田	平松	平松			
火	安藤 春田		安藤 春田	平松	平松	1後)健康増進看護総論IV:安藤→春田代行		
	安藤 春田		安藤 春田	平松	平松	2後)精神健康回復ケア論:安藤→春田代行		
	安藤 春田		安藤 春田	平松	平松			
	安藤 春田		安藤 春田	平松	平松	4後)卒業研究II:安藤→春田代行		
	安藤 春田		安藤 春田	平松	平松			
水	安藤 春田		安藤 春田	平松	平松	1後)健康増進看護総論IV:安藤→春田代行		
	安藤 春田		安藤 春田	平松	平松	2後)精神健康回復ケア論:安藤→春田代行		
	安藤 春田		安藤 春田	平松	平松			
	安藤 春田		安藤 春田	平松	平松	4後)卒業研究II:安藤→春田代行		
	安藤 春田		安藤 春田	平松	平松			
木	<学内実習>理論と実践の統合 II > ・実習内容の振り返りと整理 ・理論と実践の統合 ・普遍的看護と精神看護学分野特有の看護の明確化 ・実習成果の発表・討論・まとめ ・実習用e-ポートフォリオの記載 ・実習自己評価・担当教員との個人面接					2後)精神健康回復ケア論:安藤		
金								

在宅健康回復ケア論実習（3単位：135時間）

科目責任者：丹羽さよ子

担当教員：小玉博子・水迫友和・久富木有加

実習期間：（前期）4月第2週～7月末、（後期）10月第1週～12月第1週

実習施設	4月第2週～7月末、10月第1週～12月第1週		4月第3週～5月第4週、7月第2週～7月末 10月第1週～12月第1週				6月第1週～7月第1週			主担当科目の授業予定 及び実習代行者	
	在宅ケアサポートみなみ風 (訪問看護、居宅介護、療養 通所介護、看護小規模多機能)	南風病院	クオラリ ハビリ テーション 病院	特別養護 老人ホーム マモリエ	介護老人 保健施設 クオリエ	グループ ホームア リエ	訪問看 護・リハ クオラリ	田上記 念病院 (地域 連携 室・通 リハ)	介護老 人保健 施設 ナン グム ホーム 田上苑		介護支 援事業 所は かぜ
総数	48名	48名	24名	24名	24名	24名	24名	8名		12名	
1G当たり	6 (3×2) 名	6 (3×2) 名	4(2×2) 名	4(2×2) 名	4(2×2) 名	4(2×2) 名	4(2×2) 名	4 (2×2) 名		4(2×2) 名	
月	1 <学内実習>理論と実践の統合 I 2 ・オリエンテーション 3 ・既修得内容の復習・整理 4 ・実習課題の予習・明確化 5 ・自己の実習課題の明確化		1 <学内実習>理論と実践の統合 I 2 ・オリエンテーション 3 ・既修得内容の復習・整理 4 ・実習課題の予習・明確化 5 ・自己の実習課題の明確化				1 <学内実習>理論と実践の統合 I 2 ・オリエンテーション 3 ・既修得内容の復習・整理 4 ・実習課題の予習・明確化 5 ・自己の実習課題の明確化			1前)健康回復過程論Ⅱ:丹羽 4前)卒業研究Ⅰ・Ⅱ:丹羽、小玉	
火	1 2 3 4 5	丹羽 久富木	丹羽 久富木	小玉 水迫				小玉 水迫	小玉 水迫	1後)健康増進看護総論Ⅰ:小玉→水迫 代行 2前)生活機能援助論Ⅴ:丹羽→久富木 代行 2後)暮らしと看護:丹羽→久富木代行	
水	1 2 3 4 5	丹羽 久富木	丹羽 久富木	小玉 水迫				小玉 水迫	小玉 水迫	2後)在宅健康回復ケア論:丹羽→久富 木代行、小玉→水迫代行	
木	1 2 3 4 5	丹羽 久富木	丹羽 久富木	小玉 水迫				小玉 水迫	小玉 水迫	2前)精神・在宅健康回復ケア概論:丹 羽→久富木代行 2後)生活機能援助論Ⅹ:小玉→水迫代 行	
金	1 2 3 4 5	丹羽 久富木	丹羽 久富木	小玉 水迫				小玉 水迫	小玉 水迫	2前)健康回復看護総論:小玉→水迫代 行	
月	1 2 3 4 5	丹羽 久富木	丹羽 久富木	小玉 水迫				小玉 水迫	小玉 水迫	1前)健康回復過程論Ⅱ:丹羽→小玉代 行 4前・後)卒業研究Ⅰ・Ⅱ:丹羽→久富木 代行、小玉→水迫代行	
火	1 2 3 4 5	丹羽 久富木	丹羽 久富木	小玉 水迫				小玉 水迫	小玉 水迫	1後)健康増進看護総論Ⅰ:小玉→水迫 代行 2前)生活機能援助論Ⅴ:丹羽→久富木 代行 2後)暮らしと看護:丹羽→久富木代行	
水	1 2 3 4 5	丹羽 久富木	丹羽 久富木	小玉 水迫				小玉 水迫	小玉 水迫	2後)在宅健康回復ケア論:丹羽→久富 木代行、小玉→水迫代行	
木	1 2 3 4 5	丹羽 久富木	丹羽 久富木	小玉 水迫				小玉 水迫	小玉 水迫	2前)精神・在宅健康回復ケア概論:丹 羽→久富木代行 2後)生活機能援助論Ⅹ:小玉→水迫代 行	
金	1 2 3 4 5	丹羽 久富木	丹羽 久富木	小玉 水迫				小玉 水迫	小玉 水迫	2前)健康回復看護総論:小玉→水迫代 行	
月	1 2 3 4 5	丹羽 久富木	丹羽 久富木	小玉 水迫				小玉 水迫	小玉 水迫	1前)健康回復過程論Ⅱ:丹羽→小玉代 行 4前・後)卒業研究Ⅰ・Ⅱ:丹羽→久富木 代行、小玉→水迫代行	
火	1 2 3 4 5	丹羽 久富木	丹羽 久富木	小玉 水迫				小玉 水迫	小玉 水迫	1後)健康増進看護総論Ⅰ:小玉→水迫 代行 2前)生活機能援助論Ⅴ:丹羽→久富木 代行 2後)暮らしと看護:丹羽→久富木代行	
水	1 2 3 4 5	丹羽 久富木	丹羽 久富木	小玉 水迫				小玉 水迫	小玉 水迫	2後)在宅健康回復ケア論:丹羽→久富 木代行、小玉→水迫代行	
木	1 2 3 4 5	学内実習<理論と実践の統合Ⅱ> ・実習内容の振り返りと整理 ・理論と実践の統合 ・普遍的看護と在宅看護学分野特有の看護の 明確化 ・実習成果の発表・討論・まとめ		学内実習<理論と実践の統合Ⅱ> ・実習内容の振り返りと整理 ・理論と実践の統合 ・普遍的看護と在宅看護学分野特有の看護の 明確化 ・実習成果の発表・討論・まとめ			学内実習<理論と実践の統合Ⅱ> ・実習内容の振り返りと整理 ・理論と実践の統合 ・普遍的看護と在宅看護学分野特有の看護の 明確化 ・実習成果の発表・討論・まとめ			2前)精神・在宅健康回復ケア概論:丹 羽 2後)生活機能援助論Ⅹ:小玉	
金	1 2 3 4 5	・実習用e-ポートフォリオの記載 ・実習自己評価・担当教員との個人面接		・実習用e-ポートフォリオの記載 ・実習自己評価・担当教員との個人面接			・実習用e-ポートフォリオの記載 ・実習自己評価・担当教員との個人面接			2前)健康回復看護総論:小玉	

※遠隔地となるクオラリハビリテーション病院については、実習期間中は臨地実習サポーターを配置する。

長期療養生活ケア論実習 (2単位: 90時間)

科目責任者: 中俣直美

担当教員: 中馬成子・有村優子・一宮絵美・石川志保・久富木有加・小原めぐみ

実習期間: 6月第4週～7月第2週

実習施設	6月第4週～5週								7月第1週～2週								主担当科目の授業予定及び実習代行者								
	国立病院機構鹿児島医療センター																	国立病院機構南九州病院							
	A病棟	B病棟	C病棟	D病棟	E病棟	F病棟	G病棟	H病棟	A病棟	B病棟	C病棟	D病棟	E病棟	F病棟	G病棟	H病棟		I病棟							
総数	40名								40人																
1G当たり	5名	5名	5名	5名	5名	5名	5名	5名	4～5名	4～5名	4～5名	4～5名	4～5名	4～5名	4～5名	4～5名	4～5名								
月	1	<学内実習>理論と実践の統合Ⅰ ・オリエンテーション ・既修得内容の復習・整理 ・実習課題の予習・明確化 ・自己の課題の明確化 ・技術演習								<学内実習>理論と実践の統合Ⅰ ・オリエンテーション ・既修得内容の復習・整理 ・実習課題の予習・明確化 ・自己の課題の明確化 ・技術演習								2前)健康回復過程論Ⅱ:中馬 4前)長期療養生活ケア論:中俣 4前・後)卒業研究Ⅰ:中馬、中俣、有村							
	2																								
	3																								
	4																								
	5																								
火	1	中馬 石川	有村 石川	中俣 久富木	一宮 小原	中俣 久富木	中馬 久富木	中馬 石川	有村 石川	一宮 小原	1後)生活機能援助論Ⅲ:中馬→石川代行														
	2																								
	3																								
	4																								
	5																								
水	1	中馬 石川	有村 石川	中俣 久富木	一宮 小原	中俣 久富木	中馬 久富木	中馬 石川	有村 石川	一宮 小原	2前)看護展開基礎論:中馬→石川・久富木代行														
	2																								
	3																								
	4																								
	5																								
木	1	中馬 石川	有村 石川	中俣 久富木	一宮 小原	中俣 久富木	中馬 久富木	中馬 石川	有村 石川	一宮 小原	1前)生活機能援助論Ⅰ:中俣→久富木代行 2前)健康回復過程論Ⅰ:中俣→久富木代行 2後)生活機能援助論Ⅸ:一宮→小原代行														
	2																								
	3																								
	4																								
	5																								
金	1	中馬 石川	有村 石川	中俣 久富木	一宮 小原	中俣 久富木	中馬 久富木	中馬 石川	有村 石川	一宮 小原	2後)看護倫理:中馬→石川・久富木代行														
	2																								
	3																								
	4																								
	5																								
月	1	中馬 石川	有村 石川	中俣 久富木	一宮 小原	中俣 久富木	中馬 久富木	中馬 石川	有村 石川	一宮 小原	2前)健康回復過程論Ⅱ:中馬→石川代行 4前)長期療養生活ケア論:中俣→久富木代行 4前・後)卒業研究Ⅰ:中馬→石川代行、中俣→久富木代行、有村→石川代行、														
	2																								
	3																								
	4																								
	5																								
火	1	中馬 石川	有村 石川	中俣 久富木	一宮 小原	中俣 久富木	中馬 久富木	中馬 石川	有村 石川	一宮 小原	1後)生活機能援助論Ⅲ:中馬→石川代行														
	2																								
	3																								
	4																								
	5																								
水	1	中馬 石川	有村 石川	中俣 久富木	一宮 小原	中俣 久富木	中馬 久富木	中馬 石川	有村 石川	一宮 小原	2前)看護展開基礎論:中馬→石川・久富木代行														
	2																								
	3																								
	4																								
	5																								
木	1	中馬 石川	有村 石川	中俣 久富木	一宮 小原	中俣 久富木	中馬 久富木	中馬 石川	有村 石川	一宮 小原	1前)生活機能援助論Ⅰ:中俣→久富木代行 2前)健康回復過程論Ⅰ:中俣→久富木代行 2後)生活機能援助論Ⅸ:一宮→小原代行														
	2																								
	3																								
	4																								
	5																								
金	1	学内実習<理論と言実践の統合Ⅱ> ・実習内容の振り返りと整理 ・理論と実践の統合 ・実習成果の発表・討論・まとめ ・全実習過程を振り返り「その人らしい暮らしを支える」看護についての考えを整理し、記述 ・実習用e-ポートフォリオの記載 ・実習自己評価・担当教員との個人面接								学内実習<理論と言実践の統合Ⅱ> ・実習内容の振り返りと整理 ・理論と実践の統合 ・実習成果の発表・討論・まとめ ・全実習過程を振り返り「その人らしい暮らしを支える」看護についての考えを整理し、記述 ・実習用e-ポートフォリオの記載 ・実習自己評価・担当教員との個人面接								2後)看護倫理:中馬							
	2																								
	3																								
	4																								
	5																								

健康増進ケア論発展実習（2単位：90時間）

科目責任者：米増直美

担当教員：塩満智子・稲留直子・日高紗由美（助手）

実習期間：6月第4週～7月第2週

実習施設	学校保健		産業保健				主担当科目の授業予定及び実習代行者	
	鹿児島高等学校	修学館中学校・高等学校	ヘルスサポートセンター鹿児島	県民総合保健センター	厚生連病院健康管理センター	全国健康保険協会加鹿児島支部		
総数	56	24名	16名	32名	20名	12名		
1G当たり	14名	6名	4名	8名	5名	3名		
月	1	<学内実習>理論と実践の統合 I ・オリエンテーション ・実習の目的目標を確認し、準備性を高める。 ・実習プログラムを踏まえ、自らの課題を整理し、取り組み方法を明確にする ・生徒及び働く人々の健康ニーズについて復習、整理					4前) 卒業研究 I : 米増・塩満・稲留	
	2							
	3							
	4							
	5							
火	1	米増 (稲留)	米増 (稲留)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	2前)健康増進ケア論 I : 米増→臨地実習サポーター調整 4前)看護管理論 : 米増→臨地実習サポーターと調整
	2							
	3							
	4	(臨地実習サポーター)		(臨地実習サポーター)				
	5							
水	1	米増 (稲留)	米増 (稲留)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	
	2							
	3							
	4	(臨地実習サポーター)		(臨地実習サポーター)				
	5							
木	1	米増 (稲留)	米増 (稲留)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	2前)保健医療福祉行政論 : 米増→臨地実習サポーターと調整
	2							
	3							
	4	(臨地実習サポーター)		(臨地実習サポーター)				
	5							
金	1	米増 (稲留)	米増 (稲留)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	
	2							
	3							
	4	(臨地実習サポーター)		(臨地実習サポーター)				
	5							
月	1	米増 (稲留)	米増 (稲留)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	4前) 卒業研究 I : 米増・塩満→臨地実習サポーターと調整
	2							
	3							
	4	(臨地実習サポーター)		(臨地実習サポーター)				
	5							
火	1	米増 (稲留)	米増 (稲留)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	2前)健康増進ケア論 I : 米増→臨地実習サポーターと調整 4前)看護管理論 : 米増→臨地実習サポーターと調整
	2							
	3							
	4	(臨地実習サポーター)		(臨地実習サポーター)				
	5							
水	1	米増 (稲留)	米増 (稲留)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	
	2							
	3							
	4	(臨地実習サポーター)		(臨地実習サポーター)				
	5							
木	1	米増 (稲留)	米増 (稲留)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	塩満 (日高)	2前)保健医療福祉行政論 : 米増→臨地実習サポーターと調整
	2							
	3							
	4	(臨地実習サポーター)		(臨地実習サポーター)				
	5							
金	1	学内実習<理論と言実践の統合 II > ・実習体験からの学びをもとに、労働者の健康生活を支える看護のあり方と、学校生活をおくる子どもの健康を守る看護活動の在り方について意見交換し、自身の実習体験を客観的にとらえるとともに多角的な視点によってそれらの活動の基盤となる看護学について検討し、理解を深める。また公衆衛生分野における看護職の社会的使命について考える機会とする。 ・実習用e-ポートフォリオ記載 ・実習の自己評価と担当教員との個人面接						
	2							
	3							
	4							
	5							

・学校保健と産業保健に非常勤の臨地実習サポーター1名ずつ配置

・（ ）内に記載している教員は、3年生の健康増進ケア論実習を中心に行うため実習補助者の位置づけ

個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報と守秘義務について

個人情報には、個人を識別するための情報(氏名等)や医療情報(既往歴や検査結果等)、さらに個人の生活背景(職業や家族構成など)を示すものなどが含まれる。これらの情報をみだりに漏らすことはできない(守秘義務)。看護学生もこの義務を遵守しなければならない。

2. 実習中に知り得た情報の守秘義務

- 1) 実習中に知り得た患者および家族に関する情報は臨地実習での学習という目的のみに使用し、それ以外に使用してはならない。
- 2) 実習施設や施設の職員に関する情報も同様の取り扱いとする。
- 3) 実習施設(の病棟)以外及び学内実習以外において実習に関する情報交換を行わない。
- 3) SNS等に投稿すること、実習に関するあらゆる出来事や気持ちのつぶやき等の書き込み、写真等の掲載を厳重に禁止する。

3. 学生の個人情報の保護

- 1) 効果的な実習するために、実習指導に必要な最小限の情報(学生氏名・学籍番号・性別・年齢)の他、学修状況等を実習施設に情報提供する場合がある。その際には、情報提供についての学生の承諾を得る。
- 2) 情報提供に用いた学生の資料は、実習終了後、実習担当専任教員が責任をもって粉砕処理する。

4. 実習記録の取り扱い

- 1) 記録用紙、メモ類、カンファレンスの資料等に個人が特定される情報(住所、氏名、生年月日、病院名、家族歴や遺伝情報等)、不必要な情報・不確実な情報は記述しない。
- 2) 実習記録のコピーは、原則行わない。ただし、臨地実習指導者からコピーの許可を得た場合は実習施設内で行ない、コピーしたものは、原本と同様に取り扱う。また、実習施設内での写真撮影は絶対に行わない。
- 3) 実習記録は、実習施設内・大学内・自宅においてPC又は自筆で作成し、学外・実習施設外の場所で記述しない。
- 4) 実習記録の作成に電子媒体を用いた場合には、本体のハードディスクに情報を残さない。複数の人と電子媒体を共有している場合、もしくはインターネットを接続している場合にはセキュリティ保護を確実に行う。
- 5) 実習記録の保管・管理
 - (1) 学生氏名を記入する等、自身の記録物であることを明らかにしておく。
 - (2) 実習記録が散逸しないようにファイルに綴じ第三者の目に触れないようにする。
 - (3) 実習記録が入ったかばんなどの置忘れ、紛失や盗難に注意する。
 - (4) 実習記録およびレポートの提出は、担当教員の指定した方法で行う。
 - (5) 不要になった記録やメモ類はシュレッダーにかけるなど、細かく切り刻んで廃棄

する。

(6) 電子媒体は、学籍を離れるときは内容を消去するなどの処置を行う。

7) 実習記録の紛失時の対応

実習記録を紛失した場合は、直ちに教員に報告し、指示を受ける。

5. 個人情報保護に関する誓約書の運用

学生は毎年1回、個人情報保護に関する誓約書を大学に提出する。そして実習を行う施設に提出する。個人情報保護に関する誓約書の提出がなければ、実習への参加は認めない。

6. 対象者の同意等

1) 実習担当専任教員と実習指導者で協議し、実習指導者が実習目的に沿う学生の受け持ち対象の候補者を選択し、実習説明書を用いて実習協力を依頼し、同意を実習同意書に表明した人を実習受け持ち対象として決定する。

2) 対象者が途中で辞退を申し出た場合は、その意思が尊重される。

実習誓約書

〔実習施設・代表者氏名〕 様

1. 令和 年度の〔実習科目名〕を行うにあたり、個人情報保護に関する注意事項を十分に理解し、これを遵守します
2. 実習において知り得た対象者の個人情報は、今回の実習においてのみ使用し、個人の責任のもと管理するとともに、個人が特定される情報は全て消去します
3. 実習において知り得た対象者の個人情報は、実習期間中はもとより、実習終了後も第三者に漏えいしません

以上、誓約いたします

令和 年 月 日

鹿児島国際大学 看護学部看護学科

学籍番号 _____

学生氏名 _____

〇〇□□様

実習説明書〔実習施設名〕

看護職を目指す学生にとりまして、実習は非常に重要で不可欠な教育となっております。
つきましては、鹿児島国際大学看護学部看護学科の実習にあたりまして、以下の基本的考え方を踏まえて、学生が受け持ちをさせていただきますことをお認め下さいますようお願い致します。

何卒、看護教育の重要性をご理解いただき、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

実習の基本的考え方

1. 事前に十分かつわかりやすい説明を行い、患者様またはご家族の同意を得て、看護援助を実施いたします。
2. 安全性の確保を最優先とし、学生が看護援助を実施する際には必ず看護師や教員の助言・指導を受けて実施いたします。
3. 学生の実習に関するご意見やご質問があれば、いつでも教員や看護師に直接お尋ねください。
4. 学生の受け持ちに同意なさった後でも、協力をお断りいただくことは可能です。また、学生が実施する行為に関しても、お断りいただくことができます。お断りになったことを理由に、看護および診療上の不利益が生じることはございません。
5. 学生が実習を通して知り得た情報は秘密を厳守し、関係者以外に漏らすことはございません。

実習科目：

実習学生： 年 氏名

実習期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

説明日：令和 年 月 日

説明者：

実習施設：実習指導者氏名

鹿児島国際大学看護学部看護学科 実習担当教員氏名

実習同意書

私は、鹿児島国際大学看護学部看護学科 年生〔学生氏名〕が、〔実習施設名〕における実習において、私の受け持ちとなり、看護師もしくは教員の指導の下に看護援助を行うことについて、同意します。

令和 年 月 日

患者氏名： _____

代理同意人氏名： _____ (続柄)

実習指導者氏名 _____

実習担当教員氏名 _____

インシデントレポート

レベル	<input type="checkbox"/> レベル0 <input type="checkbox"/> レベル1 <input type="checkbox"/> レベル2 <input type="checkbox"/> レベル3a		
	障害の継続性	障害の程度	
レベル0	なし	なし	誤った行為が発生したが、患者には実施されなかった場合
レベル1	なし	なし	誤った行為を患者にしたが、結果として患者に影響を及ぼすに至らなかった場合
レベル2	一過性	軽度	行った医療又は管理により、患者に影響を与えた、または何らかの影響を与えた可能性がある場合
レベル3a	一過性	中等度	行った医療又は管理により、本来必要でなかった簡単な治療や処置（消毒・湿布・鎮痛剤投与等の軽微なもの）が必要になった場合
発生年月日	年 月 日 曜日 （実習開始 日目） 発生時刻 時 分		
発生場所			
報告区分	<input type="checkbox"/> 当事者 <input type="checkbox"/> 発見者		
実習科目	（実習施設・病棟名）		
対処	<input type="checkbox"/> 教員へ報告 <input type="checkbox"/> 指導者・職員への報告 <input type="checkbox"/> 特になし		
内容	<input type="checkbox"/> 薬剤投与		
	<input type="checkbox"/> 与薬準備 <input type="checkbox"/> 内服 <input type="checkbox"/> 注射 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	<input type="checkbox"/> ドレーン・チューブ類の使用・管理		
	<input type="checkbox"/> 医療機器の使用・管理		
	<input type="checkbox"/> 検査（内容： ）		
	<input type="checkbox"/> 療養上の世話		
	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤嚥・誤飲 <input type="checkbox"/> 自己管理薬に関する内容		
	<input type="checkbox"/> 移送・搬送 <input type="checkbox"/> 食事・栄養 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	<input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> 実習記録・メモの置忘れ <input type="checkbox"/> 暴力・ハラスメント		
<input type="checkbox"/> 重要所見の観察・報告忘れ <input type="checkbox"/> 施設構造物			
<input type="checkbox"/> 患者・家族への説明、接遇 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
<インシデントの具体的内容>			
<発生の要因>			
<防止策>			
<教員・指導者の所見>		<対応策>	

アクシデントレポート

レベル	<input type="checkbox"/> レベル3b <input type="checkbox"/> レベル4 <input type="checkbox"/> レベル5		
	障害の継続性	障害の程度	
<input type="checkbox"/> レベル3b	一過性	中・高度	行った医療又は管理により、本来必要でなかった簡単な治療や処置が必要になった場合
<input type="checkbox"/> レベル4	永続性	高度	行った医療又は管理により、生活に影響する重大な永続的障害が発生した可能性がある場合
<input type="checkbox"/> レベル5	永続性	死亡高度	行った医療または管理が死因となった場合
発生年月日	年 月 日 曜日 (実習開始 日目) 発生時刻 時 分		
発生場所			
報告区分	<input type="checkbox"/> 当事者 <input type="checkbox"/> 発見者		
実習科目	(実習施設・病棟名)		
対処	<input type="checkbox"/> 教員へ報告 <input type="checkbox"/> 指導者・職員への報告 <input type="checkbox"/> 特になし		
<発生時の状況>			
<その後の対応>			
<発生の要因>			
<防止策>			
<教員・指導者の所見>		<対応策>	

事故発生時の対応

* 実習指導者や実習担当専任教員の指導に従い、事故発生時には以下の対応を行う

1) 病院等
(報告)

- ① 誤薬や転倒・転落などの事故が起こった場合、患者の状態変化に関わらず、直ちに最も近くにいる医療職員及び実習担当教員に報告する。
- ② 針刺し・切傷、皮膚・粘膜汚染時は、直ちに最も近くにいる医療職員及び実習担当教員に報告する
- ③ 医療機器や患者の私物を破損、紛失した場合は、速やかに最も近くにいる医療職員および実習担当教員に報告する。
- ④ ハラスメント等（性的、暴力等）を受けた場合は、速やかに実習担当専任教員、実習指導者に相談する。

(報告書の提出)

- ① 事故の内容に関わらず、速やかに科目責任者を通して看護部又は施設の管理者に口頭で報告する。
- ② 転倒・転落、誤薬等の場合、速やかに報告書(インシデントレポート又はアクシデントレポート)を記載し、科目責任者を通して病棟師長（必要時看護部）に提出する。

(針刺し・切傷、皮膚・粘膜汚染事故の場合)

- ① 直ちに最も近くにいる医療職員及び実習担当教員に報告し、創部を流水と石鹸で洗い流し、消毒（インジンなどの）する。
- ② 科目責任者を通して、病棟師長と看護部に報告書を提出する。

(賠償保険の事務手続き)

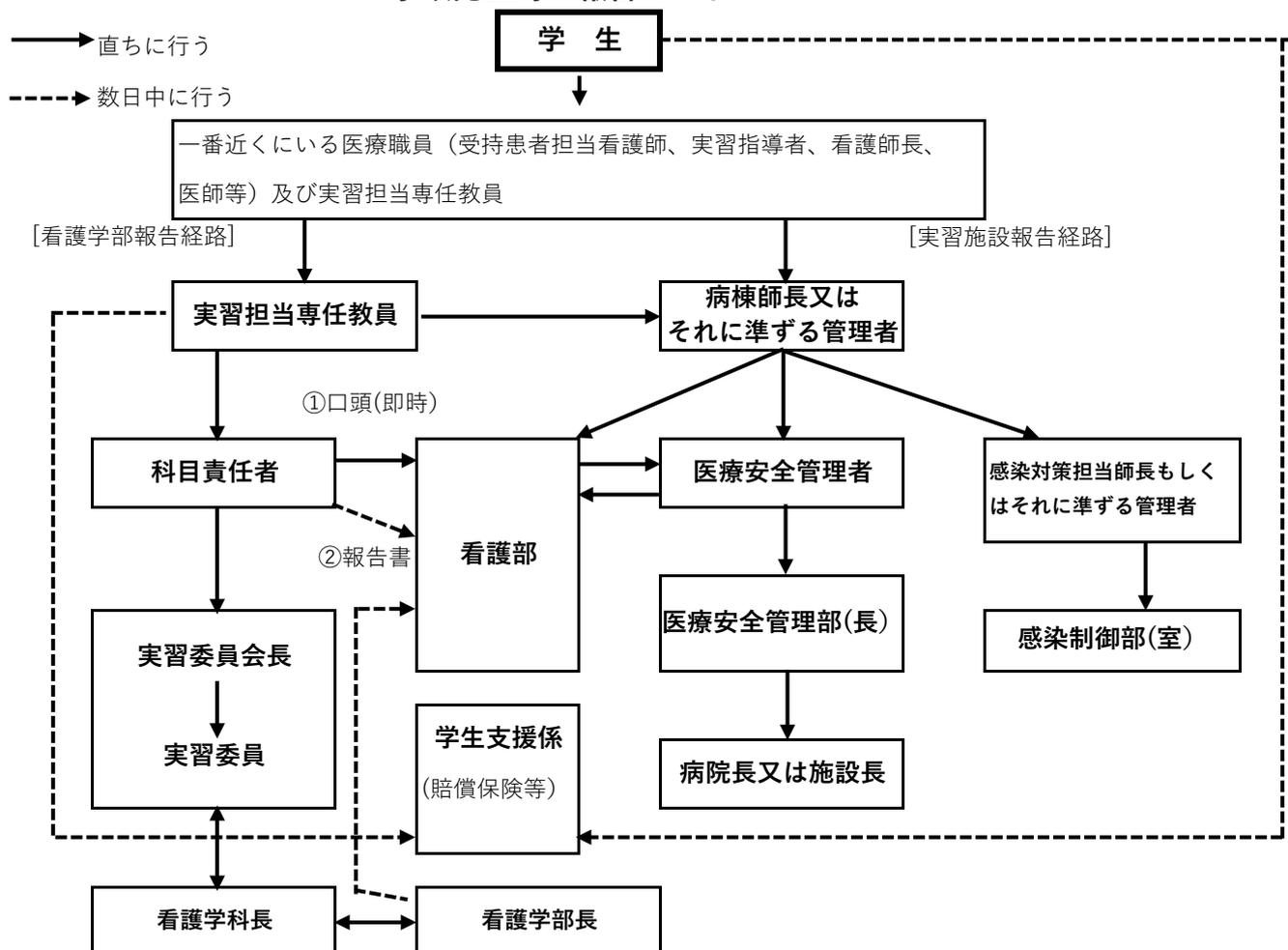
実習担当専任教員に連絡し、学生本人が学生係に連絡し、保険の事務手続きを依頼する。

(保険は実習前に必ず加入する。加入していない場合、臨地実習は、原則としてできない)

2) 上記以外の実習施設での事故について

当該施設の事故対応マニュアルに準じて対応する。

《 事故発生時の報告ルート 》



1. 感染症対策

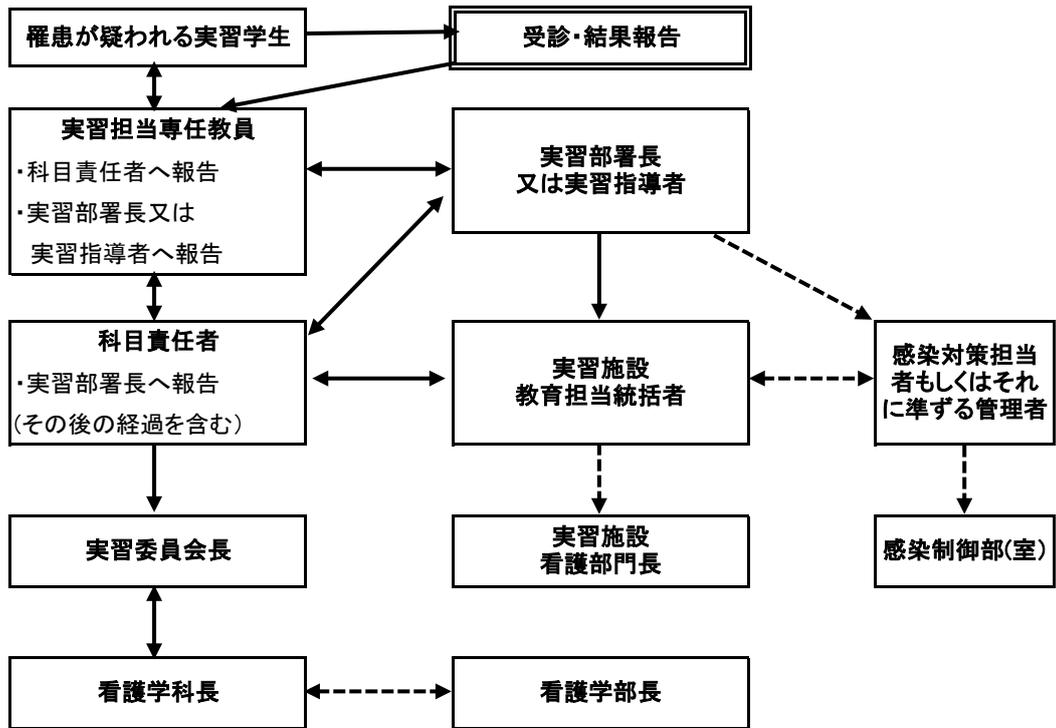
- ・十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事をこころがけ健康管理に留意する
- ・実習直近や実習中には、できるだけ人込みをさける
- ・手洗い、うがいの励行
- ・実習期間中は、必ず毎朝体温測定をし、体調と共に記録する。
- ・実習前・中に、体調不良がある場合には自己判断せずに、実習担当教員に相談する

2. 感染症への対応: 罹患疑い

＜感染症罹患疑いの場合の対応＞

- ※ 新型コロナウイルス感染症の場合は、実習施設の基準に基づいて対応する
- ※ 以下に示すような症状や状況があり、出席の可否を実習施設と検討する場合は、下記のとおりとする
(なお、新型コロナウイルス、インフルエンザ、感染性胃腸炎等が強く疑われる場合は、実習を中止したうえで、以下の報告を行う)

症状 37.5℃以上の熱発、咽頭痛、咳嗽、鼻汁、倦怠感、頭痛、味覚異常
 呼吸困難、下痢、嘔吐、腹痛、原因不明の発疹
 眼症状(眼瞼浮腫、流涙、眼脂、充血、異物感等)
 その他体調が通常と異なる場合
 状況 学生の同居者および接触者が感染症(新型コロナウイルス、インフルエンザ、感染性胃腸炎、流行性角結膜炎、水痘・麻疹・風疹・流行性耳下腺炎など)に罹患した、または罹患の恐れがある場合、また、周囲に体調がすぐれない人がいる場合)



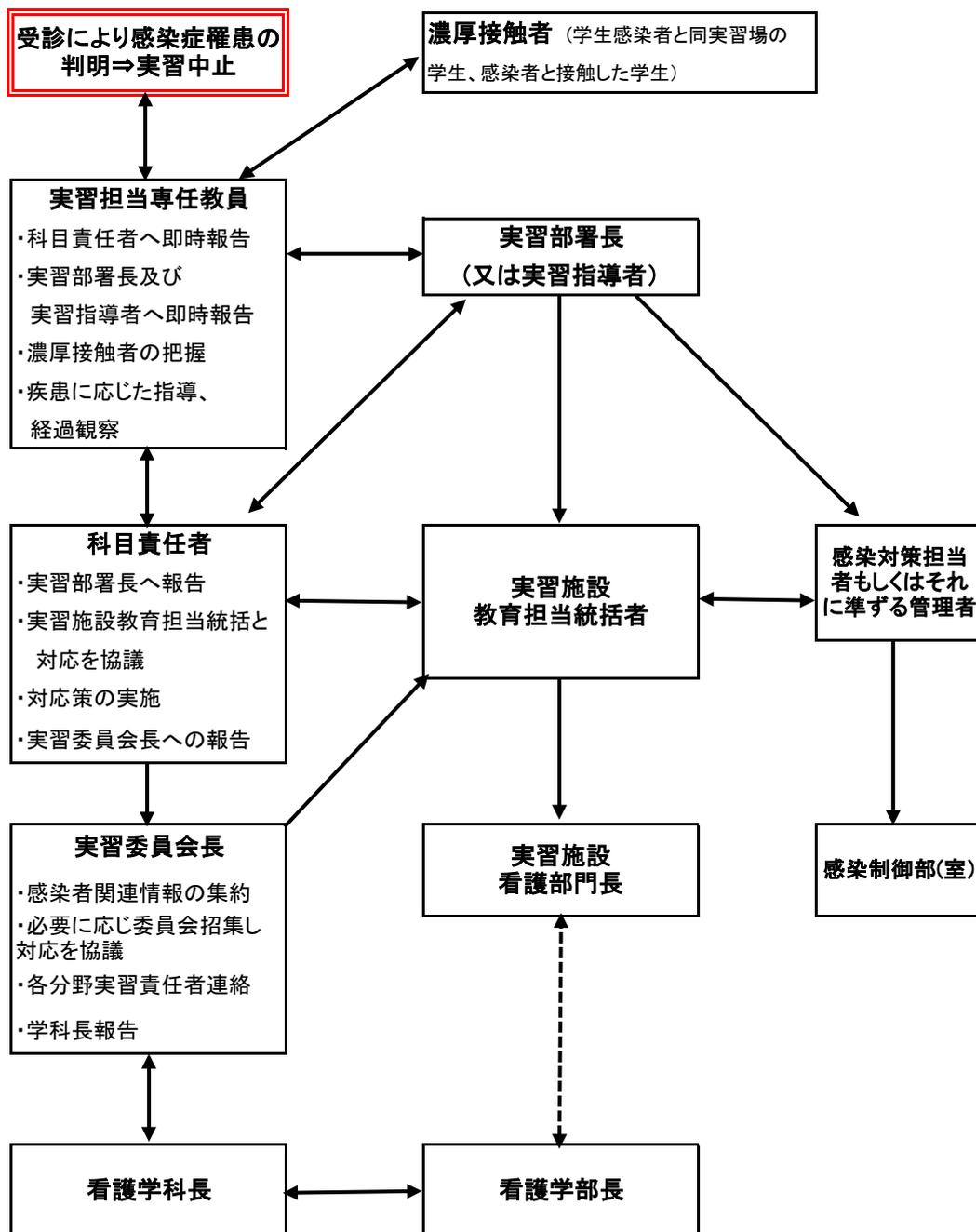
- ※ ・受診により、感染症が否定された場合⇒必要により破線矢印の報告を実施する。
- ・受診により、感染症罹患(新型コロナウイルス、インフルエンザ、感染性胃腸炎等)が判明した場合
⇒＜実習学生に感染症罹患が判明した場合の対応＞を実施する。

3. 感染症への対応：罹患

<感染症罹患時の対応>

※ 新型コロナウイルス感染症の場合は、実習施設の基準に基づいて対応する

※ 感染が疑われ、実習中止と判断した後の受診結果で感染症罹患が判明した場合の対応を下記のように定める



実習委託契約書

「実習施設名」（以下施設とする）と鹿児島国際大学看護学部看護学科（以下実習校とする）は実習において、次の通り契約を締結する

〔内容〕

第1条 実習校は、看護学教育の一環として、実習生の実習指導について、施設に協力を依頼して行う

2 施設における実習生数、実習期間、実習方法、実習評価については、予め施設と実習校が協議して定める

〔実習の期間〕

第2条 契約の期間は、令和 年 月 日より、令和 年 月 日までとする

〔実習の費用〕

第3条 実習に要する費用（実習委託費）は、施設と実習校が別に協議して定める

〔損害賠償〕

第4条 実習校は、実習開始前に損害賠償保険（以下保険とする）に実習生を加入させる

2 実習生の実習期間中の事故に関しては、加入する保険をもって充てる

3 実習生が施設または第三者に損害を与えた場合は、法令に沿って処理し、保険により保障する

〔個人情報の保護〕

第5条 施設及び実習校双方は、実習の実施にあたって対象者をはじめとする施設が保有する個人情報及び実習生の個人情報の漏えいなどが生じないように、個人情報等の適正な管理を行う

2 実習校は、実習生に対し、個人情報等の取り扱いについて説明文書をもって周知徹底し、実習生との間で個人情報保護等の保護に対する誓約書を取り交わす

3 実習校は、実習生に対し、実習終了後も個人情報等の保護を徹底するように指導監督する

4 実習校は、施設の求めがある場合に、誓約書を開示する

5 施設は、実習終了後も実習生の個人情報等の適正な管理を行う

6 施設及び実習校双方は、実習の実施にあたって知り得た他人の個人情報等について適

切な管理を行う

〔実習の中止〕

第6条 施設は、実習生が以下に示す事項に該当すると判断した場合、実習校と協議の上、該当実習生の実習を中止させることができる

- 1) 施設の信用を失墜するような行為を行なった場合
- 2) 個人情報等の保護に関して問題があった場合
- 3) 不誠実な態度で実習に臨むことにより実習目的を果たし得ないと判断した場合
- 4) 実習を継続することにより業務に支障が生じる場合

2 前略各号に該当し、実習を中止した場合の実習委託費の取り扱いについては、施設および実習校との協議の上、決定する

〔その他の事項〕

第7条 この契約に定めない事項について疑義が生じた場合は、施設および実習校が協議して決定するものとする

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、施設および実習校が記名押印の上、各自1通を保有する

令和 年 月 日

施設

住所

管理責任者氏名

鹿児島国際大学

住所

代表者氏名

1 海外インターンシップ

	地域	期間	受入企業	参加人数	主な業務
1	大連	9/2-9/11	大連榮乾国際貿易有限公司	2	国際貿易関係業務, 事務作業補助, 販売現場見学
2	大連	9/2-9/11	大連上林貿易有限公司	2	国際貿易関係業務, 翻訳, 事務作業補助, 加工現場見学
3	大連	9/2-9/11	大連中山大酒店有限公司	3	ホテルフロント業務全般, レストランホール業務全般
4	大連	9/2-9/11	住友不動産管理会社	1	安全管理業務全般, 資料整理, 翻訳業務
5	大連	9/2-9/11	遼寧成大国際貿易有限公司	1	国際貿易関係業務, 事務作業補助
6	台北	9/4-9/13	繁田塾	1	平仮名授業, 授業見学, 鹿児島紹介, 授業の裏方作業等
7	台北	9/4-9/13	西華飯店 (シャーウッドホテル)	2	ホテルスタッフ研修, レストランホール業務全般
8	台北	9/4-9/13	東華書局東華書局股份有限公司 (トンファー)	3	英語教育関係資料の作成補助, 出版施設見学, TOEICと類似した英語の試験問題の作成 (デジタル版)
9	台北	9/4-9/13	天成大飯店 (コスモスホテル)	3	ホテルフロント業務全般
10	台北	9/4-9/13	圓山大飯店 (グランドホテル)	2	レストランホール業務全般
11	台北	9/4-9/13	巨匠電腦 (ジージェン)	1	英語の教育教材の作成補助, オンラインの英語授業補助
12	台北	9/4-9/13	星港旅行社股份有限公司	2	台湾国内旅行 (インバウンド) 業務全般
13	高雄	9/5-9/13	漢來大飯店	1	レストランホール業務全般
14	高雄	9/5-9/13	高雄商旅 (アーバンホテル33)	3	ホテルフロント業務全般, レストランホール業務全般, ハウスキーピング業務全般

2 海外語学研修

(1) 英語海外研修

履修者がいなかった為, 休講。

(2) 韓国語海外研修

ア 科目名 : 韓国語海外研修

イ 研修日程 : 2019年8月11日 (日) ~23日 (金) [12日間]

ウ 研修先 : 培材大学校 (韓国 太田広域市)

エ 参加学生 : 9名 (内訳 : 社会福祉学科2名, 国際文化学科7名)

鹿児島国際大学教育職員の定年の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人津曲学園定年規程(以下「定年規程」という。)第2条第3項の規定に基づき、鹿児島国際大学教育職員(以下「教育職員」という。)の定年の特例について必要な事項を定めるものとする。

(定年の特例)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合、その対象となる教育職員の定年については、定年規程第2条第1項第1号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる年齢とする。

- (1) 新たな学部等の開設に伴い、その認可等に際し、65歳を超えて専任教員として採用する場合
完成年度(学部等の開設後、学年進行が終了する4年度目をいう。)の末日におけるその者の年齢
- (2) その他理事会が特に必要と認める場合
理事会が認める年齢

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

この規程は、令和3年12月8日から施行する。

鹿児島国際大学看護学部顧問規程

令和4年2月22日

制定

第1条 鹿児島国際大学看護学部（以下「看護学部」という。）に顧問を置くことができる。

第2条 顧問は、独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター（以下「医療センター」という。）と学校法人津曲学園鹿児島国際大学（以下「大学」という。）との看護学部設立・運営に関する包括連携協定に基づき、看護学部の連携協力事項について相互協力を行うため、医療センターの院長が就任する。

第3条 顧問は、医療センターと大学が設置する連絡協議会（仮称）の代表者として協議会に出席する。

第4条 顧問の任期は医療センター院長の就任期間とする。

第5条 顧問の報酬は無償とする。ただし、必要に応じて交通費等の実費を支給することができる。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

鹿児島国際大学看護学部顧問就任承諾書

令和 4 年 2 月 24 日

学校法人 津曲学園
鹿児島国際大学
学長 大久保 幸 夫 殿

氏名 田中康博 

私は、鹿児島国際大学看護学部看護学科の設置の認可の上は、看護学部の顧問として、令和5年4月1日から就任し、鹿児島の高等看護教育の充実と優れた看護人材創出に向けて協力することを承諾します。

1 校地面積

坂之上キャンパス 30,200 平方メートル 伊敷キャンパス 3,200 平方メートル

※大学設置基準第 37 条

校地面積は、収容定員上の学生 1 人あたり 10 平方メートルとして算出した面積とする。

【算出式】 本学の収容定員数：3,020 名

$$3,020 \times 10 = \underline{30,200 \text{ 平方メートル}}$$

【算出式】 看護学科 入学定員 80 名 収容定員 320 名

$$320 \times 10 = \underline{3,200 \text{ 平方メートル}}$$

2 校舎面積

坂之上キャンパス 21,286 平方メートル 伊敷キャンパス 4,561 平方メートル

※大学設置基準第 37 条の 2

校舎面積は、複数の学部を置く大学にあっては、当該複数の学部のうち別表第 3 イ（学部の種類に応じ定める校舎の面積）に定める面積が最大である学部についての同表に定める面積に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第 3 ハ（医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積）を合計した面積を加えた面積以上とする。

【算出式】 経済学部収容定員：1,280 名

$$(1,280 - 800) \times 1,322 \div 400 + 4,958 = \underline{6,544.4} \cdots \textcircled{1}$$

福祉社会学部

社会福祉学科収容定員：360 名

$$(360 - 200) \times 661 \div 200 + 2,644 = 3,172.8 \cdots \textcircled{2}$$

児童学科収容定員：480 名

$$(480 - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305 = 3,635.6 \cdots \textcircled{3}$$

$$\Rightarrow \textcircled{2} + \textcircled{3} = \underline{6,808.4} \cdots \textcircled{4}$$

国際文化学部

国際文化学科収容定員：460 名

$$(460 - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305 = 3,552.95 \cdots \textcircled{5}$$

音楽学科収容定員：120 名 3,438 \cdots $\textcircled{6}$

$$\Rightarrow \textcircled{5} + \textcircled{6} = \underline{7,238.9} \cdots \textcircled{7}$$

看護学部

看護学科収容定員：320 名

$$(320 - 200) \times 992 \div 200 + 3,966 = \underline{4,561.2} \cdots \textcircled{8}$$

4 学部（ $\textcircled{1}$ 、 $\textcircled{4}$ 、 $\textcircled{7}$ 、 $\textcircled{8}$ ）のうち国際文化学部の面積 7,238.9 が最大であるので、この面積に経済学部、福祉社会学部及び看護学部の面積を加える。

経済学部⇒ 5,785…⑨

福祉社会学部 (2,148 (社会福祉学科) +2,975 (児童学科)) ⇒ 5,123…⑩

看護学部⇒ 3,140…⑪

⑦+⑨+⑩+⑪=7238.9+5,785+5,123+3,140=21,286.9≒21,286 平方メートル

※大学設置基準第40条の2

それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないように必要な施設及び設備を備えるものとする。

注) 校地, 校舎面積については, 複数キャンパスの合計値に基づいて判断。



様式7

定期建物賃貸借契約書

賃貸人 独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター 院長 田中 康博（以下「甲」という。）と賃借人 学校法人津曲学園 理事長 津曲 貞利（以下「乙」という。）は、甲が所有する下記【1】に記載の建物（以下「本件建物」という。）について、以下の条項により借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に定める定期建物賃貸借契約（更新のない賃貸借契約）を締結した。

【1】定期建物賃貸借の目的物件の表示

所在地	鹿児島県鹿児島市下伊敷一丁目52番17号
名称	独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター附属 鹿児島看護学校
構造	学校棟 鉄筋コンクリート造 4階建 食堂棟 鉄骨造 1階建 体育館 鉄筋コンクリート造 1階建 宿舎棟 鉄筋コンクリート造 3階建 ほか、別表1「鹿児島医療センター附属鹿児島看護学校 建物面積表」に示すとおり。
貸付場所	指定場所（別紙「配置図」に示すとおり。）
貸付面積	9,177.16㎡（面積の算定は甲に従うものとする。）

【2】賃料等の約定事項

年額（月額）賃料	金17,600,000円也（令和5年4月1日～令和6年3月31日） ※（年額内訳〈本体〉金16,000,000円也〈消費税相当額〉金1,600,000円也） 金26,400,000円也（令和6年4月1日～令和26年3月31日） ※（年額内訳〈本体〉金24,000,000円也〈消費税相当額〉金2,400,000円也）
賃貸借契約期間	令和5年4月1日より令和26年3月31日まで（21年間）
使用目的	乙が運営する看護大学の設置及び運営事業

（契約の目的）

第1条 甲は、その所有に係る本件建物を乙が運営する看護大学の設置及び運営事業の目的のもとに乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

（建物の使用目的及び使用制限）

第2条 乙の本件建物の使用目的は、標記【2】に記載のとおりとし、それ以外の用途に使用してはならない。ただし、他の用途に使用する必要が生じた場合には、乙は甲に対し使用目的を記載した書面をもって申請し、承認を得た場合にはその限りではない。

（賃貸借契約期間）

第3条 本件賃貸借契約期間は、標記【2】に記載のとおり令和5年4月1日から令和26年3月31日までの21年間とする。

2 本契約は、前項に規定する賃貸借契約期間の満了により終了し、更新がない。

(契約期間満了の通知)

第4条 甲は、前条第1項に規定する賃貸借契約期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、賃貸借契約期間の満了により賃貸借契約が終了する旨を書面により通知するものとする。

2 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借契約の終了を乙に主張することができず、乙は前条第1項に規定する賃貸借契約期間の満了後においても、本件建物を引き続き賃借することができる。ただし、甲が前項の通知期間の経過後、乙に対し賃貸借契約期間の満了により賃貸借契約が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借契約は終了する。

(本件建物の引渡し)

第5条 甲は乙に対し、第3条に規定する賃貸借契約期間開始日に本件建物を現状有姿のまま引き渡すものとする。

(契約不適合)

第6条 乙は、本契約締結後、本件建物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(賃料及び賃料改定)

第7条 本件建物に係る賃料は、標記【2】に記載のとおり定め、乙は甲に対し支払わなければならない。

2 前項の賃料が経済情勢の変動、公租公課等の増加、近隣の賃料の比較等によって不相当となったときは、甲は賃料を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない賃貸借契約期間の賃料は、第1項の賃料の年額相当額を1年を365日として日割り計算した額とし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額とする。

(諸費用)

第8条 乙は、前条の賃料の他に、本件建物に係る固定資産税、都市計画税等の諸税に相当する額を、甲に対し支払わなければならない。

(支払方法)

第9条 乙は、賃料及び諸費用を次の各号のとおり、甲の指定する銀行預金口座に振り込む方法で支払うものとする。ただし、支払に要する振込手数料等の費用は乙の負担とする。

一 賃料は毎年4月末日までに当年度分を支払うものとする。ただし、初年度においては当該年度分を本契約開始日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

二 諸費用は、甲からの請求書受領後1ヶ月以内に支払うものとする。

(延滞損害金)

第10条 乙が本契約に基づく債務の支払いを延滞したときは、甲は延滞金額に対して年利3.0%の割合で算定した額の損害金を請求することができる。

(内装造作・諸設備工事等)

第11条 乙が次の各号の工事をしようとするときは、乙はあらかじめ書面により甲の承諾を得て、甲若しくは甲の指定する者又は甲の承認を得た者にその工事を依頼するものとし、その工事に要する費用は乙の負担とする。

一 内装造作諸設備の付加、新設、除去、改造、交換その他現状の変更

二 本件建物内の天井、壁の塗装替、床の張替又は乙の責めに帰すべき事由による修理

2 乙が付加、新設した内装造作諸設備に賦課される公租公課は、宛名名義の如何に関わらず

乙の負担とする。

(禁止又は制限される行為)

第12条 乙は、次の各号の行為をすることができない。

- 一 本件建物の全部又は一部につき、賃借権を譲渡したり、担保に供する等の処分を行うこと。
- 二 本件建物の全部又は一部につき、転貸、使用貸借など第三者に使用させること。
- 三 本件建物に乙以外の名称で表示板の掲出等を行うこと。
- 四 本契約書の条項に違反する行為をすること。

(修繕)

第13条 本件建物の諸造作、設備等の破損・故障等により修繕を要する箇所が生じたときは、乙は、速やかに甲に通知するものとし、甲は、建物の維持保全上必要なものについてはこれを修繕するものとする。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、その旨を乙に通知し、乙はこれに協力するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別表2に掲げる軽微な修繕等については、乙が自らの負担により自ら行うこととし、甲への通知及び甲の承諾を要しない。

(乙の管理責任)

第14条 乙は、本件建物を自己の責任において管理し、善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 2 前項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対してその償還等の請求をすることができない。
- 3 乙は、本件建物内で有害な行為及び甲又は第三者に迷惑を与える行為をしてはならない。
- 4 乙又は乙の使用人、請負人等が故意又は過失により甲又は第三者等に損害を与えたときは、乙は直ちに甲にその旨を連絡し、相手方の蒙った損害を賠償するものとする。
- 5 乙は、本件建物の使用に関し、近隣所有者より苦情のある場合は、乙の費用と責任において解決しなければならない。ただし、乙が責めを負うべき事情がないときは、この限りでない。
- 6 乙は、独立行政法人国立病院機構施設管理規程（平成16年規程第36号）及び甲の定めるその他の諸規則等を遵守するほか、乙の使用人、請負人等に対しても遵守させなければならない。

(甲の免責事項)

第15条 地震、水害、台風等の災害、火災及び盗難、その他甲の責めに帰すことのできない事由によって乙の受けた損害に対しては、甲はその責めを負わない。

(通知義務)

第16条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちに文書で甲に通知するものとする。

- 一 乙（若しくはその連帯保証人）の氏名、商号、住所、本店所在地又は代表者に変更があったとき。
- 二 乙の資本構成に重大な変更があったとき。
- 三 乙が1週間以上継続して本件建物を使用しないとき。

(実地調査等)

第17条 甲は、乙の第2条、第11条、第12条又は第14条に規定する貸付目的等の履行状況を確認するため、又は病院運営及び本件建物の保守管理上必要なときは、乙に対し事前に通知のうえ、本件建物等の実地調査を行うことができる。ただし、非常の場合であって乙

への通知ができないときは、事後速やかに乙に報告するものとする。

- 2 乙は、正当な理由がなく、前項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避してはならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 第7条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第8条に規定する諸費用支払義務
- 三 第11条及び第13条第1項後段に規定する費用負担義務

2 甲は、乙が次の各号に掲げる義務に違反した場合、又は事由に該当した場合において、当該義務違反又は当該事由により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

- 一 第2条に規定する本件建物の使用目的遵守義務
- 二 第12条、第14条ないし第16条に規定する義務
- 三 その他本契約書に規定する乙の義務

四 甲が乙の経営が破綻（解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生の申し立て、手形の不渡り、銀行取引停止処分等があったとき）したと認めたとき。

3 乙は、やむを得ない事情により、建物の使用が困難になったときは、甲に対して少なくとも2ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

4 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から2ヶ月分の賃料を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して2ヶ月を経過する日までの間、いつでも本契約を解除することができる。

(契約解除による違約金)

第19条 乙が甲から前条第1項又は第2項の規定により本契約を解除されたときは、賃料年額に相当する額を甲に支払わなければならない。ただし、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第20条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、賃料総額の100分の

- 10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する賃料総額の100分の10に相当する額のほか、賃料総額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（反社会的勢力の排除）

- 第22条 乙は、当該契約の履行にあたり、自らが反社会的勢力（独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者をいう。以下同じ。）ではないこと及び反社会的勢力と一切の関係を持たないことを確約する。
- 2 乙は、自ら又は第三者をして本件建物を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約する。
- 3 本契約締結後に、乙が前2項の規定に違反していたことが判明した場合、反社会的勢力が直接又は間接的に乙を支配するに至った場合又は乙が自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、甲は、何らの催告を要せずして契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 4 前項の規定に基づき甲が契約を解除した場合、乙に生じた損害について、甲は何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 5 第3項の規定に基づき甲が契約を解除した場合、乙は、甲に対し、賃料総額の100分の30に相当する額を違約金として支払うものとする。
- 6 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 7 第5項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

- 第23条 乙が本契約書に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、

当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年利3.0%の割合で算定した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(賃料の清算)

第24条 甲は、本契約が解除された場合には、甲が乙から受領した賃料の未経過賃貸借契約期間に係る賃料を返還する。ただし、その額が1,000円未満の場合にはこの限りではない。

(造作買取請求権等の放棄)

第25条 乙は甲に対し、本件建物を明渡すにあたり乙の支出した必要費、有益費の償還、内装造作諸設備の買取、移転・立退料又は権利金等一切の請求をすることはできない。

(原状回復等)

第26条 甲又は乙が、本契約に規定する解除権を行使したとき又は本契約が賃貸借契約期間の満了により終了する日(第4条第1項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第2項ただし書に規定する通知をした日から6月を経過した日)までに、乙は本件建物を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が本件建物を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙が、前項に規定する義務を履行しないときは、乙は本契約終了又は本契約解除の翌日から甲に本件建物を返還する日までの賃料相当額の2倍の損害金、諸費用相当額及び明渡し遅延により甲が蒙った損害を賠償しなければならない。

3 原状回復工事及び物品等の撤去搬出を乙が履行しないときは、乙の負担において甲が代行することができるとともに内装造作諸設備・物品等は任意に処分できるものとし、乙は甲に対してこのために生じた損害の賠償を請求することはできない。

(連帯保証人)

第27条 次の者は、本契約に基づく乙の甲に対する一切の債務につき、乙と極度額1,320万円の範囲内で連帯して、その履行の責めを負担する。

住所 鹿児島県鹿児島市天保山町6-15
氏名 津曲 貞利

(契約の費用)

第28条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(専属的合意管轄裁判所)

第29条 本契約から生じる一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む。)については、甲の所在地を管轄する鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第30条 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義がある場合については、甲及び乙は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、解決する。

(特約条項Ⅰ)

第31条 甲又は乙は、賃貸借契約期間内であっても、やむを得ない理由があり、6ヶ月前までに各々相手方に書面にて解約の予告をし、双方の合意が成立した場合、その期間の経過をもって本契約を終了することができる。

(特約条項Ⅱ)

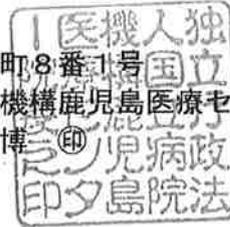
第32条 第3条に定める賃貸借契約期間の満了までに、甲乙間に新たに法第38条に定める

定期建物賃貸借契約の合意が成立したときは、第26条の規定は適用しない。

上記の契約締結を証するため本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年10月28日

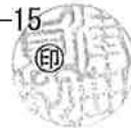
甲（貸主） 住所 鹿児島県鹿児島市城山町8番1号
氏名 独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター
院長 田中康博



乙（借主） 住所 鹿児島県鹿児島市坂之上8-34-1
氏名 学校法人 津曲学園
理事長 津曲貞利



連帯保証人 住所 鹿児島県鹿児島市天保山町6-15
氏名 津曲貞利



鹿児島医療センター附属鹿児島看護学校 建物面積表

符号	建物名	構造	階数	建築面積	延床面積
①	看護学校宿舎棟1	RC	3F	681.23	1992.2
②	看護学校宿舎棟2	RC	4F	781.80	2542.44
③	食堂棟	S	1F	351.50	324.00
④	渡り廊下	S	1F	28.99	-
⑤	学校棟	RC	4F	900.49	3458.10
⑥	屋内運動場棟	RC	1F	699.06	651.96
⑦	駐輪場1	S	1F	16.80	16.80
⑧	駐輪場2	S	1F	33.60	33.60
⑨	駐輪場3	S	1F	6.37	6.37
⑩	駐輪場4	S	1F	16.80	16.80
⑫	駐輪場6	S	1F	21.62	21.62
⑬	駐輪場7	S	1F	12.75	12.75
⑭	駐輪場8	S	1F	8.50	8.50
⑮	駐輪場9	S	1F	14.87	14.87
⑯	駐輪場10	S	1F	4.25	4.25
⑰	受水槽		1F	32.00	32.00
⑱	ポンプ室	RC	1F	15.47	15.47
⑲	プレハブ	RC	1F	9.72	9.72
⑳	キュービクル	RC	1F	12.00	12.00
㉑	ゴミ置場	CB	1F	3.71	3.71
	計			3,651.53	9,177.16

賃借人負担とする軽微な修繕等について

A. 建物外装及び構造躯体に係るもの

軒樋、豎樋の軽微な補修	害虫等駆除(ゴキブリ、ダニ・ネズミ等)
-------------	---------------------

B. 内装及び内部躯体に係るもの

釘・ビス穴の改修	建具の開閉不良による調整及び軽微な補修
ガラス破損の取替	盗難防止用の鍵交換
鍵紛失等による再発行	

C. 外構に係るもの

植栽の剪定	植栽の害虫駆除
-------	---------

D. 電気設備に係るもの

ヒューズの取替	電球、蛍光灯の取替
コンセント・スイッチ等の修理・取替	電話設備の調整及び軽微な補修
電話交換機の保守管理	電話交換機の局線追加変更工事

E. 給排水衛生設備に係るもの

水栓、ゴム栓、鎖の取替	蛇口のパッキン、コマの取替
排水トラップ等の点検・調整及び軽微な補修	排水目皿等の修理・取替
排水目皿等の点検・調整及び軽微な補修	便器・洗面器具等の点検・調整及び軽微な補修

F. 冷暖房設備に係るもの

冷暖房機器の点検・調整及び軽微な補修	冷暖房機器のフィルター清掃及び交換
--------------------	-------------------

※本物件に関する本表記載以外の軽微な修繕については、甲乙協議により決定する

公立行政法
人国立病院
機構鹿兒島
医療センター
院長之印

理事長印

島

公正証書

騰本

鹿児島公証人合同役場

〒892-0817 鹿児島市小川町1番11号
TEL 099(222)2817 FAX 099(222)2391

令和 3 年 第 5 2 6 号

(証書作成日 令和 3 年 1 2 月 2 0 日)

事業用定期借地権設定契約公正証書

本公証人は、当事者の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

賃貸人独立行政法人国立病院機構（借地権設定者、以下「甲」という。）と賃借人学校法人津曲学園（借地権者、以下「乙」という。）とは、令和 3 年 1 2 月 2 0 日、甲の所有する後記物件目録 1 記載の土地（以下「本件土地」という。）について、次のとおり事業用定期借地権設定契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(本契約の目的)

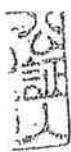
第 1 条 本契約は、甲及び乙が本件土地に借地借家法（以下「法」という。）第 2 3 条第 2 項に基づく事業用定期借地権（以下「本件借地権」という。）を設定することを目的とする。

(法の適用に関する確認事項)

第 2 条 甲及び乙は、本契約が法第 2 3 条第 2 項に定める事業用定期借地権にあたることを確認する。

2 甲及び乙は、本件借地権について、法第 3 条（借

公 証 人 役 場



1 地権の存続期間)、法第4条(借地権の更新後の期
2 間)、法第5条(借地契約の更新請求等)、法第6
3 条(借地契約の更新拒絶の要件)、法第7条(建物
4 の再築による借地権の期間の延長)、法第8条(借
5 地契約の更新後の建物の滅失による解約等)、法第
6 13条(建物買取請求権)及び法第18条(借地契
7 約の更新後の建物の再築の許可)並びに民法第61
8 9条(賃貸借の更新の推定等)の規定が適用されな
9 いことを確認する。

10 (使用目的等)

11 第3条 乙は、本件土地を乙が運営する鹿児島国際大
12 学看護学部(仮称)の設置及び運営事業の用に供す
13 る建物(以下「本件建物」という。)を所有するた
14 めの敷地として使用するものとし、居住の用に供す
15 る建物を建築してはならない。

16 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本件
17 建物を前項の事業以外の用途に使用してはならな
18 い。

19 3 本件建物の概要は、後記物件目録2記載のとおり
20 である。

公証人役場

509
509
509

又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

(賃料及び賃料の改定)

第7条 本件借地権の賃料は、下記のとおりとし、乙は甲に対し、毎年4月末日限り、当年度分を甲の指定する金融機関の口座に振り込んで支払う。ただし、初年度においては、当該年度分を契約日の翌月末日までに支払う。

賃料の表示

(1) 令和4年2月1日から令和4年3月31日まで年額金200,000円

(2) 令和4年4月1日から令和26年3月31日まで年額金1,200,000円

2 賃料支払いに要する振込手数料等は、乙が負担する。

3 第1項の賃料が、本件土地に対する租税その他の公課の増減により、土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍類似の土

公証人役場



1 地の賃料等に比較して不相当となったときは、甲及
2 び乙は、双方協議の上、賃料を改定することができ
3 る。

4 1 か月に満たない期間の賃料については、第1項
5 の賃料の年額相当額を1年を365日として日割計
6 算した額とし、当該金額に1円未満の端数があると
7 きは、その端数金額を切り捨てた額とする。

8 本契約が解除等により終了した場合、甲は、乙か
9 ら受領した賃料の未経過存続期間にかかる賃料につ
10 いて、その額が1,000円未満であるときを除き、
11 その全額を返還する。

12 本契約については、甲は、敷金及び権利金を徴収
13 しない。

14 (公租公課等の負担)

15 第8条 乙は、本件土地に係る固定資産税、都市計画
16 税等の諸税に相当する額を負担するものとし、甲か
17 らの請求書を受領した後、4週間以内に甲に支払う
18 ものとする。

19 (本件土地の維持管理責任等)

20 第9条 乙は、本件土地を自己の責任において維持管

公 証 人 役 場



1 理するとともに、善良なる管理者の注意をもって使
2 用しなければならず、係る使用に伴う費用はすべて
3 乙が負担し、甲に対しその償還を請求できない。

4 2 乙は、本件建物が天災その他の事由により損壊し
5 たことにより、第三者に損害を与えた場合には、そ
6 の賠償の責めを負うものとする。

7 3 乙は、本件土地内で有害な行為及び甲又は第三者
8 に迷惑を与える行為をしてはならない。

9 4 乙又は乙の使用人、請負人等が故意又は過失によ
10 り甲又は第三者等に損害を与えたときは、乙は直ち
11 に甲にその旨を連絡し、相手方の被った損害を賠償
12 するものとする。

13 5 乙は、本件土地の使用に関し、近隣所有者より苦
14 情のある場合は、乙の費用と責任において解決しな
15 ければならない。ただし、乙が責めを負うべき事情
16 がないときはこの限りではない。

17 6 前項までに定めるほか、乙は、独立行政法人国立
18 病院機構施設管理規程及び甲の定めるその他の諸規
19 則等を遵守するとともに、乙の使用人、請負人等に
20 対しても遵守させなければならない。

公 証 人 役 場

7 甲は、本契約の目的等の履行状況を確認するため、又は病院運営及び本件土地等の保守管理上必要なときは、乙に対し事前に通知したうえ、本件土地等の実地調査を行うことができる。ただし、非常の場合であって乙への通知ができないときは、事後速やかに乙に報告するものとする。

8 乙は、前項に定める甲の調査に協力するものとし、正当な理由なく、これを拒み、妨げ若しくは忌避してはならない。

(承諾事項)

第10条 乙は、甲の書面による承諾を受けないで、次の行為をしてはならない。

- (1) 本件土地及び建物の全部又は一部につき、賃借権、所有権を譲渡し、又は担保に供する等の処分を行うこと。
- (2) 本件土地の全部又は一部につき、転貸し、使用借権を設定するなどして第三者に使用させること。
- (3) 本件土地及び建物に乙以外の名称で表示板の掲出等を行うこと。
- (4) 本件土地の現状を変更する工事を行うこと。



1 (5) 本件建物を増改築し、又は再築すること。

2 (6) 上記各号のほか、甲の本件土地の所有権を侵害
3 し、又は侵害するおそれのある一切の行為。

4 (免責事項)

5 第11条 地震、水害、台風等の災害、火災及び盗難、
6 その他甲の責めに帰すことのできない事由によって
7 乙の受けた損害に対しては、甲は、その責めを負わ
8 ない。

9 (通知義務)

10 第12条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直
11 ちに文書で甲に通知するものとする。

12 (1) 乙又は連帯根保証人の氏名、商号、住所、本店
13 所在地又は代表者に変更があったとき。

14 (2) 乙の資本構成に重大な変更があったとき。

15 (3) 乙が1週間以上継続して本件土地を使用しない
16 とき。

17 (契約の解除)

18 第13条 甲は、乙が次の各号に掲げる義務に違反し
19 た場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務
20 の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当

公証人役場



該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第7条第1項に規定する賃料支払義務

(2) 第8条に規定する諸費用支払義務

2 甲は、乙が次の各号に掲げる義務に違反した場合、又は事由に該当した場合において、当該義務違反又は当該事由により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第3条に規定する本件土地及び本件建物の使用目的遵守義務

(2) 第9条ないし第12条に規定する義務

(3) その他本契約に規定する乙の義務

(4) 甲が乙の経営が破綻（解散、破産、民事再生、会社更生の申立て、手形の不渡り、銀行取引停止処分等があったとき）したと認めたとき。

（契約解除による違約金）

第14条 乙が甲から前条第1項又は第2項の規定により本契約を解除されたときは、乙は、違約金として賃料総額（本契約締結後、賃料総額に変更があつ

公 証 人 役 場

たときは、変更後の賃料総額をいう。以下同じ。)の
 100分の30に相当する額を甲に支払わなければ
 ならない。ただし、甲の乙に対する損害賠償の請求
 を妨げない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第15条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該
 当するときは、本契約の全部又は一部を解除するこ
 とができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は
 乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又
 は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及
 び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止
 法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第
 8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限
 る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同
 法第7条の2第1項（同法第8条の3において読
 み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴
 金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第
 18項若しくは第21項の規定による課徴金の納
 付を命じない旨の通知を行ったとき。

公証人役場

1 (2) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは
2 同法第198条又は独占禁止法第8.9条第1項の
3 規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき
4 (乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起され
5 たときを含む。)

6 2 乙は、本契約に関し、乙又は乙の代理人が独占禁
7 止法第7条の2第18項又は第21項の規定による
8 通知を受けたときは、速やかに、当該通知文書の写
9 しを甲に提出しなければならない。

10 (談合等の不正行為に係る違約金)

11 第16条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当
12 するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除する
13 か否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基
14 づき、賃料総額の100分の10に相当する額を甲
15 が指定する期日までに支払わなければならない。

16 (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、
17 独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8
18 条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限
19 る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除
20 措置命令が確定したとき。



1 (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、
 2 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3に
 3 おいて読み替えて準用する場合を含む。）の規定に
 4 よる課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確
 5 定したとき。

6 (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、
 7 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規
 8 定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行っ
 9 たとき。

10 (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは
 11 同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の
 12 規定による刑が確定したとき。

13 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、
 14 次の各号の一に該当するときは、前項に規定する賃
 15 料総額の100分の10に相当する額のほか、賃料
 16 総額の100分の5に相当する額を違約金として甲
 17 が指定する期日までに支払わなければならない。

18 (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、
 19 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3に
 20 おいて読み替えて準用する場合を含む。）及び第7

公 証 人 役 場



1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納
2 付命令が確定したとき。

3 (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者
4 であることが明らかになったとき。

5 (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を
6 行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

7 3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金
8 を免れることができない。

9 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損
10 害の額が違約金の額を超過する場合において、甲が
11 その超過分の損害につき賠償を請求することを妨げ
12 ない。

13 (反社会的勢力の排除)

14 第17条 乙は、当該契約の履行にあたり、自らが反
15 社会的勢力(独立行政法人国立病院機構反社会的勢
16 力への対応に関する規程第2条各号に掲げる者をい
17 う。以下同じ。)ではないこと及び反社会的勢力と一
18 切の関係を持たないことを確約する。

19 2 乙は、自ら又は第三者をして本件土地及び本件建
20 物を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供

公 証 人 役 場



6 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

7 第5項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第18条 乙が本契約に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で算定した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(原状回復等)

第19条 乙は、第4条に規定する本件借地権の存続期間の満了日までに、本件土地に存する本件建物及びその他本件土地に附属させた一切の工作物等を原状に復し、甲に明け渡して返還しなければならない。

2 本件借地権の存続期間満了前の契約解除については、本件土地上に存する本件建物及びその他本件土地に附属させた一切の工作物等の取り壊し期間を考慮した返還期日を甲乙協議のうえ決定し、その期日

公 証 人 役 場

までに乙は甲に本件土地を原状に復し明け渡して返還しなければならない。

3 本件借地権の存続期間が終了した場合、第1項については本件借地権の存続期間満了の日までに、前項については、甲乙協議のうえ決定した返還日までに乙が本件土地を明け渡さないときは、乙は、期間満了の日又は返還日の翌日から明け渡し完了に至るまでの賃料相当額の2倍の損害金、諸費用相当額及び明け渡し遅延により甲が被った損害を賠償しなければならない。

4 乙は甲に対し、本件土地上の建物その他附属建物、工作物につき、買取請求権を有しないものとする。

5 本件土地の明け渡し後に、乙が残置した物品等がある場合には、乙において所有権を放棄したものとみなし、乙の負担において甲がこれを処分することができる。この場合、乙は甲に対し、このために生じた損害の賠償を請求することはできない。

6 乙は甲に対し、本件土地を明け渡すにあたり、乙の支出した必要費、有益費の償還、移転・立退料又は権利金等一切の請求をすることはできない。

公証人役場

20
証
人

疑義が生じた場合及び本契約に定めがない事項については、民法、借地借家法その他関係法令及び不動産取引の慣習、慣行に従い、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

(特約条項)

第25条 乙は、本件借地権の存続期間内であっても、合理的な理由があり、甲に対して、書面にて解約の予告をし、双方の合意が成立した場合、その予告をした日から6か月の経過をもって（予告をした日から双方の合意が成立するまでの期間が6か月を超える場合は、双方合意後直ちに）本契約を終了することができる。

2 第4条に定める本件借地権の存続期間の満了までに、甲乙間に新たに法第23条に定める事業用定期借地権設定契約の合意が成立したときは、第19条の規定を適用しない。

(強制執行の認諾)

第26条 乙及び丙は、本契約に定める金銭債務の履行を遅滞したときは、それぞれ直ちに強制執行に服する旨陳述した。

公証人役場

1000

物件目録 1 (土地)

所 在 鹿 児 島 市 下 伊 敷 一 丁 目

地 番 5 2 番 1 7

地 目 宅 地

地 積 8 6 6 . 6 5 平 方 メ ー ト ル

物件目録 2 (建物)

構 造 鉄 骨 造 4 階 建

建 築 面 積 7 6 0 . 4 9 平 方 メ ー ト ル

延 べ 床 面 積 3 0 1 0 . 9 6 平 方 メ ー ト ル

本 旨 外 要 件

東 京 都 目 黒 区 東 が 丘 二 丁 目 5 番 2 1 号

賃 貸 人 (甲) 独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構

東 京 都 世 田 谷 区 若 林 3 - 1 3 - 7 - 5 0 2

甲 理 事 長 楠 岡 英 雄

昭 和 2 5 年 1 2 月 2 7 日 生

佐 賀 県 鳥 栖 市 本 鳥 栖 町 1 8 2 3

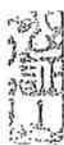
東 峰 マ ン シ ョ ン 鳥 栖 Ⅲ 6 0 3

団 体 職 員

甲 代 理 人 河 野 完 治

昭 和 3 6 年 8 月 1 5 日 生

公 証 人 役 場



1 上記河野完治は、運転免許証の提示により人違いで
2 ないことを証明させた。

3 上記河野完治の提出した委任状は、認証がないから、
4 甲の印鑑証明書の提出によりその真正なことを証明さ
5 せた。

6 鹿児島市坂之上八丁目34番1号

7 賃借人（乙） 学校法人津曲学園

8 鹿児島市天保山町6番15号

9 乙理事長兼連帯根保証人（丙）

10 津 曲 貞 利

11 昭和31年9月20日生

12 鹿児島市皇徳寺台四丁目15-3

13 学校法人職員

14 乙代理人 久 保 英 司

15 昭和30年9月18日生

16 上記久保英司は、運転免許証の提示により人違いで
17 ないことを証明させた。

18 上記久保英司の提出した委任状は、認証がないから、
19 乙及び丙の印鑑証明書の提出によりその真正なことを
20 証明させた。

公 証 人 役 場



この証書は、令和3年12月20日、本職役場において、法律の規定に従い列席者に閲覧させたところ、各自これを承認し、本職とともに次に署名押印する。

甲代理人 河野完治



乙丙代理人 久保英司



鹿児島市小川町1番11号

鹿児島地方法務局所属

公証人 古賀康之



※
1
※
2
※
3
※
4
※
5
※
6
※
7
※
8
※
9
※
10
※
11
※
12
※
13
※
14
※
15
※
16
※
17
※
18
※
19
※
20
※

公証人役場

1 これは謄本である。

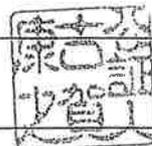
2 この謄本は、前同日、本職役場において、原本に基
3 づき作成した。

4 鹿児島市小川町1番11号

5 鹿児島地方法務局所属

6
7 公証人

古賀 康之





売買契約書

売主 独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター（以下「甲」という）と買主 学校法人津曲学園（以下「乙」という）とは、鹿児島医療センター附属鹿児島看護学校の備品等の売買に関して下記の通り契約する。

第1条

甲は、別紙の「売買物品リスト」の備品等を乙に売り渡し、乙はこれを買受けることを約定する。

第2条

甲は本備品等を現状有姿のまま、乙に引き渡すものとする。

第3条

甲は、本備品等が中古品であることを鑑み、契約不適合責任を負わない。

第4条

本備品等の引き渡しの日時等は、別途協議して定め、引き渡しは乙の検収をもって完了とする。

第5条

本備品等の売買代金は金1,770,000円（消費税込み）とする。なお、売買代金の支払いは、引き渡し完了後速やかに甲の指定口座に振り込みにて支払うものとする。

第6条

本備品等の引き渡し後も、令和5年度までは、鹿児島医療センター附属鹿児島看護学校にて無償で使用できることとする。

第7条

本契約の内容に疑義が生じた場合、及び本契約に別段の定めなき事項については、民法その他の法令に従い、誠意をもって両者協議の上処理するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年12月22日

売主(甲) 鹿児島県鹿児島市城山町8番1号
独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター
院長 田中康博



買主(乙) 鹿児島県鹿児島市坂之上8-34-1
学校法人 津曲学園
理事長 津曲貞利



売買物品リスト総括表

品 目	規 格	数 量	金 額
家具	別添売買物品リストのとおり		1,398,519
看護実習用教材	別添売買物品リストのとおり		1,364
視聴覚教材及び標本・模型類	別添売買物品リストのとおり		117
内国誌	別添売買物品リストのとおり		370,000
計			1,770,000

売買物品リスト

(家具)

NO	物品	台数	型番	メーカー	見積額 (円)	備考
1	モニターテレビ	1	—	—	1	
2	ミーティングテーブル	1	MT-BMTD189P1MN	コクヨ	1	
3	ミーティングチェア	4	CK-M795KZ59	コクヨ	1	
4	デスク	1	SD-SPNLR2218LP81P1M	コクヨ	1	
5	脇机	1	SD-GX46A2P81	コクヨ	1	
6	チェア	1	CR-G1421C5KZ59-W	コクヨ	1	
7	木製キャビネット	1	—	—	1	
8	木製ロッカー	1	—	—	1	
9	キャビネット	2	BWZ-SD45P81	コクヨ	1	
10	クリスタルキャビネット	1	—	—	1	
11	4人用ロッカー	2	—	—	1	
12	テーブル	1	—	—	1	
13	1人掛ソファ	2	—	—	1	
14	机	1	—	—	1	
15	椅子	1	—	—	1	
16	机	1	—	—	1	
17	椅子	1	—	—	1	
18	キャビネット	3	BWZ-L3A59P81N	コクヨ	1	
19	キャビネット(引出)	8	BWZ-L3A59P81N	コクヨ	1	
20	キャビネット	4	BWZ-HD359P81N	コクヨ	1	
21	デスク	2	SD-WGNE1414KS8APAW	コクヨ	1	
22	チェア	1	CR-GA1621F6KZB6-WN	コクヨ	1	
23	デスク(長机)	1	SD-WGNE1414KS8APAW	コクヨ	1	
24	チェア	6	CR-GA1621F6KZLC-WN	コクヨ	1	
25	丸テーブル	1	MT-201PAWN	コクヨ	1	
26	チェア	4	CK-M791CKZA7-W	コクヨ	1	
27	チェア	4	CR-GA1621F6KZLC-WN	コクヨ	1	
28	チェア	1	—	—	1	
29	ミーティングテーブル	1	—	—	1	
30	チェア	6	CR-G1601F6KZLC-WN	コクヨ	1	
31	ヘッド	2	—	—	1	
32	オーバーヘッドテーブル	2	—	—	1	
33	キャビネット	3	—	—	1	
34	金庫	2	—	—	1	

(家)

NO

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

売買物品リスト

(家具)

NO	物品	台数	型番	メーカー	見積額 (円)	備考
35	移動棚	1	—	—	1	
36	机(3人掛け)	15	SSD-AC3SBP81P1MN	コクヨ	1	
37	椅子	45	CK-770VR01	コクヨ	1	
38	机(3人掛け)	24	SSD-AC3SBP81P1MN	コクヨ	1	
39	椅子	72	CK-770VR01	コクヨ	1	
40	机(3人掛け)	16	SSD-AC3SBP81P1MN	コクヨ	1	
41	椅子	8	CK-770VR01	コクヨ	1	
42	机(3人掛け)	2	SSD-AC3SBP81P1MN	コクヨ	1	
43	机(3人掛け)	18	SSD-AC3SBP81P1MN	コクヨ	1	
44	椅子	44	CK-770VR01	コクヨ	1	
45	机(3人掛け)	3	SSD-AC3SBP81P1MN	コクヨ	1	
46	椅子	9	CK-770VR01	コクヨ	1	
47	机(3人掛け)	9	SSD-AC3SBP81P1MN	コクヨ	1	
48	椅子	27	CK-770VR01	コクヨ	1	
49	机(3人掛け)	15	SSD-AC3SBP81P1MN	コクヨ	1	
50	椅子	45	CK-770VR01	コクヨ	1	
51	机(3人掛け)	30	SSD-AC3SBP81P1MN	コクヨ	1	
52	椅子	90	CK-770VR01	コクヨ	1	
53	オープン収納棚	6	別製	—	234,271	
54	オープン収納棚	6	別製	—	234,271	
55	オープン収納棚	4	別製	—	156,322	
56	卵型テーブル	2	MT0303X18-C	—	1	
57	勾玉テーブル	1	MT-301X18-C	—	1	
58	三日月テーブル	1	MT-302PAW-C	—	1	
59	チェア	11	CR-G1501-V	—	1	
60	キャレルデスク	10	—	—	1	
61	閲覧椅子	10	—	—	1	
62	閲覧机	3	—	—	1	
63	閲覧椅子	12	—	—	1	
64	長机	14	SD-MXZ247LF11	—	1	
65	椅子	32	CR-G182F6-V	—	1	
66	卵型テーブル	1	MT0303X18-C	—	1	
67	三日月テーブル	1	MT-302PAW-C	—	1	
68	チェア	6	CR-G1501-V	—	1	

売買物品リスト

(家具)

NO	物品	台数	型番	メーカー	見積額 (円)	備考
69	3人掛けソファ	2	—	—	1	
70	1人掛けソファ	2	—	—	1	
71	ソファ・コーナー	5	—	—	1	
72	卵型テーブル	1	MT0303X18-C	—	1	
73	三日月テーブル	1	MT-302PAW-C	—	1	
74	チェア	6	CR-G1501-V	—	1	
75	4人用ロッカー	20	BWU-RN4D58SSAWN	—	646,446	
	計	704			1,271,381	
	消費税				127,138	
	総計				1,398,519	

(看護)

NO
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39

売買物品リスト

(看護実習用教材)

NO	区分	物品	数量	見積額 (円)	備考	
1	看護実習用教材	基礎看護学	ギャッジベッド	10	10	
2	看護実習用教材	基礎看護学	電動ベッド	10	10	
3	看護実習用教材	基礎看護学	オーバーベッドテーブル	20	20	
4	看護実習用教材	基礎看護学	ソフィアマットレス	1	1	
5	看護実習用教材	基礎看護学	エアマットレス	1	1	
6	看護実習用教材	基礎看護学	パーテーションスクリーン	12	12	
7	看護実習用教材	基礎看護学	ホワイトボード	4	4	
8	看護実習用教材	基礎看護学	ストレッチャー	3	3	
9	看護実習用教材	基礎看護学	蘇生教育人体モデル	5	5	
10	看護実習用教材	基礎看護学	フィジカル看護シュミレータ Physiko	3	3	
11	看護実習用教材	基礎看護学	AEDリトリアルトレーニングシステム	2	2	
12	看護実習用教材	基礎看護学	心肺蘇生人形レコーディングレサ シアン	1	1	
13	看護実習用教材	基礎看護学	蘇生法教育人体モデルJAMY	1	1	
14	看護実習用教材	基礎看護学	AED No1	6	6	
15	看護実習用教材	基礎看護学	イチロー本体	1	1	
16	看護実習用教材	基礎看護学	Mr ラング 本体	2	2	
17	看護実習用教材	基礎看護学	肺活量計	1	1	
18	看護実習用教材	基礎看護学	呼吸音聴診シミュレーター	1	1	
19	看護実習用教材	基礎看護学	診察台	4	4	
20	看護実習用教材	基礎看護学	患者用輸送車	1	1	
21	看護実習用教材	基礎看護学	片麻痺用車椅子	1	1	
22	看護実習用教材	基礎看護学	車椅子	13	13	
23	看護実習用教材	基礎看護学	丸椅子	17	17	
24	看護実習用教材	基礎看護学	コ型歩行器	4	4	
25	看護実習用教材	基礎看護学	陰部モデル	32	32	
26	看護実習用教材	基礎看護学	男性用陰部モデル	2	2	
27	看護実習用教材	基礎看護学	導尿：浣腸トレーニングモデル	1	1	
28	看護実習用教材	基礎看護学	装着型女性導尿シミュレーター	2	2	
29	看護実習用教材	基礎看護学	摘便モデル	5	5	
30	看護実習用教材	基礎看護学	耐圧測定器 セロ	2	2	
31	看護実習用教材	基礎看護学	握力計	2	2	
32	看護実習用教材	基礎看護学	点滴用スタンド	18	18	
33	看護実習用教材	基礎看護学	上腕部筋肉注射モデル	2	2	
34	看護実習用教材	基礎看護学	装着式採血静脈練習キット かん たんくん	38	38	
35	看護実習用教材	基礎看護学	採血・静注シミュレーター シン ジョー	14	14	
36	看護実習用教材	基礎看護学	殿注モデル(殿筋注射2ウェイモデル 4、	4	4	
37	看護実習用教材	基礎看護学	筋肉注射シミュ レーター6)	6	6	
38	看護実習用教材	基礎看護学	電動循環式上肢注射訓練模型	2	2	
39	看護実習用教材	基礎看護学	臀部筋肉注射モデル	1	1	

売買物品リスト

(看護実習用教材)

NO	区分	物品	数量	見積額 (円)	備考
40	看護実習用教材	基礎看護学	脈血帯	18	18
41	看護実習用教材	基礎看護学	肘枕	32	32
42	看護実習用教材	基礎看護学	テルモ輸液ポンプ	5	5
43	看護実習用教材	基礎看護学	テルモ輸液シリンジ	5	5
44	看護実習用教材	基礎看護学	包帯交換車	1	1
45	看護実習用教材	基礎看護学	処置台又はワゴン	24	24
46	看護実習用教材	基礎看護学	煮沸消毒器	1	1
47	看護実習用教材	基礎看護学	手洗いトレーニング/グリッターパ グ	8	8
48	看護実習用教材	基礎看護学	耐圧測定器 セロ	2	2
49	看護実習用教材	基礎看護学	霧吹き式ネブライザー	2	2
50	看護実習用教材	基礎看護学	超音波ネブライザー	3	3
51	看護実習用教材	基礎看護学	酸素流量計	18	18
52	看護実習用教材	基礎看護学	酸素マスク	22	22
53	看護実習用教材	基礎看護学	酸素カニューレ	25	25
54	看護実習用教材	基礎看護学	接続管	29	29
55	看護実習用教材	基礎看護学	オキシパル・ミニ	5	5
56	看護実習用教材	基礎看護学	吸引モデル	10	10
57	看護実習用教材	基礎看護学	壁掛吸引器	2	2
58	看護実習用教材	基礎看護学	エマジン小型吸引器	4	4
59	看護実習用教材	基礎看護学	吸引器	4	4
60	看護実習用教材	基礎看護学	酸素ポンベ	1	1
61	看護実習用教材	基礎看護学	キャリア	1	1
62	看護実習用教材	基礎看護学	GPS中央配管	2	2
63	看護実習用教材	基礎看護学	低圧持続吸引器コンスタント3	1	1
64	看護実習用教材	基礎看護学	防水シート	35	35
65	看護実習用教材	基礎看護学	転倒予防シューズ	4	4
66	看護実習用教材	基礎看護学	砂のう	5	5
67	看護実習用教材	基礎看護学	ベッドカバー	44	44
68	看護実習用教材	基礎看護学	トレイ 大	5	5
69	看護実習用教材	基礎看護学	トレイ ステンレス	19	19
70	看護実習用教材	基礎看護学	トレイ プラスチック	10	10
71	看護実習用教材	基礎看護学	浣腸用チューブ	5	5
72	看護実習用教材	基礎看護学	ガラス注射筒	2	2
73	看護実習用教材	基礎看護学	計量ガラスカップ	9	9
74	看護実習用教材	基礎看護学	ステンレスボウル	3	3
75	看護実習用教材	基礎看護学	保温・保冷バック	10	10
76	看護実習用教材	基礎看護学	スライディングシート	7	7
77	看護実習用教材	基礎看護学	スライディンググローブ	1	1
78	看護実習用教材	基礎看護学	血糖測定器	8	8

売買物品リスト

(看護実習用教材)

NO	区分	物品	数量	見積額 (円)	備考	
79	看護実習用教材	基礎看護学	インスリンデモ	12	12	
80	看護実習用教材	基礎看護学	リハビリテーブル	4	4	
81	看護実習用教材	基礎看護学	体位固定クッションTYB	21	21	
82	看護実習用教材	基礎看護学	食事動作評価セット	1	1	
83	看護実習用教材	基礎看護学	おしぼり受け	8	8	
84	看護実習用教材	基礎看護学	pHチェッカー	8	8	
85	看護実習用教材	基礎看護学	塩分濃度計	1	1	
86	看護実習用教材	基礎看護学	血圧計	5	5	
87	看護実習用教材	基礎看護学	体温計	20	20	
88	看護実習用教材	基礎看護学	聴診器 (ダブル、シングル)	1	1	一式(ダブル24、シングル4)
89	看護実習用教材	基礎看護学	ペンライト	19	19	
90	看護実習用教材	基礎看護学	打腿器	14	14	
91	看護実習用教材	基礎看護学	検眼器	10	10	
92	看護実習用教材	基礎看護学	音叉2、打腿器セット	1	1	
93	看護実習用教材	基礎看護学	ROM	12	12	
94	看護実習用教材	基礎看護学	触覚検査セット	1	1	
95	看護実習用教材	基礎看護学	聴診用ベスト	1	1	
96	看護実習用教材	基礎看護学	騒音計	14	14	
97	看護実習用教材	基礎看護学	照度計	16	16	
98	看護実習用教材	基礎看護学	洗髪器	4	4	
99	看護実習用教材	基礎看護学	メジャー	9	9	
100	看護実習用教材	基礎看護学	口腔ケアモデルセイケツくん	6	6	
101	看護実習用教材	基礎看護学	洗髪車	7	7	
102	看護実習用教材	基礎看護学	清拭車	2	2	
103	看護実習用教材	基礎看護学	ケリーパッド	17	17	
104	看護実習用教材	基礎看護学	空気入れ	32	32	
105	看護実習用教材	基礎看護学	ピッチャー	1	1	一式(琺瑯46、ステンレス13、プラスチック9)
106	看護実習用教材	基礎看護学	ペースン	1	1	一式(琺瑯3、ステンレス23、プラスチック2)
107	看護実習用教材	基礎看護学	柄杓	20	20	
108	看護実習用教材	基礎看護学	膿盆	1	1	一式(ステンレス43、琺瑯3)
109	看護実習用教材	基礎看護学	便器	1	1	一式(ステンレス5、琺瑯小5、大5)
110	看護実習用教材	基礎看護学	ポータブルトイレ	5	5	
111	看護実習用教材	基礎看護学	ゴム便器	2	2	
112	看護実習用教材	基礎看護学	温枕	12	12	
113	看護実習用教材	基礎看護学	氷枕	20	20	
114	看護実習用教材	基礎看護学	湯枕栓	11	11	
115	看護実習用教材	基礎看護学	製氷スコップ	5	5	
116	看護実習用教材	基礎看護学	メディカルフットケアモデルフット ティナー5セット	5	5	
117	看護実習用教材	基礎看護学	フットバブジェット	2	2	

売買物品リスト

(看護実習用教材)

(看護実)

NO	区分	物品	数量	見積額 (円)	備考
118	看護実習用教材	基礎看護学 移乗用ボードE Z-100	1	1	
119	看護実習用教材	成人看護学 ストーマ製品	1	1	一式
120	看護実習用教材	成人看護学 人工肛門モデル	1	1	
121	看護実習用教材	成人看護学 ストーマケア演習用モデル	2	2	
122	看護実習用教材	成人看護学 創傷モデル (外科包帯法シミュレーター)	4	4	
123	看護実習用教材	成人看護学 Jバッグドレーン	5	5	
124	看護実習用教材	成人看護学 縫合セット	1	1	
125	看護実習用教材	成人看護学 腰椎麻酔セット	1	1	
126	看護実習用教材	成人看護学 気管切開用器械	1	1	
127	看護実習用教材	成人看護学 静脈切開用器械	1	1	
128	看護実習用教材	成人看護学 開腹手術用器械	1	1	
129	看護実習用教材	成人看護学 人工呼吸器	1	1	
130	看護実習用教材	成人看護学 外科用包帯人形	1	1	
131	看護実習用教材	成人看護学 エンゼルメイクボックス	1	1	
132	看護実習用教材	成人看護学 気管内挿管訓練モデル	1	1	
133	看護実習用教材	成人看護学 救急カート	1	1	
134	看護実習用教材	成人看護学 心臓マッサージ板	1	1	
135	看護実習用教材	成人看護学 アンビュウバッグ	4	4	
136	看護実習用教材	成人看護学 12誘導心電図	2	2	
137	看護実習用教材	成人看護学 心電図モニター(スタンドつき)	2	2	
138	看護実習用教材	成人看護学 胸帯 (バンド・さらし)	1	1	一式
139	看護実習用教材	小児看護学 4か月ベビーしょうちゃん	1	1	
140	看護実習用教材	小児看護学 沐浴用人形	18	18	
141	看護実習用教材	小児看護学 デジタル乳幼児体重計	1	1	
142	看護実習用教材	小児看護学 デジタル身長・体重計	1	1	
143	看護実習用教材	小児看護学 ベッド式ベビーデジタル身長計	1	1	
144	看護実習用教材	小児看護学 バイタルサインベビー	3	3	
145	看護実習用教材	小児看護学 小児用酸素テント	1	1	
146	看護実習用教材	小児看護学 新生児・小児用マンシェット	14	14	
147	看護実習用教材	小児看護学 小児用アンビュウバッグ	1	1	
148	看護実習用教材	小児看護学 小児用聴診器	6	6	
149	看護実習用教材	小児看護学 成人用聴診器	1	1	
150	看護実習用教材	小児看護学 沐浴用浴槽	10	10	
151	看護実習用教材	小児看護学 沐浴用の桶	8	8	
152	看護実習用教材	小児看護学 ベビーバス	7	7	
153	看護実習用教材	小児看護学 ベビー用敷き布団	3	3	
154	看護実習用教材	小児看護学 小児用ベッド	3	3	
155	看護実習用教材	小児看護学 コット (新生児用ベッド)	4	4	
156	看護実習用教材	小児看護学 乳児7~10ヶ月モデルマロンさん	1	1	

NO
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195

売買物品リスト

(看護実習用教材)

NO	区分	物品	数量	見積額 (円)	備考
157	看護実習用教材	小児看護学 幼児5～6歳モデルリングちゃん	1	1	
158	看護実習用教材	小児看護学 幼児モデル	1	1	
159	看護実習用教材	小児看護学 新生児蘇生モデル	4	4	
160	看護実習用教材	小児看護学 コーケン未熟児モデルAタイプ	1	1	
161	看護実習用教材	小児看護学 コーケン未熟児モデルBタイプ	1	1	
162	看護実習用教材	小児看護学 超音波式ネブライザ	1	1	
163	看護実習用教材	小児看護学 ステンレストレイ	14	14	
164	看護実習用教材	小児看護学 プラスチックトレイ	12	12	
165	看護実習用教材	小児看護学 SpO2センサー	3	3	
166	看護実習用教材	小児看護学 オムロン耳式体温計	1	1	
167	看護実習用教材	小児看護学 湯温計	11	11	
168	看護実習用教材	小児看護学 温湿計	12	12	
169	看護実習用教材	小児看護学 ベビーカー	1	1	
170	看護実習用教材	小児看護学 ワゴン車	2	2	
171	看護実習用教材	老年看護学 高齢者体験セット	12	12	
172	看護実習用教材	老年看護学 片麻痺体験スーツ	6	6	
173	看護実習用教材	母性看護学 黄疸計測器ミノルタ	1	1	
174	看護実習用教材	母性看護学 トラウベ	2	2	
175	看護実習用教材	母性看護学 乳房マッサージ訓練モデル	1	1	京都科学
176	看護実習用教材	母性看護学 乳房モデル	2	2	
177	看護実習用教材	母性看護学 レオポルド触診モデル	2	2	
178	看護実習用教材	母性看護学 ドブラー	1	1	
179	看護実習用教材	母性看護学 未熟児用保育器	2	2	
180	看護実習用教材	母性看護学 ファントーム	1	1	
181	看護実習用教材	母性看護学 妊産婦体験モデル	2	2	
182	看護実習用教材	母性看護学 子宮モデル	3	3	
183	看護実習用教材	母性看護学 骨盤モデル	1	1	
184	看護実習用教材	母性看護学 ゆりかご	3	3	
185	看護実習用教材	母性看護学 頭蓋測定器	5	5	
186	看護実習用教材	母性看護学 妊娠暦計算機	2	2	
187	看護実習用教材	母性看護学 クスコ	12	12	
188	看護実習用教材	在宅看護論 折りたたみシャワーチェア	4	4	
189	看護実習用教材	在宅看護論 アジャスト支援パー	1	1	
190	看護実習用教材	在宅看護論 低ベッド	1	1	
191	看護実習用教材	在宅看護論 テレビ	1	1	
192	看護実習用教材	在宅看護論 冷蔵庫	1	1	
193	看護実習用教材	在宅看護論 電子レンジ	1	1	
194	看護実習用教材	在宅看護論 洗濯機	1	1	
195	看護実習用教材	在宅看護論 テーブル	1	1	

売買物品リスト

(看護実習用教材)

NO	区分		物品	数量	見積額 (円)	備考
196	看護実習用教材	在宅看護論	肘掛け付き椅子	1	1	
197	看護実習用教材	在宅看護論	車いすトイレ	1	1	
198	看護実習用教材	在宅看護論	人工呼吸器	1	1	
199	看護実習用教材	在宅看護論	足台	2	2	
200	看護実習用教材	在宅看護論	スカットクリーン	1	1	
201	看護実習用教材	在宅看護論	ポータブルスロープ	3	3	
			計	1,240	1,240	
			消費税		124	
			総計		1,364	

(視聴)

NO
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39

売買物品リスト

(視聴覚教材及び標本・模型類)

NO	区分		物品	数量	見積額 (円)	備考
1	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	頭骨模型	4	4	
2	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	心臓解剖	1	1	
3	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	呼吸器模型	1	1	
4	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	循環器標本	1	1	
5	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	消化器模型	1	1	
6	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	脳模型	2	2	
7	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	筋肉組織模型	1	1	
8	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	血管構造標本	1	1	
9	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	門脈系標本	1	1	
10	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	肺区域模型	1	1	
11	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	肺動静脈模型	1	1	
12	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	肺気管支及動静脈模型	1	1	
13	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	気管支分布模型	1	1	
14	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	皮膚組織模型	2	2	
15	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	聴器解剖模型	2	2	
16	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	眼球解剖模型	2	2	
17	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	歯牙解剖模型	1	1	
18	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	歯の解剖模型	1	1	
19	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	腎臓標本	1	1	
20	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	腎臓(左)模型	1	1	
21	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	泌尿・生殖器系標本	1	1	
22	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	腎臓と隣臓の関係模型	1	1	
23	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	鼻腔解剖模型	2	2	
24	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	三臓模型	1	1	
25	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	胃解剖模型	1	1	
26	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	胃模型	1	1	
27	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	可動喉頭模型	1	1	
28	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	泌尿器系統模型	2	2	
29	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	電子デジタル身長計	1	1	
30	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	体重計	2	2	
31	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	握力計	4	4	
32	視聴覚教材及び標本・模型類	基礎看護学	背筋力計	2	2	
33	視聴覚教材及び標本・模型類	成人看護学	高血圧患者食模型	1	1	
34	視聴覚教材及び標本・模型類	成人看護学	糖尿病食モデル	1	1	
35	視聴覚教材及び標本・模型類	母性看護学	骨盤模型	3	3	
36	視聴覚教材及び標本・模型類	母性看護学	骨盤径線	3	3	
37	視聴覚教材及び標本・模型類	母性看護学	胎児発育順序模型	2	2	
38	視聴覚教材及び標本・模型類	母性看護学	受胎原理模型	3	3	
39	視聴覚教材及び標本・模型類	母性看護学	分娩模型	1	1	

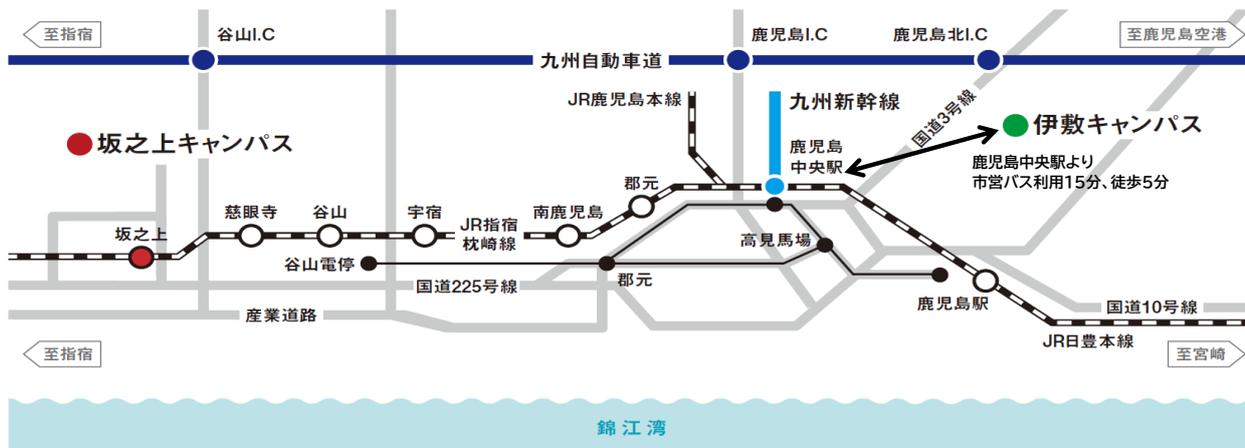
売買物品リスト

(内国誌)

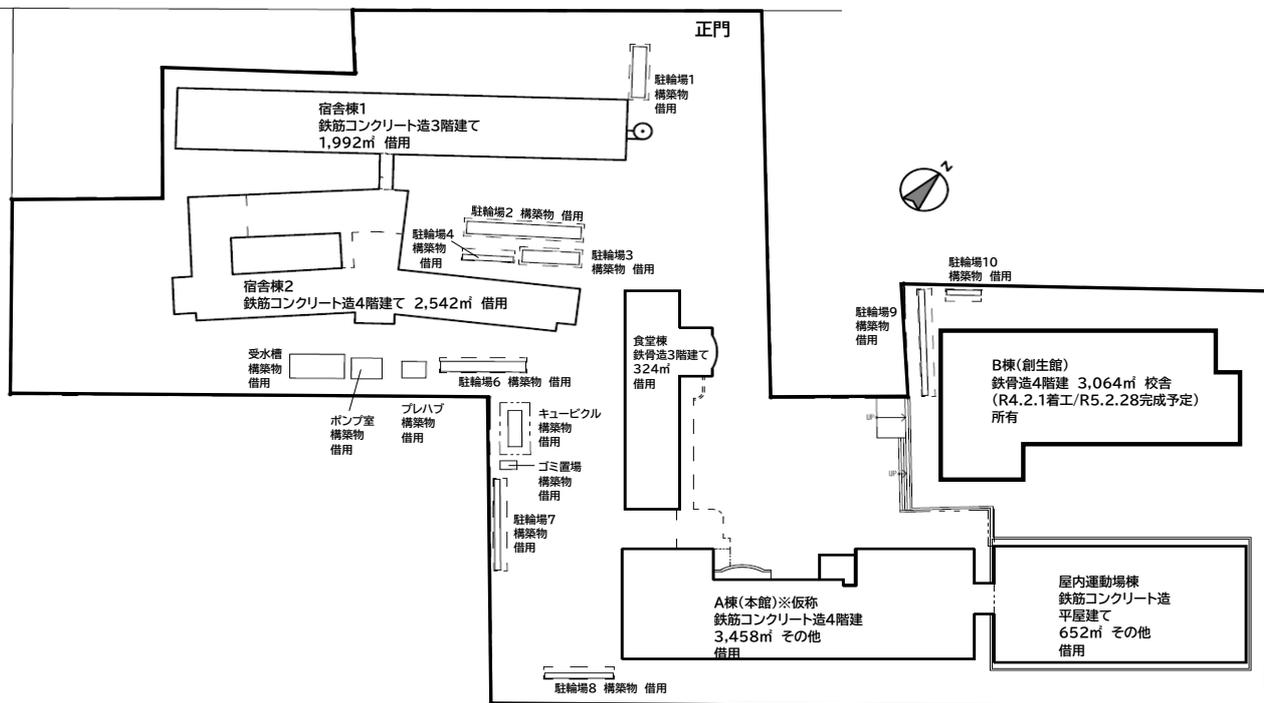
番号	雑誌名	Start 巻・号	end 巻・号	総冊数	単価	金額
1	クリニカルスタディ	2 1981	40 2019	34	300	10,744
2	看護	18 1996	71 2019	144	300	45,504
3	看護研究	21 1980	52 2019	51	300	16,116
4	看護展望	7 1982	44 2019	70	300	22,120
5	看護教育	22 1981	60 2019	70	300	22,120
6	保健婦雑誌／保健師ジャーナル	22 1966	75 2019	91	300	28,301
7	助産婦雑誌／助産雑誌	24 1970	73 2019	81	300	25,191
8	エキスパートナース	1 1985	35 2019	82	300	25,912
9	小児看護	4 1981	42 2019	86	300	27,176
10	周産期医学	15 1985	21 1991	14	300	4,424
11	ブレインナーシング	2 1986	35 2019	78	300	24,648
12	教育と医学	44 1996	67 2019	47	300	14,852
13	看護技術	200 1970	65 2019	96	300	29,856
14	看護管理	5 1995	29 2019	49	300	15,484
15	精神看護	1 1998	22 2019	22	300	6,952
16	訪問看護と介護	4 1999	24 2019	41	300	12,956
17	公衆衛生	81 2017	83 2019	6	300	2,004
18	がん看護	19 2014	24 2019	6	300	2,004
	計			1,068		336,364
	消費税					33,636
	総計					370,000



伊敷キャンパス周辺図



《伊敷キャンパス建物配置図》



伊敷キャンパス

所在地: 鹿児島市下伊敷一丁目52番17号

《土地》
 大学所有: 0㎡
 借用: 867㎡
 3652㎡ ※借用建物の建築面積合計
 (国立医療法人医療センター所有: 13,173㎡)

《建物》
 所有: 3,023㎡ (B棟(創生棟))
 借用: 9,117㎡ (全ての既存建物・構築物)

総括表			
2022年度 開設前年度			
種別		数量	単位
内国書	専門図書	2063	冊
	一般教養図書	737	冊
外国書		170	冊
内国雑誌		42	種
外国雑誌(OJパッケージ 1種44誌)		1	種
視聴覚資料		62	点
2023年度 開設1年次			
種別		数量	単位
内国書	専門図書	600	冊
外国書		50	冊
内国雑誌		42	種
外国雑誌(OJパッケージ 1種44誌)		1	種
視聴覚資料		21	点
データベース(電子書籍含む)		5	種
2024年度 開設2年次			
種別		数量	単位
内国書	専門図書	600	冊
外国書		60	冊
内国雑誌		42	種
外国雑誌(OJパッケージ 1種44誌)		1	種
視聴覚資料		15	点
データベース(電子書籍含む)		5	種
2025年度 開設3年次			
種別		数量	単位
内国雑誌		42	種
外国雑誌(OJパッケージ 1種44誌)		1	種
データベース(電子書籍含む)		5	種
2026年度 開設4年次			
種別		数量	単位
内国雑誌		42	種
外国雑誌(OJパッケージ 1種44誌)		1	種
データベース(電子書籍含む)		5	種

学術雑誌42種(内国雑誌) 明細

	雑誌名	ISSN	刊行頻度	出版社名
1	BRAIN NURSING(含増刊)	0910-8459	隔月刊	メディカ出版
2	CLINICAL STUDY(含増刊)	0388-5585	月刊	メヂカルフレンド社
3	エキスパートナーズ(含増刊)	0911-0194	月刊	照林社
4	家族看護学研究		年刊	日本家族看護学会
5	看護(含増刊)	0022-8362	月刊	日本看護協会出版会
6	看護管理	0917-1355	月刊	医学書院
7	看護教育	0047-1895	月刊	医学書院
8	看護技術(含増刊)	0449-752X	月刊	メヂカルフレンド社
9	看護研究(含増刊)		隔月刊	医学書院
10	看護展望(含増刊)	0385-549X	月刊	メヂカルフレンド社
11	看護人間工学会誌		年刊	看護人間工学会
12	がん看護(含増刊)	1342-0569	隔月刊	南江堂
13	コミュニティケア(含増刊)		月刊	日本看護協会出版会
14	産業保健と看護(含増刊)		隔月刊	メディカ出版
15	消化器ナーシング(含増刊)	2434-4575	月刊	メディカ出版
16	小児看護(含増刊)	0386-6289	月刊	へるす出版
17	小児がん看護		年2回	日本小児がん看護学会
18	整形外科看護(含増刊)	1342-4718	月刊	メディカ出版
19	精神看護	1343-2761	隔月刊	医学書院
20	地域ケアリング(含増刊)	1345-0123	月刊	北隆館
21	透析ケア(含増刊)	1341-1489	月刊	メディカ出版
22	糖尿病ケア(含増刊)	1348-9968	月刊	メディカ出版
23	公衆衛生	0368-5187	月刊	医学書院
24	HEART NURSING(含増刊)		月刊	メディカ出版
25	NURSING BUSINESS(含増刊)	0917-1495	月刊	メディカ出版
26	訪問看護と介護	1341-7045	月刊	医学書院
27	ほうもん看護		月刊	日本訪問看護財団
28	YORi-SOU がんナーシング(含増刊)	2433-7390	隔月刊	メディカ出版

	雑誌名	ISSN	刊行頻度	出版社名
29	看護診断		年刊	日本看護診断学会
30	子どもの虐待とネグレクト		年3回	岩崎学術出版社
31	緩和ケア(含増刊)	1349-7138	隔月刊	青海社
32	保健師ジャーナル	1348-8333	月刊	医学書院
33	助産雑誌		月刊	医学書院
34	PERINATAL CARE(含増刊)		月刊	メディカ出版
35	周産期医学(含増刊)		月刊	東京医学社
36	学術の動向		月刊	日本学術協力財団
37	地域保健	0385-2229	隔月刊	東京法規出版地域保健編集部
38	ICNR(アイシーエヌアール)		季刊	学研メディカル秀潤社
39	チャイルドヘルス	1344-3151	月刊	診断と治療社
40	精神科看護(含増刊)		月刊	(株)精神看護出版
41	老年精神医学雑誌(含増刊)		月刊	(株)ワールドプランニング
42	教育と医学		隔月刊	慶應義塾大学出版会株式会社

外国雑誌OJパッケージ1種44誌含む(Ovid Nursing Fulltext) 明細

	タイトル	ISSN
1	Advanced Emergency Nursing Journal	1931-4485/ 0164-2340
2	Advances in Neonatal Care	1536-0903
3	Advances in Nursing Science	0161-9268
4	Advances in Skin & Wound Care	1527-7941
5	American Journal of Nursing (AJN)	0002-936X
6	Cancer Nursing	0162-220X
7	CIN: Computers, Informatics, Nursing	1538-2931/ 1098-7126/ 0736-8593
8	Clinical Nurse Specialist:	0887-6274
9	Critical Care Nursing Quarterly	0887-9303
10	Dimensions of Critical Care Nursing	0730-4625
11	Family & Community Health	0160-6379
12	Gastroenterology Nursing	1042-895X
13	Health Care Management Review	0361-6274
14	Holistic Nursing Practice	0887-9331
15	Home Healthcare Now (former: Home Healthcare Nurse)	0884-741X/ 2374-4529
16	JBI Evidence Synthesis (Name Changed) *	2689-8381
17	Journal for Nurses in Professional Development (former: Journal for Nurses in Staff Development -JNSD)	1098-7886 / 2169-9798/2169-981X
18	Journal of Cardiovascular Nursing	0889-4655
19	Journal of Addictions Nursing	1088-4602
20	Journal of Christian Nursing	0743-2550
21	Journal of Hospice and Palliative Nursing	1522-2179
22	Journal of Infusion Nursing	1533-1458 / 0896-5846
23	Journal of Nursing Administration **	0002-0443
24	Journal of Nursing Care Quality	1057-3631
25	Journal of Patient Safety	1549-8417
26	Journal of Perinatal and Neonatal Nursing	0893-2190
27	Journal of Trauma Nursing	1078-7496
28	Journal of WOCN: Wound, Ostomy, and Continence Nursing	1071-5754
29	LPN (Back File only)	1553-0582
30	MCN, The American Journal of Maternal/Child Nursing	0361-929X
31	Nurse Educator	0363-3624
32	Nurse Practitioner	0361-1817
33	Nursing	0360-4039
34	Nursing Administration Quarterly	0363-9568
35	Nursing Critical Care	1558-447X
36	Nursing Made Incredibly Easy	1544-5186
37	Nursing Management	0744-6314
38	Nursing Research	0029-6562
39	Nutrition Today	0029-666X
40	OR Nurse	1933-3145
41	Orthopaedic Nursing	0744-6020
42	Plastic Surgical Nursing	0741-5206
43	Professional Case Management	1932-8087 / 1529-7764
44	Journal of the Dermatology Nurse's Association	1945-760X

※Ovidが提供するパッケージ「Nursing FullText」でのご提供です。

データベース5種(内電子書籍1種含む) 明細

No.	データベース名
1	医中誌WEB
2	最新看護索引WEB
3	メディカルオンライン
4	メディカルオンライン イーブックスライブラリー
5	ナーシングチャンネルVPN

【前期】1年生坂之上キャンパス:月・火・水・金

	1時限				2時限				3時限				4時限				5時限				
	選択	科目名	担当	教室	選択	科目名	担当	教室	選択	科目名	担当	教室	選択	科目名	担当	教室	選択	科目名	担当	教室	
月曜日	1				必修	現代社会とスポーツ	兼:濱中	8329	必修	日本国憲法	兼:山本	710									
	2	必修	健康をまもる法律	兼:宮路	第2	必修	保健統計学	兼:吉田	第2	必修	成育健康回復ケア概論	鳥越 佐々木 西頭	第2	必修	健康回復過程論II:リハビリ期・慢性期の看護	丹羽 中馬 厚地 小玉 野中 久富木 梅木 水迫	第2	必修	健康障害とその治療I	兼:中島 兼:森内 兼:大塚 兼:東元	第2
	3		実習初日:学内(オリエンテーション・演習)	ゼミ室 技術多目的 成育第3																	
	4				必修	卒業研究I	堤 河口 中俣 中馬 丹羽 武 米増 有村 安藤 鳥越 塩満 小玉 佐々木 稲留 野中 山田 西頭	ゼミ室	必修	長期療養生活ケア論	中俣 武 持留 小原 春田	第4									
火曜日	1	選択	環境科学	兼:児玉谷	711	選択	教育方法学	兼:平野	726	必修	情報処理(クラス①)	兼:表	727								
	2	必修	健康増進ケア論I:地域保健看護活動の基礎	米増 日高	第2 多目的	必修	人間と看護(全8回)	河口 野中 厚地 小原 梅木 水迫 津曲	第2 チュートリアル	必修	生活機能援助論V:動くを支える機能	丹羽 石川 山田 久富木 有村 平松 春田 小玉 一宮 水迫	技術	必修	生活機能援助論VI:体むと情報交換を支える機能	安藤 石川 堤 有村 中俣 春田 小玉 一宮 水迫	技術				
	3																				
	4									必修	看護管理論	米増 河口	第4								
水曜日	1	必修	英語オーラル・コミュニケーションI(クラス①②)	兼:ボラード 兼:ゴースラム	222 232	必修	英語オーラル・コミュニケーションI(クラス③④)	兼:トーランド 兼:ゴースラム	222 232	必修	情報処理(クラス②)	兼:表	727								
	2	必修	成人老年健康回復ケア概論	山田 河口	第2	必修	看護展開基礎論	中馬 堤 河口 石川 米増 丹羽 梅木 鳥越 有村 平松 佐々木 武 山田 一宮	第2 チュートリアル	必修	疫学	兼:郡山(千)	第2	必修	薬理学	兼:山形	第2	必修	健康障害とその治療II	兼:宮元 兼:郡山(暢) 兼:松岡 兼:松崎 兼:松下 兼:川畑	第2
	3																				
	4																				
木曜日	1	必修	看護への招待	堤 中馬 丹羽 鳥越 佐々木 山田 河口	第1 チュートリアル	必修	からだの仕組みと働きI	兼:蓮井	第1	必修	生活機能援助論I:安全をまもる機能	中俣 石川 中馬 有村 持留 武 小原 厚地 野中 田中	技術	必修	生活機能援助論II:生きるを支える機能	山田 有村 石川 中俣 武 小原 厚地 津曲	技術	必修	新入生ゼミナール	堤 鳥越 山田 丹羽 稲留 有村 西頭 野中 水迫 中俣 石川 津曲 武 梅木 厚地 小玉 平松	多目的
	2	必修	保健医療福祉行政論	米増 稲留	第2	必修	健康回復過程論I:急性-回復期・治療過程における看護	山田 中俣 武 津曲 石川 梅木 持留 田中	第2 チュートリアル	必修	精神・在宅健康回復ケア概論	堤 丹羽	第2	必修	成育健康回復ケア論I	鳥越 佐々木 西頭 梅木	第2				
	3																				
	4																				
金曜日	1	選択	データサイエンス・AI入門(履修指定)	兼:大久保	720	選択	まちづくり概論	兼:アイリッシュ	720	選択	地域から世界へ	兼:大久保	421								
	2									必修	健康回復看護総論	安藤 小玉 兼:田中(康)	第2	必修	健康障害とその治療III	兼:恒松 兼:田中(裕)	第2				
	3		実習最終日:学内発表等	ゼミ室	ゼミ室 多目的 成育第3																
	4																				

集中講義	科目名	担当者
1	必修 いのちをはぐむ地球	新永

伊敷キャンパス講義室等の名称

講義室等の名称		
第1	第1講義室	共通教育科目
第2	第2講義室	専門基礎科目
第3	第3講義室	専門科目
第4	第4講義室	専門科目
チュートリアル	チュートリアル	
技術	看護技術実習室	
成育	成育看護実習室	
多目的	多目的実習室	
ゼミ室	ゼミ室	

■ 共通教育科目
■ 専門基礎科目
■ 専門科目
□ 内は坂之上キャンパス開講科目

臨地実習	科目名	担当者
2	必修 健康回復看護総論実習	有村 堤 鳥越 山田 丹羽 一宮 久富木 中馬 佐々木 河口 安藤 石川
	必修 看護展開基礎実習	有村 堤 鳥越 山田 西頭 武 一宮 石川 持留 平松 田中 中馬 佐々木 河口 中俣 安藤 野中 梅木 春田 厚地 津曲
3 (通年)	健康増進ケア論実習	米増 塩満 稲留 日高
	成育健康回復ケア論実習I	佐々木 鳥越 西頭 梅木 厚地 田中
	成育健康回復ケア論実習II	鳥越 佐々木 西頭 梅木 厚地 田中
	成人健康回復ケア論実習	山田 中俣 武 持留
	老年健康回復ケア論実習	河口 野中 小原 津曲
	精神健康回復ケア論実習	堤 安藤 春田 平松
4	在宅健康回復ケア論実習	丹羽 小玉 久富木 水迫
	長期療養生活ケア論実習	中俣 中馬 有村 一宮 石川 久富木 小原
	健康増進ケア論発展実習	米増 塩満 稲留 日高

【後期】1年生坂之上キャンパス:月・木

	1時限				2時限				3時限				4時限				5時限				
	選択	科目名	担当	教室	選択	科目名	担当	教室	選択	科目名	担当	教室	選択	科目名	担当	教室	選択	科目名	担当	教室	
月曜日	1	選択	西洋史	兼:藤内 710	選択	社会心理学	兼:榊原 712														
	2	必修	看護研究	中馬 有村 一宮 第3	必修	健康と看護 (全8回)	米増 塩満 稲留 中俣 持留 小原	第2 チュートリアル 多目的	必修	健康回復過程論Ⅲ: 人生の最期のとき・外来通院期の 看護	武 安藤 久富木 春田 平松 津曲	第2 チュートリアル	必修	成人健康回復 ケア論Ⅱ	佐々木 鳥越 西頭 梅木 厚地 田中	第2 成育	必修	健康障害とその 治療Ⅳ	兼:林 兼:中崎	第2	
	3		実習初日: 学内(オリエン テーション・演 習)	ゼミ室 技術 多目的 成育 第2									必修	地域包括チーム ケア論 (ケア論実習終了 後)	丹羽 稲留 中俣 久富木 春田 水迫	第3					
	4								必修	看護キャリア 発達論	堤 中馬 鳥越	第4					必修	卒業研究Ⅱ	堤 河口 中俣 中馬 丹羽 武 米増 有村 安藤 鳥越 塩満 小玉 佐々木 稲留 野中 山田 西頭	ゼミ室	
火曜日	1	必修	健康増進看護総 論Ⅰ:地域保健	塩満 小玉 稲留 第1	必修	援助関係論	堤 安藤 持留 小原 春田 平松	第1 チュートリアル	必修	健康増進看護総 論Ⅱ :成育保健	佐々木 鳥越 西頭	第1	必修	生活機能援助論Ⅲ: 食物・水分摂取を支え る機能	中馬 山田 有村 梅木 春田 水迫 田中 津曲	技術	必修	生活機能援助論Ⅳ: 排便・排尿を支える機 能	武 有村 西頭 一宮 野中 石川	技術	
	2	必修	暮らしをまもる 制度	兼:久留須 第2					必修	暮らしと看護 (全8回)	丹羽 塩満 平松 水迫 安藤 小玉 久富木 春田	第2 チュートリアル 多目的	必修	健康増進ケア論 Ⅱ:対象の発達段 階に応じた地域 看護活動	稲留 塩満 日高	第2 多目的	必修	健康増進ケア論 Ⅲ:健康課題の特 性に応じた地域 看護活動	米増 稲留 塩満 日高	第2 多目的	
	3																				
	4																				
水曜日	1	必修	看護学概論	中馬 稲留 兼:岩穴口 第1	必修	いのちと看護 (全8回)	鳥越 佐々木 山田 厚地 西頭 田中 武 安藤	第1 チュートリアル 多目的	必修	からだの仕組み と働きⅡ	兼:亀山	第1	必修	からだの異常と 発生メカニズム	兼:野元	第1	必修	からだの異常の 診断技術	兼:井手上 兼:城ヶ崎	第1 技術	
	2	必修	在宅健康回復 ケア論	小玉 丹羽 野中 津曲 久富木 水迫 厚地 田中 中俣 第2 多目的	必修	老年健康回復 ケア論	河口 野中 水迫 津曲 久富木 持留 小原 春田	第2 多目的	必修	生涯発達論	兼:飯干	第2	必修	医療情報活用論	兼:宇都	第4					
	3	必修	長期療養生活看 護総論 (ケア論実習終了 後)																		
	4								必修	看護統合演習	有村 堤 河口 中馬 丹羽 中俣 米増 鳥越 佐々木	第4									
木曜日	1	必修	英語オーラル・コ ミュニケーションⅡ (クラス①②)	兼:山下(学) 兼:トーランド 222 232	必修	英語オーラル・コ ミュニケーションⅡ (クラス③④)	兼:ボラード 兼:トーランド 222 232		選択	地域経済論	兼:八木	411	必修	地球で生きる いのち	兼:平	724					
	2	必修	成人健康回復 ケア論	山田 中俣 平松 武 日高 持留 小原 春田	第2 多目的	必修	精神健康回復 ケア論	安藤 堤 厚地 石川 日高 持留 春田 平松	第2 多目的	必修	生活機能援助論Ⅶ: 子どもを産み育てるこ とを支える機能	鳥越 西頭 佐々木 梅木 有村 持留 厚地 田中 久富木	技術	必修	生活機能援助論Ⅷ: 救命救急・診療の補助	山田 有村 石川 中俣 小原 春田 水迫 津曲	技術	必修	生活機能援助論 Ⅸ:在宅展開・事 例展開	小玉 河口 中馬 丹羽 有村 西頭 中俣 安藤 野中 久富木 持留 平松 水迫 日高 津曲	技術
	3																				
	4																				
金曜日	1	必修	感染と防御	兼:吉家 第1	必修	働く人の健康	兼:堀内 第1	必修	健康増進看護総 論Ⅲ :成人老年保健	武 河口	第1	必修	代謝と栄養	兼:侯 兼:崎向 第1	必修	暮らし探索 フィールドワー ク	河口 塩満 稲留 西頭 安藤 小玉	野中 久富木 梅木 持留 小原	春田 平松 水迫 津曲 田中	第1	
	2	必修	家族看護論	佐々木 兼:松本 第2	必修	健康増進ケア論 Ⅳ:学校・産業保 健活動	塩満 稲留 日高 第2 多目的						必修	看護倫理	中馬 兼:江口 第2						
	3		実習最終日: 学内 発表等	ゼミ室 多目的 成育 第3					必修	災害支援論 (ケア論実習終了 後)	安藤 西頭 米増 塩満 武 梅木	中馬 平松	多目的								
	4																				

伊敷キャンパス講義室等の名称

講義室等の名称	
第1	第1講義室
第2	第2講義室
第3	第3講義室
第4	第4講義室
チュートリアル	チュートリアル ルーム1~8
技術	看護技術実習室
成育	成育看護実習室
多目的	多目的実習室
ゼミ室	ゼミ室

- 共通教育科目
- 専門基礎科目
- 専門科目
- 内は坂之上
キャンパス開講科目

科目名	担当者
健康増進ケア論実習	米増 塩満 稲留 日高
成育健康回復ケア論実習Ⅰ	佐々木 鳥越 西頭 梅木 厚地 田中
成育健康回復ケア論実習Ⅱ	鳥越 佐々木 西頭 梅木 厚地 田中
成人健康回復ケア論実習	山田 中俣 武 持留
老年健康回復ケア論実習	河口 野中 小原 津曲
精神健康回復ケア論実習	堤 安藤 春田 平松
在宅健康回復ケア論実習	丹羽 小玉 久富木 水迫

鹿児島国際大学自己点検・評価規程

平成 16 年 5 月 26 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校教育法第 109 条及び鹿児島国際大学学則第 2 条に基づき、鹿児島国際大学及び鹿児島国際大学大学院（以下「本学」という。）の教育研究の水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら行う点検・評価（以下「自己点検・評価」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 本学は、自己点検・評価を実施するため、次の各号に掲げる組織により構成する。

- (1) 自己点検・評価運営委員会（以下「運営委員会」という。）
 - (2) 自己点検・評価実施部会（以下「実施部会」という。）
 - (3) 自己点検・評価実施委員会（以下「実施委員会」という。）
 - (4) 鹿児島国際大学事務組織規則に定める事務局（以下「事務局」という。）
- 2 実施部会は、企画部会、総務部会、教育研究部会、教務部会、学生支援部会及び産学官地域連携部会を置く。
- 3 実施委員会は、各学部・研究科及びその附属施設（以下「各学部・研究科」という。）に置く。

(運営委員会)

第 3 条 運営委員会は、内部質保証の推進に責任を負う組織として、自己点検・評価に関する基本方針を定め、実施部会を経て実施委員会及び事務局から報告された結果を総括し、本学の自己点検・評価報告書として取りまとめる。

- 2 運営委員会は、各学部・研究科及び事務局が実施する改善・向上に向けた取組みの指示及び支援を行うとともに、実施するにあたり必要な予算措置等を行う。
- 3 運営委員会は、学長、学長補佐、副学長、研究科長、学部長、学生総合支援センター長、学生部長、教務部長、研究教育開発センター長、産学官地域連携センター長、地域総合研究所長、図書館長、事務局長、事務局次長、総務部長及び総合企画部長をもって構成する。
- 4 運営委員会は、学長が委員長となり、これを招集し、その議長となる。
- 5 学長不在のときは、学長が指名する学長補佐又は副学長が職務を代行する。
- 6 運営委員会は、必要に応じて学内関係者の出席を求めることができる。
- 7 運営委員会は、必要に応じて学外者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(実施部会)

第 4 条 実施部会は、運営委員会の意を受け、別表 1 に定める認証評価機関の基準に基づき、事務局が行う自己点検・評価を指導し、作業を確認、調整する。

- 2 実施部会は、事務局の報告を基に、適切性の検証を行いその経過及び結果を取りまとめ、運営委員会に報告する。
- 3 実施部会の構成員及び取りまとめ事務局は、別表 1 に定める。
- 4 部会長は、別表 1 の取りまとめ事務局の長とし、副部会長は、部会長が指名する。
- 5 実施部会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(実施委員会)

第 5 条 実施委員会は、運営委員会の基本方針に基づき、各学部・研究科の活動について自己点検・評価シート及びカリキュラム・アセスメント・チェックリスト等を活用した自己点検・評価を行い、その経過及び結果をまとめる。

- 2 実施委員会が実施した自己点検・評価は、各学部教授会又は大学院研究科会議での審議を経て、運営委員会及び事務局に報告する。

(事務局)

第 6 条 事務局は、運営委員会の基本方針に基づき、実施委員会からの報告及び自らの活動について、自己点検・評価ノートを活用した全学的な観点による自己点検・評価を行い、その経過及び結果を事務局が所管する委員会等での審議を経てとりまとめ、実施部会に報告する。

2 事務局は、実施委員会と連携してそれぞれの長所・特色や問題点を明らかにし、改善・向上に向けて全学的な観点による年度の適切な目標等を設定した上で、評価の視点及び根拠に基づいた達成度評価を行う。

(自己点検項目)

第7条 基本的な自己点検項目は、次のとおりとする。

- (1) 大学の理念及び各組織の目的に関する事項
- (2) 内部質保証に関する事項
- (3) 教育研究組織に関する事項
- (4) 教育課程・学習成果に関する事項
- (5) 学生の受入れに関する事項
- (6) 教員及び教員組織に関する事項
- (7) 学生支援に関する事項
- (8) 教育研究等環境に関する事項
- (9) 社会連携及び社会貢献に関する事項
- (10) 管理運営、事務組織及び財務に関する事項
- (11) その他必要な事項

2 前項に規定する項目の追加は、運営委員会において行う。

(自己点検・評価報告書の公表)

第8条 学長は、運営委員会が取りまとめた自己点検・評価報告書を毎年度公表しなければならない。

2 公表の方法及び内容は、運営委員会の審議を経て、学長がこれを決定する。

(結果等の活用)

第9条 学長、事務局及び各学部・研究科の長は、毎年度作成する自己点検・評価報告書及び認証評価機関の評価結果を有効に活用し、改善が必要と認められるものについては、自己点検・評価ノートに年度の適切な目標等を設定した上で、その改善と質の向上に努めなければならない。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、総合企画部が処理する。

2 実施部会の庶務は、別表1の取りまとめ事務局が処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年5月26日より施行する。
- 2 鹿児島国際大学自己点検・評価委員会規程(平成7年1月31日制定)は廃止する。
- 3 この規程は、平成19年7月25日より施行する。
- 4 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成28年5月25日から施行する。
- 6 この規程は、平成29年1月25日から施行する。
- 7 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

別表1 (第4条, 第10条関係)
(自己点検・評価実施部会)

実施部会	認証評価機関の基準	関係事務局	構成員	取りまとめ事務局
企画部会	1. 理念・目的 2. 内部質保証 5. 学生の受け入れ	企画・国際課 入試・広報課 教務部 学生部 研究教育開発センター 法人本部総務企画部	各研究科長 各学部長 ◎総合企画部長 総合企画部次長 教務部長 教務部次長 研究教育開発センター長 研究教育開発センター次長 法人本部総務企画部長	総合企画部
総務部会	8. 教育研究等環境 10. 大学運営・財務	総務部 研究教育開発センター 教務部 図書館 情報処理センター 企画・国際課 法人本部経理部	◎総務部長 研究教育開発センター長 研究教育開発センター次長 教務部長 教務部次長 図書館長 図書館次長 情報処理センター所長 総合企画部長 総合企画部次長 法人本部経理部長	総務部
教育研究部会	3. 教育研究組織 6. 教員・教員組織	研究教育開発センター 教務部 総務部 産学官地域連携センター 地域総合研究所 企画・国際課	◎研究教育開発センター長 研究教育開発センター次長 教務部長 教務部次長 総務部長 各研究科長 各学部長	研究教育開発センター
教務部会	4. 教育課程・学習成果	教務部 研究教育開発センター 企画・国際課 就職キャリアセンター 産学官地域連携センター	各研究科長 各学部長 各学科長 ◎教務部長 教務部次長 研究教育開発センター長 研究教育開発センター次長	教務部
学生支援部会	7. 学生支援	教務部 学生部 就職キャリアセンター 企画・国際課	◎学生総合支援センター長 学生総合支援センター次長 教務部長 教務部次長 学生部長 学生部次長 就職キャリアセンター所長	学生部
産学官地域連携部会	9. 社会連携・社会貢献	産学官地域連携センター 地域総合研究所 企画・国際課 図書館 教務部 研究教育開発センター	◎産学官地域連携センター長 産学官地域連携センター次長 地域総合研究所長 地域総合研究所次長 就職キャリアセンター所長 総合企画部長 総合企画部次長	産学官地域連携センター

(注) ◎は部会長。

学生支援に関する方針

学生支援に関する基本方針

学生一人ひとりが学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、大学の基本理念・目的に基づいてキャンパスライフの満足度を高め、人間的成長を促し社会人としての自立に向けた支援を行う。

修学支援に関する方針

1. 学生の資質・能力に応じた補修・補充教育を充実するとともに、学生の自主的な学習を促進するなどの修学支援を充実する。
2. 学生の修学状況の把握・分析に努め、関係する各部局と教職員が連携して適切な指導を行う。
3. 大学独自の各種奨学金制度の充実を図り、定期的に点検し適切に運用する。また、学外の奨学金に関する広報・相談業務を充実する。
4. 留学生に対し、入学後のスムーズな学修のための多様な支援を行う。
5. 「障がいのある学生の受入れ及び支援に関する基本方針」に基づき、有償ボランティア制度など障がいのある学生への支援を充実する。

生活支援に関する方針

1. 学生からの心身の健康や生活上の問題に関する相談に対応し、適切なカウンセリングを行う。
2. ボランティア活動やサークル活動をはじめ、学生が意欲的に取り組んでいる課外活動を支援し、若者文化としての醸成を促す。
3. ハラスメントなどの人権侵害の防止に取り組み、健全なキャンパスライフを促進する。
4. 安全・快適なキャンパスライフを促進するため、学生の視点に立った福利厚生施設等を充実する。

進路支援に関する方針

1. 学生一人ひとりのキャリア形成を実現するために、国内外インターンシップなどのキャリア教育を充実する。

2. 各種ガイダンスなど就職活動支援の充実を図るとともに、就職活動支援のツールを活用し就職意識の向上を促す。
3. 地元雇用を拡大するために、本学の卒業生、同窓会及び本学卒業企業経営者の会との連携を強化する。
4. 留学生が職業的・社会的役割を果たせるよう適切な進路支援を行う。

鹿児島国際大学就職キャリア委員会規程

平成 24 年 3 月 21 日 制定

(名 称)

第 1 条 本学に鹿児島国際大学就職キャリア委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第 2 条 委員会は、学生のキャリア形成支援、就業力育成支援および進路支援を積極的に進めることを目的とする。

(構成および招集)

第 3 条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成し、学生総合支援センター次長が招集し、議長となる。

- (1) 学生総合支援センター長
- (2) インターンシップ委員会委員長
- (3) 学生総合支援センター次長
- (4) 各学科から選出された教授（または、准教授、講師） 1 名

2 委員会が必要と認めるときは、その他の職員を委員会に出席させることができる。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生のキャリア形成に関する事項
- (2) 学生の就業力育成支援に関する事項
- (3) 学生のインターンシップ（国内）に関する事項
- (4) 学生の就職活動に関する事項
- (5) 大学院進学等学生の進学に関する事項
- (6) その他、学生のキャリア形成支援および進路支援に関する事項

(任 期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、新たに選出された委員の任期は前任者の任期満了までの期間とする。

(委員会事務)

第 6 条 委員会に関する事務は、就職キャリアセンターが担当する。

(規程の改廃)

第 7 条 この規定の改廃は、委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 鹿児島国際大学進路支援委員会規程（平成 17 年 7 月 27 日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

◎全学年対象

月 日	行事
6月15日	資格取得講座説明会
8月上旬～9月中旬	マイクロソフトオフィススペシャリスト講座
9月下旬～12月下旬	FP技能士3級講座
8月下旬～11月下旬	日商簿記3級講座
8月中旬	ANA総合研究所エアラインセミナー(夏期)
12月上旬～2月下旬	南日本新聞社との連携「新聞でコミュニケーション講座」
2月中旬	ANA総合研究所エアラインセミナー(冬期)

◎1・2年生対象

月 日	行事
5月20日	公務員受験対策セミナー
5月上旬～6月上旬	キャリアガイダンス
6月1日	自分研究&適職診断テスト受検会(自己分析)
6月11日・18日	「鹿児島総合卸商業団地協同組合」との連携就業力育成研修(2年生以上)
7月6日・8日	筆記試験対策全国一斉WEB模擬テスト受検会
8月下旬～10月上旬	公務員受験対策講座「入門講座」
10月19日	自分研究&適職診断テスト受検会(自己分析)
10月下旬～翌8月	教員採用試験サクセス学内講座
12月7日・9日	筆記試験対策全国一斉WEB模擬テスト受検会
2月上旬	JA鹿児島県連就業力育成研修
3月中旬	就職活動先取り講座
3月下旬	就職キャリア説明会(インターンシップ・公務員試験対策等)

◎3年生対象

月 日	行事
5月11日・13日	第1回就職ガイダンス「就活スタートアップ」
5月20日	公務員受験対策セミナー
5月25日・27日	第2回就職ガイダンス「自己分析講座」
6月1日	自分研究&適職診断テスト受検会(自己分析)
6月8日・10日	第3回就職ガイダンス「インターンシップ活用法と業界・企業研究」
6月11日・18日	「鹿児島総合卸商業団地協同組合」との連携就業力育成研修
6月22日・24日	第4回就職ガイダンス「業界・企業研究セミナー」
7月6日・8日	筆記試験対策全国一斉WEB模擬テスト受検会
8月下旬～10月上旬	公務員受験対策講座「入門講座」
10月5日・7日・12日	第5回就職ガイダンス「就活直前ガイダンス」
10月19日	自分研究&適職診断テスト受検会(自己分析)
10月下旬～翌8月	教員採用試験サクセス学内講座
11月2日・4日	第6回就職ガイダンス「履歴書・エントリーシート等対策(「自己PR・ガクチカ」編)」
11月9日・11日	第7回就職ガイダンス「履歴書・エントリーシート等対策(「志望動機」編)」
11月16日・25日・30日	第8回就職ガイダンス「業界・企業研究セミナー」
12月7日・9日	筆記試験対策 全国一斉WEB模擬テスト受検会
12月16日・21日	第9回就職ガイダンス「面接対策&マナー講座」
1月下旬	面接実践対策「対面型」個人・集団面接,「オンライン型」個人面接・GD
2月上旬	JA鹿児島県連就業力育成研修
2月21日・22日	学内合同企業説明会事前説明会
3月2日	大学主催合同企業説明会
3月下旬	就職手続きガイダンス・公務員受験対策プログラム説明会

◎4年生対象

月 日	行事
4月下旬～翌年3月	学内個別企業説明会(随時)
5月中旬	鹿児島県公立学校教員採用試験説明会
9月中旬	学内合同企業説明会